

R7 年度省エネ基準適合義務制度対応

省エネ基準適合義務制度の解説

〔第二版〕



目 次

ページ
番号

1. 改正建築物省エネ法について	P. 1
1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応	P. 1
1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）	P. 5
2. 省エネ基準適合義務施行後の手続き等について	P. 12
2-1. 省エネ適判が必要な場合	P. 14
2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化	P. 19
2-3. 省エネ適判が不要な場合	P. 20
2-4. 省エネ適判に係る補足事項	P. 24
2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント	P. 25
3. 省エネ計算実践編 概要解説	P. 33
3-1. 省エネ基準の概要と規制水準	P. 33
3-2. 非住宅の計算方法	P. 37
3-3. 住宅の計算方法	P. 44
4. 参考情報とお知らせ	P. 53
4-1. 住宅の評価法に関する変更点等	P. 53
4-2. お問い合わせ先等	P. 57
5. 【参考 1】様式記載例	P. 60
6. 【参考 2】設計図書の作成例の解説	P. 97

1. 改正建築物省エネ法について

目次

- 1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応
- 1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

住宅・建築物分野の省エネの必要性

Point

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取組が必要不可欠です。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

<部門別エネルギー消費の状況>

我が国の最終エネルギー消費量の約3割は建築物分野。

<エネルギー消費の割合> (2019年度)

→ 建築物分野: 約3割

業務・家庭
30%

運輸
23%

産業
46%

日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理 (第203回臨時国会)

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月22日菅総理 (気候サミット)

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

エネルギー基本計画
(R3年10月閣議決定) 等

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物省エネ法を改正し、住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

※ZEH・ZEB: Net Zero Energy House/Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビルディング)

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

Point

- ・2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置しました。

省エネ性能の底上げ

2025年4月～

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※省エネ基準への適合は原則として省エネ適判により確認。
※仕様基準を用いた場合などは省エネ適判の省略が可能。

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務 2025.4～
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務 2025.4～
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務	適合義務 2025.4～	適合義務 2025.4～

より高い省エネ性能への誘導

2023年4月～

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 売戸建、注文戸建、賃貸アパート

【改正】 分譲マンションを追加

(参考) 誘導基準の強化 [省令・告示改正]
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

省エネ性能表示の推進

2024年4月～

- ・販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
- ・必要に応じ、勧告・公表・命令

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20% (ZEB水準)	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象: 自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額: 500万円、返済期間: 10年以内、担保・保証: なし

形態規制の合理化

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
(市街地環境を書さない範囲で)

⇒ 形態規制の特例許可

省エネ改修で設置
高効率の熱源設備
絶対高さ制限

再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備※1の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

- ・建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- ・条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化

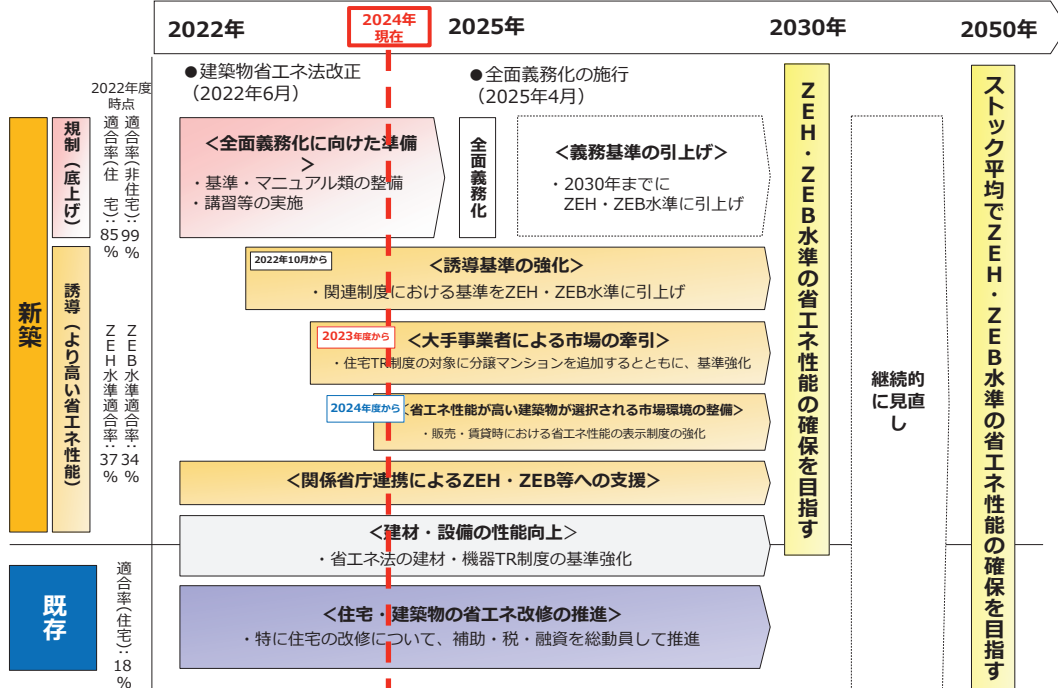
※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合
⇒ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等
太陽光パネル等で屋根をかけた建蔽率(建て坪)が増加

Point

- ・2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも2030年までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引上げ予定となっています。



Point

- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されました。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要です。

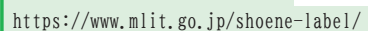
エネルギー消費性能表示制度

- ✓ **住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※**は、その販売等を行う建築物について、**エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)**。
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ **告示に定められたラベル**を使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。

※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

表示制度をもっと知りたい！

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



省エネ性能ラベル



ラベルの発行
Webプログラムの計算結果等と連動して発行（自己評価）

エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

断熱性能

- ✓ 断熱等性能等級1~7に相当する7段階で表示
- ✓ 4で省エネ基準適合

目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示
することをイメージ





住宅における省エネ部位ラベル

Point

- 建築時に省エネ性能を評価していない既存建築物については、告示に従った表示を行うことが困難なものもあります。
- このため、既存住宅における省エネ性能の向上に資する改修等の取組みを評価するため、**改修等の部位の表示(省エネ部位ラベル)**を新たに設定します。
- この新しい**省エネ部位ラベルは2024年11月から運用開始**です。

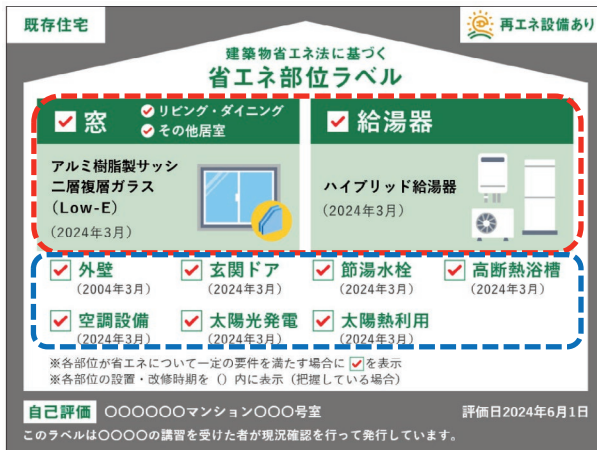


主たる項目

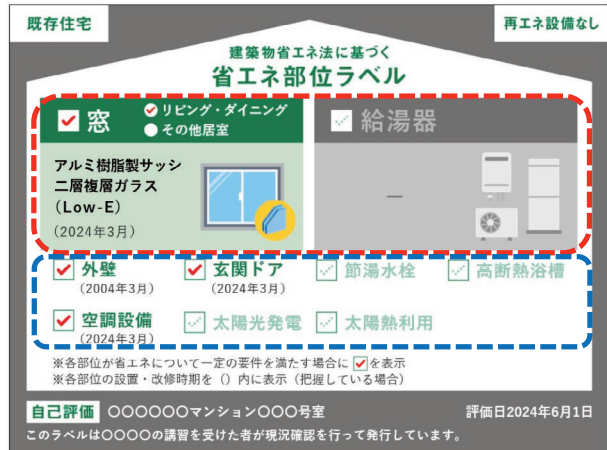


副次的項目

表示例(1) 主たる項目及び副次的項目を全て「有り」とした場合



表示例(2) 一部の項目を「有り」とした場合



建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

Point

- ・ **2024年4月**から、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、**建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設**されました。
- ・ 市町村が促進計画を作成・公表することで、当該計画の区域内には、**建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務**や**建築基準法の形態規制の特例許可**などが適用されます。

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

- ✓ 市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成。(作成は任意)
- ✓ 促進計画が作成・公表された場合、以下の措置が適用。

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象
- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を书面で説明

市町村の努力義務(建築主等への支援)

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。(例: 再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点)

建築主の努力義務(再エネ利用設備の設置)

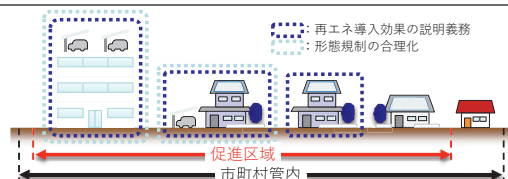
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定(建築基準法)】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内や高度地区内における建築物の高さ



1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

建築主及び建築士の努力義務

Point

- 改正建築物省エネ法により、**建築主は、省エネ性能の一層の向上を図る**よう努めなければなりません。
- また、**建築士は**、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、**省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明する**よう努めなければなりません。

建築主の努力義務

改正法により、建築主は建築をしようとする建築物に対する努力義務の内容が見直し

<2025年3月末まで>

省エネ基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない



<2025年4月以降>

省エネ性能の**一層の向上を図るよう努めなければならない**。

建築士の努力義務

- **建築士は**、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、**建築主に対して**、設計に係る建築物のエネルギー消費性能など**省エネ性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければなりません**。
- 建築物の省エネ性能表示制度における**省エネ性能ラベル**や**省エネ性能の評価書**を活用して、建築主へ説明することも可能です。

修繕等とは・・・

- 修繕
- 模様替え
- 建築物への空気調和設備等※の設置
- 建築物に設けた空気調和設備等※の改修

※ 空気調和設備等：一次エネルギー消費量の算定対象である以下の設備
空気調和設備、換気設備、給湯設備、照明設備、昇降機



基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)

Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は廃止されます。

省エネ基準適合義務の対象

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- 10㎡以下の新築・増改築
- 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの
- 歴史的建造物、文化財等
- 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- 届出義務制度(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び説明義務制度(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、2025年4月以降廃止されます。
- 施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象となります。



増改築工事における基準適用対象

Point

- 省エネ基準適合義務制度は、増改築を行う場合にも対象となります。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれません。
- 増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。

増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

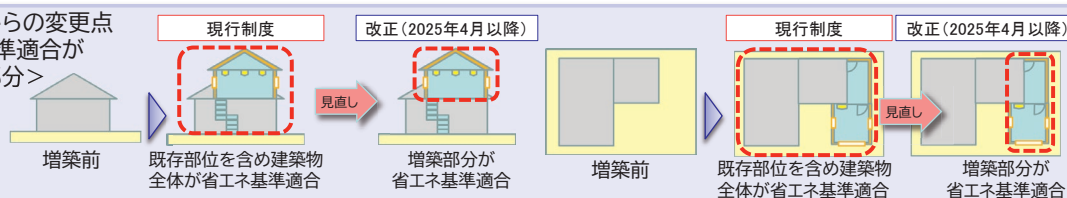
現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります。

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないのでご注意ください。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

<現行制度からの変更点>

：省エネ基準適合が必要な部分



<増改築の場合の省エネ基準適合に係る評価方法>

外皮性能(住宅のみ)
：仕様基準(誘導仕様基準)
※ 既存部分との境界となる壁や床等は基準適合の対象外

一次エネルギー消費性能
：仕様基準(誘導仕様基準)又は標準計算
※ 増改築に対応したWebプログラムは公開済み

増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に行われる増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要です。
- ✓ 増改築部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要です。



省エネ基準への適合方法

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要**があります。
- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、**以下の場合は省エネ適判を省略**し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。
 - ① **仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
 - ② **設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
 - ③ **長期優良住宅建築等計画の認定(以下「長期優良住宅の認定」という。)**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

省エネ性能の評価方法について

➤ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁※**又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

➤ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③。**住宅**に限る。)

- ① **仕様基準※**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ② **設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
- ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)



省エネ基準適合義務制度の施行日まわりの取扱い

Point

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月(R7年4月)以降に工事に着手**するものから適用されます。

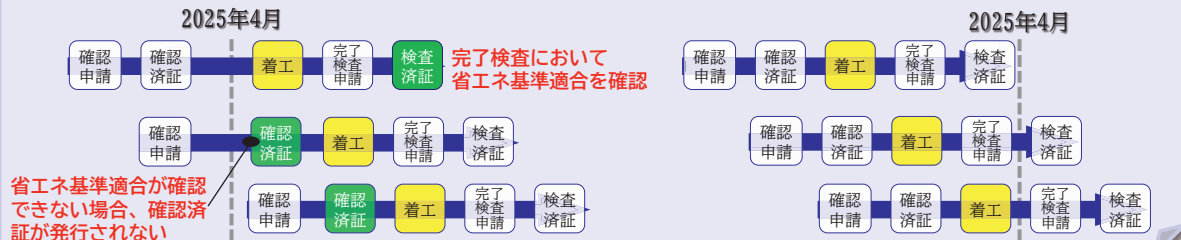
基準適合義務制度の適用について

- ・ 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月(R7年4月)以降に工事に着手**するものから適用されます。
- ・ このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。

<省エネ基準適合義務制度の適用について>

基準適合が必要な場合(省エネ適判等の対応が必要)

基準適合が不要な場合(省エネ適判等の対応が不要)



留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには**一定の審査期間が必要**です。このため、2025年4月前までの着工を予定する場合は、**余裕をもって建築確認申請**をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、**完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です**。省エネ基準への適合が確認できない場合、**検査済証が発行されません**ので、**一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応**してください。

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

Point

- 施行日前に着工する場合は、省エネ基準への適合義務はありませんが、**施行日以後に着工**する場合は、**省エネ基準への適合が必要**です。
- この場合、確認済証の交付時期や計画変更の有無により、建築確認・検査の手続きが異なるため留意が必要です。

	法施行日 (令和7年4月1日)	省エネ基準適合の確認			適合判定通知書、 計画書の提出 (建築物省エネ法第11条第1項 ただし書が適用されない場合)
		確認審査 (当初)	確認審査 (変更)	完了検査	
1	確認申請 確認済証	不要	—	必要	完了検査の申請時に必要
2	計画変更の確認申請 確認済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
3	確認済証	必要	—	必要	確認審査時に必要
4	計画変更の確認申請 確認済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
5	確認済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
6	確認申請 確認済証	必要	—	必要	確認審査時に必要

※ 完了検査申請時には、省エネ適判に要した図書及び書類の提出が必要

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

中大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ

Point

- すでに基準適合義務の対象となっている**非住宅建築物**は、**規模に応じて、基準が順次引上げ**られています。**大規模**(2000㎡)：**2024年4月**以降(施行済)、**中規模**(300～2000㎡)：**2026年4月**以降(予定)

中大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

大規模・中規模の非住宅建築物は、それぞれ下表の時期以降に**省エネ適判申請を行うものから**適合が必要となる省エネ**基準が引上げ**られます。

大規模 (2000㎡以上)	2024年4月以降に省エネ適判申請を行うもの (施行済)
中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	2026年4月以降に省エネ適判申請を行うもの (予定)

<中大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準>

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、 ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、 集会所等	1.0	0.85

注：2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引上げ。
事務所等、学校等、工場等：0.6
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：0.7

<省エネ計画書における記載内容>

- (一次エネルギー消費量に関する事項)
- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- ☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI ()
- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準値・設計値とも、Webプログラムの結果を記載

注：増改築の場合は、**2025年4月前後で**、省エネ基準適合の方法・基準が変わります。

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅

住宅



国土交通省

省エネルギー基準とは

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（基準省令）により規定されています。

住宅：外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準 非住宅：一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準

住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

＜外皮を通じた熱損失のイメージ＞



一次エネルギー消費量基準

住宅

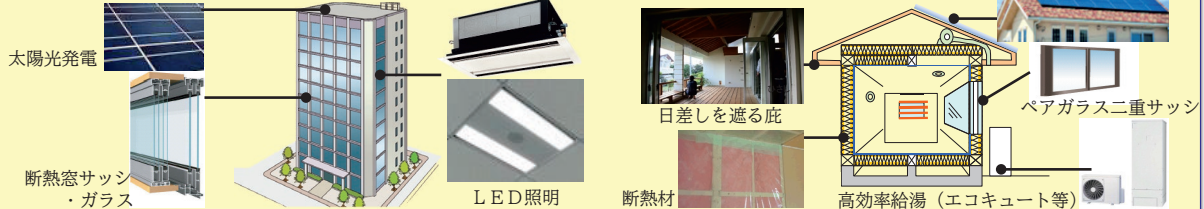
非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

＜一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等＞

空調調和設備（暖冷房設備） 換気設備
照明設備 給湯設備 昇降機（非住宅のみ）

(参考)省エネ性能向上のための取組例



3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅

住宅

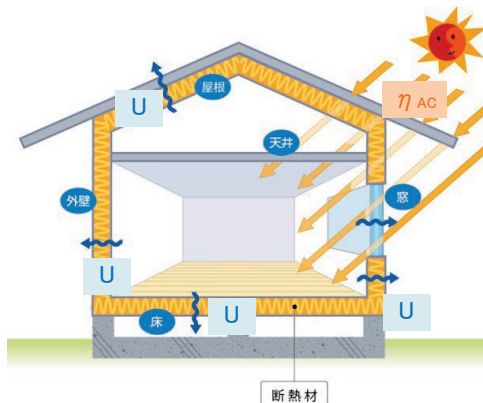


国土交通省

住宅の外皮性能基準(U_A 値、 η_{AC} 値)

Point

- 住宅の**外皮性能**は、 **U_A 値**（ユー・イー値）と **η_{AC} 値**（イー・タ・エーシー値）により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている**基準値以下**となることが必要です。
- 外皮性能**は、**(一社)住宅性能評価・表示協会のHP**で公開されている**計算シート**で算出できます。

外皮平均熱貫流率(U_A)

✓ **室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標**

✓ 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの ※換気による熱損失は除く

✓ **値が小さいほど熱が入りしにくく、断熱性能が高い**

$$U_A \text{ (W/(m}^2 \cdot \text{K))} = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値： U_A [W/(m ² ・K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})

✓ **太陽日射の室内への入りやすさの指標**

✓ 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの

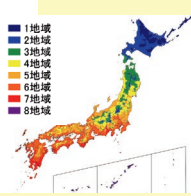
✓ **値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い**

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値： η_{AC} [—]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。





一次エネルギー消費性能の基準(BEI値)

Point

- 建築物の一次エネルギー消費性能はBEI値(ビーイーアイ値)により判定され1.0以下となることが必要です。
- 算出に当たっては、建築研究所のHPで公開されているWebプログラムを活用してください。

一次エネルギー消費性能(BEI値)

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量注}}{\text{基準一次エネルギー消費量注}} \leq 1.0 ※$$

注: 事務機器等/家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

※ 大規模非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ済
中規模非住宅建築物は2026年4月に以下に基準を引上げ予定

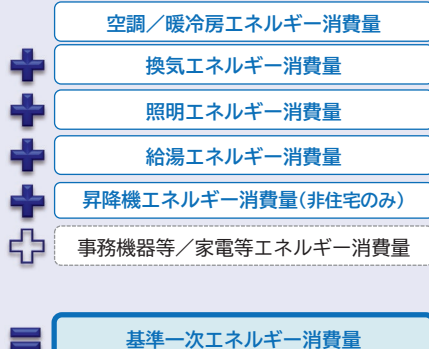
工場等: BEI ≤ 0.75

事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI ≤ 0.80

病院等、飲食店等、集会所等: BEI ≤ 0.85

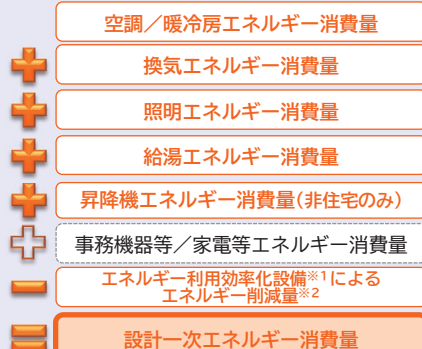
基準一次エネルギー消費量

標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量



設計一次エネルギー消費量

省エネ手法(省エネ建材・設備等の採用)を考慮したエネルギー消費量



※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置 等

※2 自家消費分に限る

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)



省エネ基準適合の評価方法について

Point

- 非住宅、住宅の各省エネ計算法の利用にあたっては、(国研)建築研究所と(一社)住宅性能表示・評価協会のホームページでプログラムや専用の入力シートなどをご確認ください。
- 非住宅では小規模版モデル建物法を廃止して、省エネ適判に対応したモデル建物法(小規模版)に改編し、住宅では簡易計算、モデル住宅法及び共同住宅で利用できるフロア入力法を、2025年からの省エネ基準適合義務化に伴い廃止します。(義務化までの間、説明義務制度等に引き続き利用できます。)

	大規模 (2000㎡以上)	中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	小規模 (300㎡未満)	計算支援ツールへは 検索①、検索②よりアクセス	検索① 建築研究所 技術情報	検索② 住宅性能評価表示協会
非住宅	標準入力法: 詳細な計算方法			検索①		
	モデル建物法: 広く活用されている簡易モデルによる計算法			検索①		
			モデル建物法(小規模版) : 小規模非住宅用の簡易な計算法	検索① 廃止・改編		小規模版モデル建物法 : 小規模非住宅用の簡易な計算法 ※説明義務制度のみに対応しており、省エネ適判には利用不可
住宅	標準計算: 詳細な計算方法			検索① 検索②		
			簡易計算 : 外皮性能計算において外皮面積 等を用いない簡易な計算法	検索① 検索②		
			モデル住宅法 : 戸建住宅用の新たに開発された 手計算可能な簡易な計算法	検索①		
	フロア入力法 : 共同住宅用の新たに開発された簡易モデルによる計算法			検索①		
	仕様基準					2025年4月1日 廃止

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要 (非住宅) 詳細はP72～を参考

Point

- 非住宅の省エネ性能の評価方法は、入力作業の手間に応じて①**標準入力法**、②**モデル建物法(通常版)**、③**モデル建物法(小規模版)**の3種類が用意されています。
- 小規模非住宅(300㎡未満)**の省エネ基準適合義務化に伴い、**小規模版モデル建物法を廃止・改編し、モデル建物法(小規模版)として省エネ適判に利用できるようになります。**
- 非住宅建築物の省エネ性能評価では、**どの評価方法でも省エネ適判が必要**となります。

評価方法		標準入力法	モデル建物法(通常版)	モデル建物法(小規模版) ※2024年8月にβ版を公開	小規模版モデル建物法 ※説明義務制度対応用
特徴		建物の全ての情報を室毎に詳細に入力して計算する 精緻な評価方法	建物の用途毎に設定するモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を一部削減して計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を大幅に削減して計算する簡易な評価方法
計算ツール		Webプログラム(非住宅版) 室毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力
外皮性能	外皮面積	各部位を計算する	各部位を計算する	計算しない (床面積に基づき自動計算)	計算しない (床面積に基づき自動計算)
	部位毎の外皮性能	各部位の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部位の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択
	計算結果	BPI(PAL*)	BPI _m (PAL*)	—	—
一次エネルギー性能	設備毎の性能・仕様	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置する主な設備の種類・仕様を選択	設置する主な設備の種類・仕様を選択
	計算結果	BEI	BEI _m	BEI _s	—
留意点		—	—	・300㎡未満に限る ・性能向上計画認定、BELS等には活用不可	・2025年4月廃止予定 ・300㎡未満に限る ・省エネ適判、性能向上計画認定、BELS等には活用不可
精緻／作業量多					おおまか／作業量少

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要(住宅) 詳細はP87～を参照

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価**できます。
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※で、一次エネルギー消費量は計算※でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。** ※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方を仕様基準**で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。

評価方法		標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴		パソコン等で行う 精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する 評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—	—
	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない (計算する方法も有)	—
	部位毎の外皮性能	各部位の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認	—
一次エネルギー性能	計算ツール	Webプログラム(住宅版)	—	—
	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力	設備設置の有無と設備の種類を入力	仕様基準への適合確認
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能	—	—
精緻 作業量多		2023年10月開設		
		おおまか 作業量少		

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続き等について

目次

- 2-1. 省エネ適判が必要な場合
- 2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化
- 2-3. 省エネ適判が不要な場合
- 2-4. 省エネ適判に係る補足事項
- 2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅

住宅

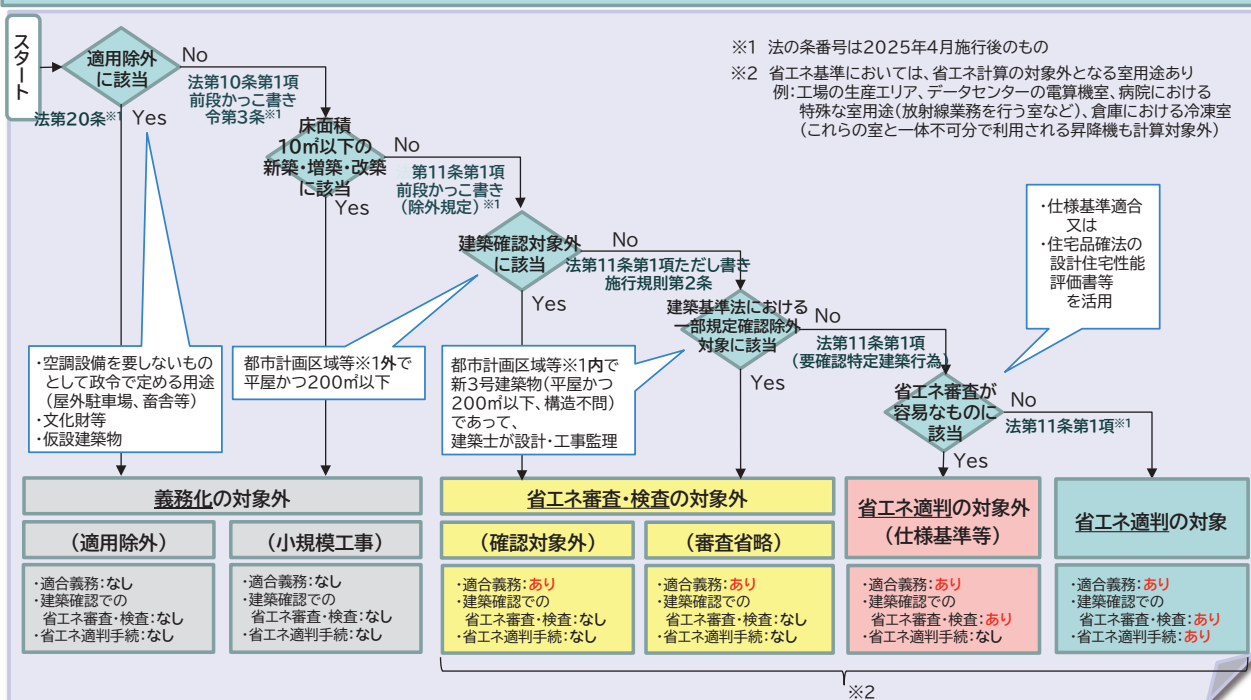


国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。



2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅

住宅

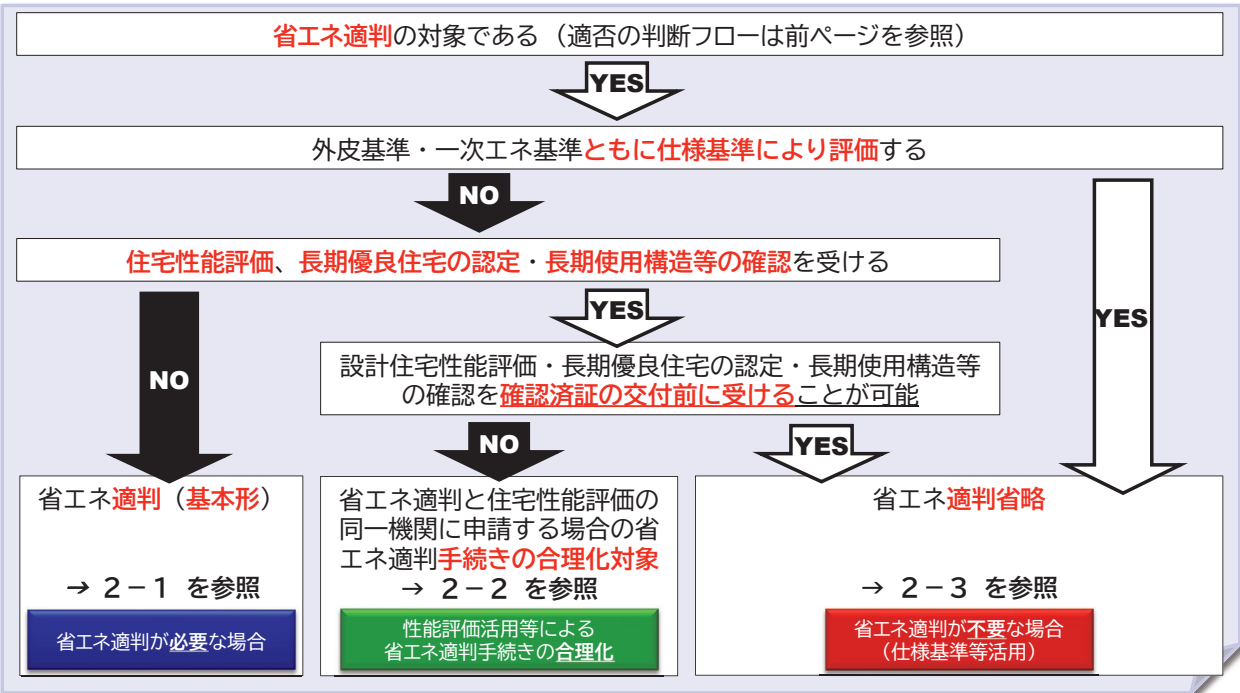


国土交通省

住宅の省エネ基準適合に係る手続き判断チャート

Point

- **住宅**に係る省エネ基準適合確認の手続きについては、**評価方法の種類**と**活用書類**によっては、**省エネ適判の省略**や、**手続きや添付図書を合理化**することができ、次の判断チャートを利用して該当する手続き等を判断することが可能。



2-1. 省エネ適判が必要なルート

非住宅

住宅

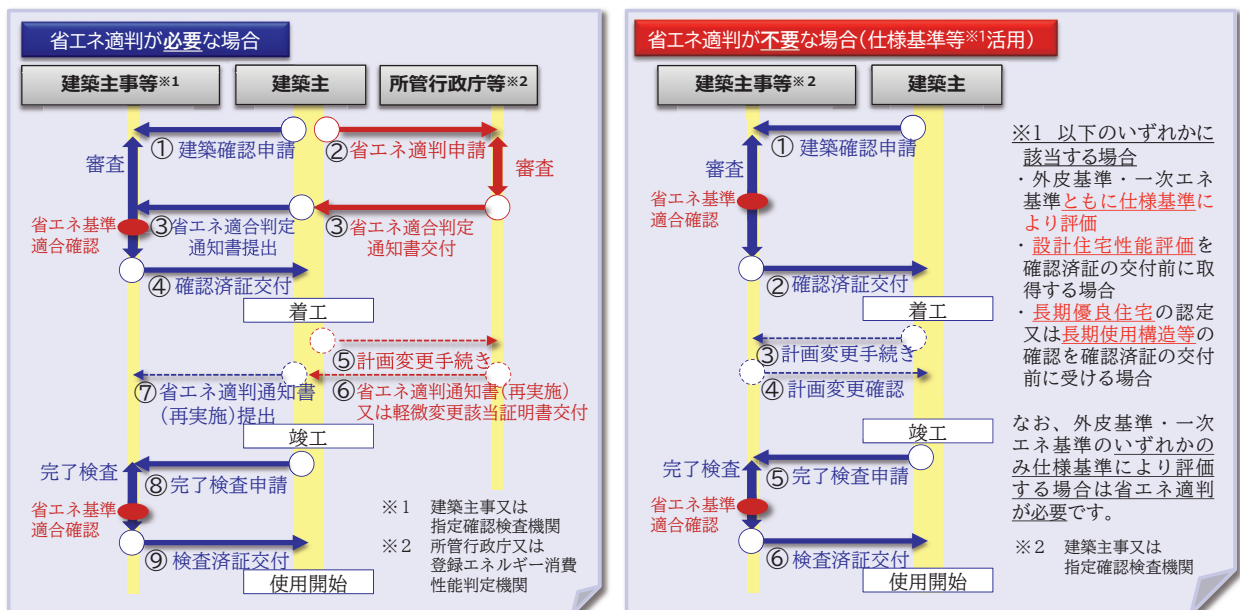


国土交通省

省エネ基準への適合に係る手続き

Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- （外皮性能と一次エネ性能両方を）**仕様基準**により評価する場合や確認済証の交付前に**設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要**となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。
- 省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



2-1. 省エネ適判が必要な場合

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



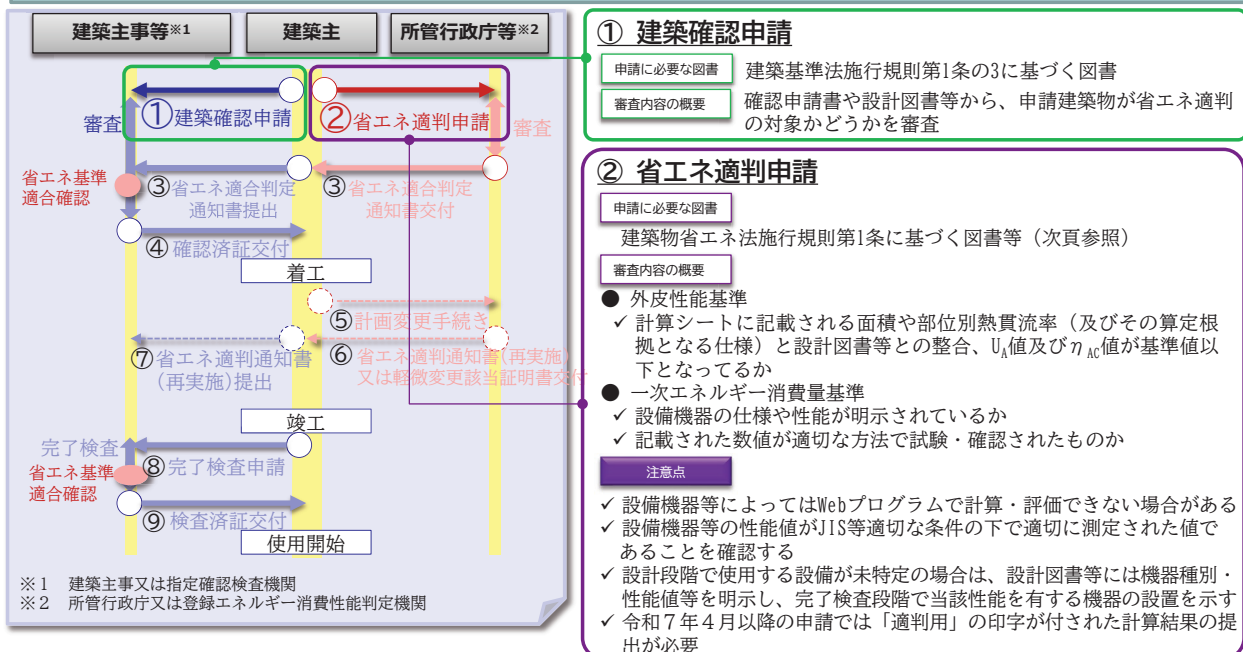
国土交通省

建築確認申請、省エネ適判申請

Point

- 建築確認申請では、建築基準法等に基づく各規定への適合とともに、申請建築物が省エネ適判の対象かどうか審査されます。
- 省エネ適判申請では、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準それぞれについて、設計図書等と計算根拠との整合や、省エネ基準への適合が審査されます。

省エネ適判が必要な場合



2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類①（住宅・非住宅共通）

省エネ適判が必要な場合

Point

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

1. 建築物の構造等に関する図書【住宅・非住宅共通】

図書の種類		明示すべき事項
計画書(様式)		—
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明
各種図面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等・エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	仕様書 (仕上表を含む。)	部材の種別及び寸法、 エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 ※Webプログラムの入力・出力シートで代替可。令和7年4月以降の申請では「適判用」の印字が付された計算結果の提出が必要。

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類②（非住宅）

省エネ適判が必要な場合

Point

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

2. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書【非住宅】

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
	空調設備	熱源機、ポンプ、空調機その他の機器の種別、仕様及び数
	空調設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書		
	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図		
	空調設備	空調設備の位置及び連結先
	空調設備以外の機械換気設備	空調設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類③（非住宅）

Point

➤ 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

省エネ適判が必要な場合

2. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書【非住宅】（続き）

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	
空調設備	縮尺、空調設備の有効範囲、熱源機、ポンプ、空調機その他の機器の位置
空調設備以外の機械換気設備	縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺、照明設備の位置
給湯設備	縮尺、給湯設備の位置、配管に講じた保温のための措置、節湯器具の位置
昇降機	縮尺、位置
空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺、位置
制御図	
空調設備	空調設備の制御方法
空調設備以外の機械換気設備	空調設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類④（住宅）

省エネ適判が必要な場合

3. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書【住宅】

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空調設備	空調設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空調設備以外の機械換気設備	空調設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数
空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅

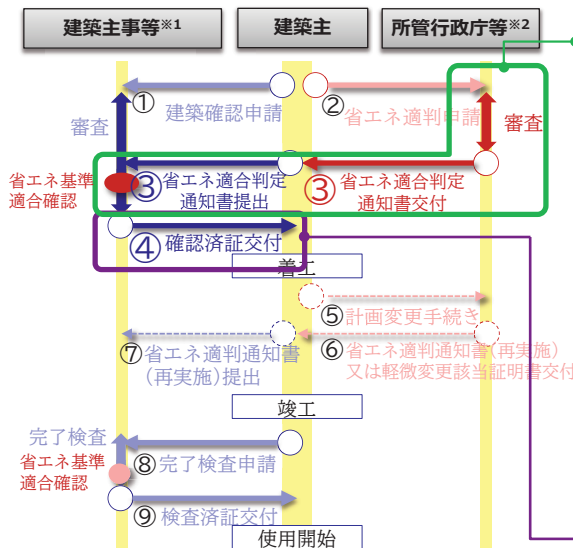


国土交通省

省エネ適合判定通知書交付・提出、確認済証交付

Point

- 省エネ計画は、14日以内(最大28日間の延長が可能)に審査され、省エネ基準適合が確認できれば、省エネ適合判定通知書が交付されます。
- 省エネ適判通知書を建築主事等に提出することで建築確認における省エネ基準に係る審査は完了します。

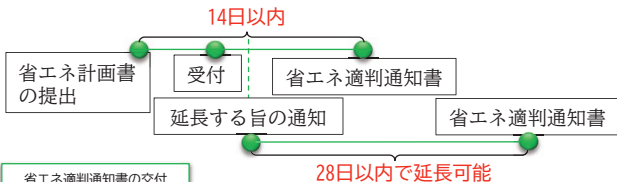


※1 建築主事又は指定確認検査機関
 ※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

③ 省エネ適合判定通知書交付・提出

審査期間

- ✓ 省エネ計画書の提出から14日以内に適合判定通知書が交付されます。
- ✓ 省エネ計画書に記載漏れ・ミスがある場合又は規模・用途等により審査期間が長期にわたることが合理的である場合は、最大28日間延長される可能性があります。



④ 確認済証交付

手続き(提出書類)

注意点

- 適合判定通知書、省エネ計画書
- ✓ 省エネ適合判定通知書の提出がない限り確認済証は交付されません。
- ✓ 省エネ適合判定通知書は、建築確認に係る処理期間終了の日の3日前※までに提出する必要があります。

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅

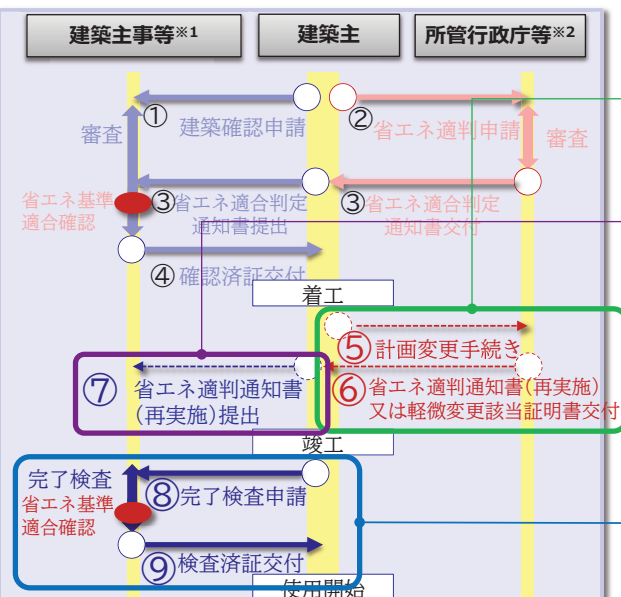


国土交通省

完了検査申請、完了検査、検査済証交付

Point

- 完了検査では、省エネ基準関係部分も検査対象となるため、省エネ基準関係部分に**変更がある場合は所定の変更手続き**等を行い、その内容を**建築主事等に提出する必要があります**。
- 完了検査時には、省エネ適判に添付した**設計図書等**及び**省エネ基準工事監理報告書※**等を準備することが必要です。



※1 建築主事又は指定確認検査機関
 ※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

⑤ 計画変更手続き

⑥ 省エネ適判通知書(再実施)又は軽微変更該当証明書交付

変更内容に応じて再度の省エネ適判又は軽微変更に応ずることの確認を行います(次頁参照)

⑦ 省エネ適判通知書(再実施)提出

- ✓ 省エネ適判を再実施し、併せて計画変更の確認申請を行う場合は、**建築主事等に再実施の省エネ適判通知書及び関連図書を提出**してください。
- ✓ 変更が軽微な変更の場合でも、省エネ基準適合確認のため**再計算を行った場合は**、上記必要書類とともに**所管行政庁等による軽微変更該当証明書を取得**し、建築主事等に完了検査申請と同時に提出します。

⑧ 完了検査申請(完了検査) ⑨ 検査済証交付

- ✓ **省エネ基準適合についても完了検査の検査対象**となります。

必要書類

- ✓ 省エネ基準工事監理報告書※ ※ 様式例は「設計・監理資料集」参照
- ✓ 省エネ適判に要した設計図書等(計画書、設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等。計画変更を伴う場合、更に変更手続きに係る書類と再実施の省エネ適判通知書、軽微変更該当証明書等を提出。)
- ✓ 納入仕様書、品質証明書、施工記録書等(現場備え付け)

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に**変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要**です。

計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類※2
軽微な変更	1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	非住宅：建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少 等 住宅：外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更※1、空調調和設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書※3
	2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更【ルートB】	非住宅：設備種類毎に定められた割合等以下の変更 住宅：床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書※3
	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書※3 軽微な変更該当証明書※4
	省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力法⇄モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。 ※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※4 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

非住宅	住宅
1. 省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	
- 建築物の高さ又は外周長の減少 - 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 - 空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む） - エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設	- 外皮の各部位のU値若しくはη値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更 - 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 - 空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む） - エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
2. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】 対象建築物：BE10.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）	
空調設備： 次のいずれかに該当。 ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加 ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 換気設備： 次のいずれかに該当。 ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加 ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。） 照明設備： 照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり） 給湯設備： 平均効率の10%を超えない低下 太陽光発電設備： 次のいずれかに該当。 ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少 ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更	床面積： 主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減 外皮： 外皮合計面積に変更がなく、変更前の U_A 値、 η_{AC} 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。 ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更 ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更 ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更
3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】 ・「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当	

注：R5年度の制度説明会・設計等実務講習会の内容から変更がありますのでご注意ください。

2-2. 設計住宅性能評価等の活用による 省エネ適判手続きの合理化

2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化

非住宅

住宅



国土交通省

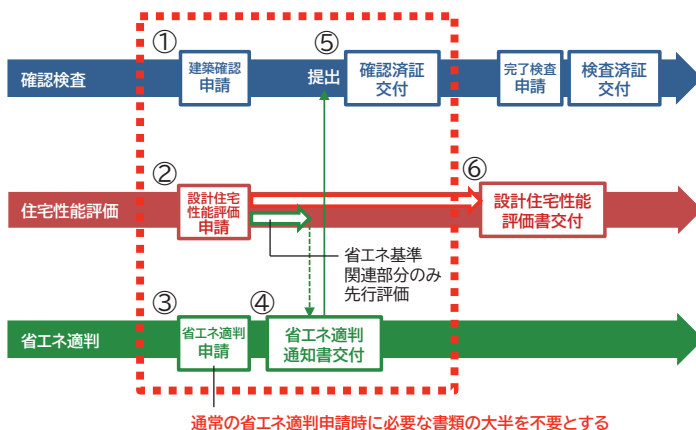
住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

Point

- 設計住宅性能評価と省エネ適判を同一機関に申請した場合、省エネ適判に係る添付図書の大部分について提出不要となります。
- 設計住宅性能評価の審査において、省エネ関係部分の審査が終了した段階で、省エネ適判通知書が交付されます。交付された適判通知書を建築主事等に提出してください。

住宅性能評価等を活用した場合の審査手続きの合理化の流れ



※ 同様の扱いを長期使用構造等の確認申請手続きにおいても措置

- ① 建築確認申請（通常どおり）
- ② 設計住宅性能評価の申請（通常どおり）
- ③ 省エネ適判の申請
 - ・ 設計住宅性能評価の申請先と同一の省エネ適判機関に申請することが必要。
 - ・ 設計住宅性能評価の申請添付図書のうち省エネ関係に係るもの（設計者の氏名が記載されたものに限る）は、省エネ適判申請の添付図書とみなされ、省エネ適判申請に必要な書類の大半が提出不要となります。
 - ・ 省エネ計画書の第4面・第5面は、設計住宅性能評価における設計内容説明書で代用可能。
- ④ 省エネ適判通知書の交付
 - ・ 設計住宅性能評価書の交付に先んじて省エネ適判通知書が交付されます。
 - ・ 交付を受けた通知書を建築確認を行った建築主事等に提出してください。
- ⑤ 確認済証の交付（通常どおり）
- ⑥ 設計住宅性能評価書交付(通常どおり)

住宅性能評価等を活用する場合の完了検査・計画変更

Point

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

- 設計住宅性能評価の活用により審査の合理化を行った場合、**完了検査の申請時に**、省エネ適判の申請図書(= **設計住宅性能評価の申請図書(省エネ関係のみ)**)を提出してください。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、完了検査申請時に検査報告書を提出してください。
- 省エネ適判通知書が交付された後の**計画変更は、省エネ適判の場合と同じ**です。

住宅性能評価等を活用した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書(又はその写し)
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

住宅性能評価等を活用した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用した省エネ適判の変更手続きは、通常の省エネ適判と同じ。
- ・ 計画変更の場合等における完了検査申請時に提出する書類は下表のとおり。

申請図書		省エネ適判に要した 図書及び書類	変更計画に係る 省エネ適判通知書	軽微な変更 説明書	軽微な変更該当証明書 (基準適合確認に要した図書等含む)
変更なし		○(当初)	—	—	—
軽微な 変更	ルート AorB	○(当初)	—	○	—
	ルートC	○(当初)	—	○	○
計画変更		○(変更含)	○	—	—

2-3. 省エネ適判が不要な場合

2-3.省エネ適判が不要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判を省略できる場合

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 以下のいずれかに該当する場合は、**省エネ適判を不要**とすることができます。
 - ① **仕様基準**又は**誘導仕様基準**(以下「仕様基準等」という。)に適合
 - ② **設計住宅性能評価**の実施
 - ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

省エネ適判を省略できる場合

- 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合

- ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の**両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略**することができます。
※ 外皮性能又は一次エネ性能の**いずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要**です。
- ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、**建築確認審査の中で確認**します。

- 設計住宅性能評価を活用する場合

- ✓ 確認済証の交付前までに**設計住宅性能評価書**(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)の**交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。

- 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合

- ✓ 確認済証の交付前までに**長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。

2-3.省エネ適判が不要な場合

非住宅

住宅



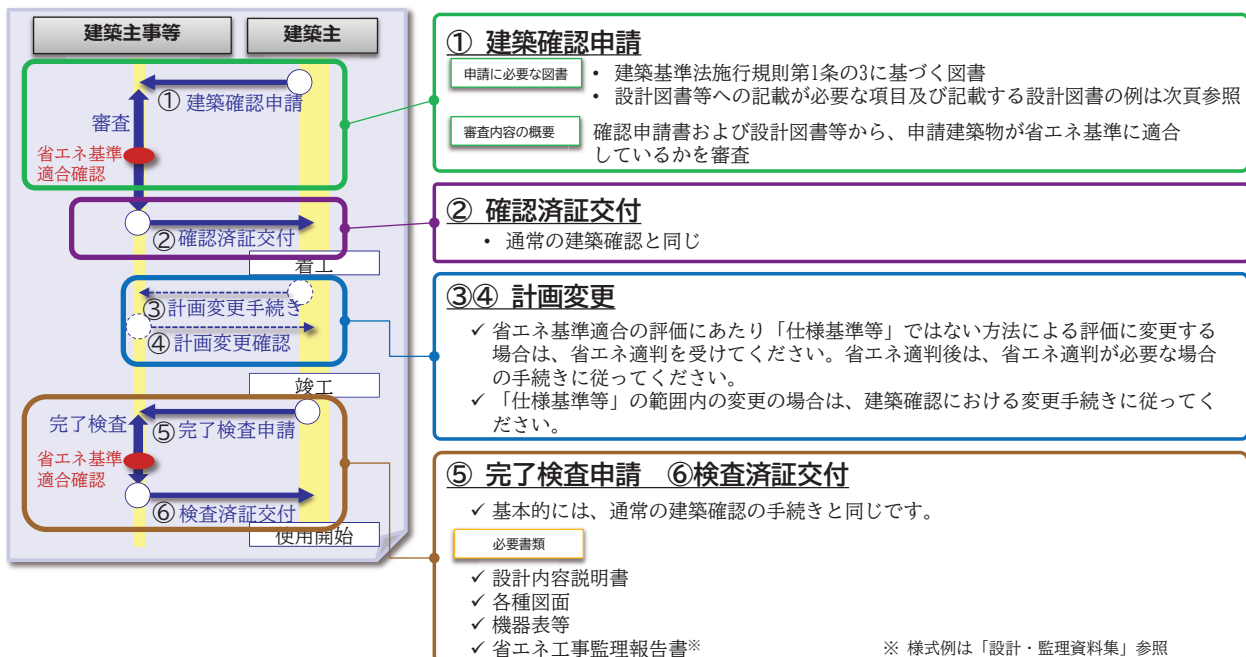
国土交通省

仕様基準等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- **仕様基準等を活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要**です。この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。





仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載事項

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- ▶ 仕様基準等により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える設計図書に仕様基準等関連の項目を記載することが必要です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例	種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図	暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	建築物の種類(建て方)	平面図		暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図	冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図		冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書	換気設備	比消費電力	仕様書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図		換気方式	仕様書、平面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図		ダクトの内径	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図		電動機の仕様	仕様書
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図	照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図	給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図		給湯機の効率等	仕様書



確認申請書の記載(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- ▶ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由(該当する番号等)の記入が必要です。

確認申請書第2面8欄の記入イメージ

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- ☐ 提出済()
☐ 未提出()
☒ 提出不要()

省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

2-2. 省エネ適判が不要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

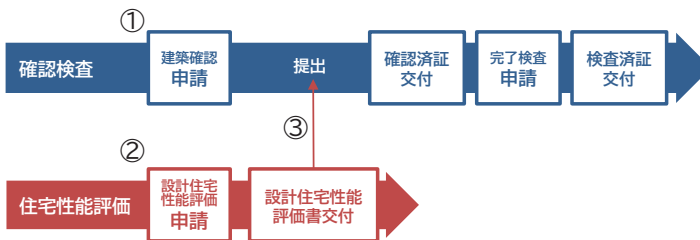
設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き①

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 確認済証が交付されるまでに**設計住宅性能評価書等**を建築主事等に**提出**することで、**省エネ適判を省略**できます。この場合、**確認申請時に【宣言書】を提出**※することが必要です。
※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要。
- 確認申請の申請先と設計住宅性能評価の**申請先が異なる場合でも**省エネ適判は省略**可能**です。
- 長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合でも同様に省エネ適判を省略可能です。

住宅性能評価等を活用した省エネ適判省略の流れ



☆ 共同住宅の単位住戸ごとに、評価書等の取得の有無が異なる場合は、全ての単位住戸を含む建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、共同住宅の一部の住戸に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

☆ 複合建築物の住宅部分に係る評価書等の交付を受ける場合であっても、非住宅部分も含めて建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、住宅部分に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

① 建築確認申請

- ・ 確認申請の添付書類として**宣言書(次頁参照)**の提出※が必要。

※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要

② 設計住宅性能評価等の申請(通常どおり)

- ・ 確認申請を行った機関と別の機関でも構いません。

③ 設計住宅性能評価書等の提出

- ・ 設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、**速やかに評価書等又はその写しを建築主事等に提出**してください。

- ・ **確認審査の末日の3日前まで**※に設計住宅性能評価書等を提出してください。

- ・ 期限までに評価書等が提出されない又は困難と認められる場合、省エネ適判を受ける必要があります。この場合、確認申請書第2面の省エネ計画の提出に係る記載を修正するとともに、宣言書を取り下げる必要があります。

- ・ **共同住宅**の場合は、**全ての住戸に係る評価書等**又はその写しの提出が必要です。

※ 申請者と指定確認検査機関で事前に十分調整の上で、評価書等を提出する期日を確認検査の末日の前の任意の日に設定することは問題ありません。

2-3. 省エネ適判が不要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き②

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 設計性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合は、**完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類(省エネ関係部分のみ)**を提出する必要があります。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、**検査報告書又はその写し**を提出してください。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、変更内容に応じて完了検査申請時の提出図書が異なります。

設計住宅性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分、変更した場合は変更に係る図書を含む)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し※
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合において、計画変更した場合の完了検査申請時の必要書類は計画変更の内容によって右欄のとおりとなります。

※ 軽微な変更の内容はP34～35を参照

① 以下のいずれかの軽微な変更※に該当する場合 ルートA: 省エネ性能を向上・影響しないことが明らかな変更 ルートB: 一定の範囲内で省エネ性能が低下させる変更	軽微な変更説明書、又は 変更設計住宅性能評価書
② ①以外の変更 ルートC: 再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更 再適判: 用途の変更、評価方法の変更	変更設計住宅性能評価書

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の留意点

☆ 本措置により省エネ適判を省略し確認を受けた建築物を**計画変更する際に、省エネ適判を新たに受けることは可能**であるが、当該省エネ適判において、**審査の合理化措置(P37)を受けることは不可**。

☆ 当初省エネ適判を受け確認を受けた建築物の計画を変更して、**変更手続き時に本省エネ適判省略措置をとることは不可**。

2-4. 省エネ適判に係る補足事項

2-4. 省エネ適判に係る補足事項

非住宅

住宅

国土交通省

住宅性能評価等を活用した場合の手続きの整理

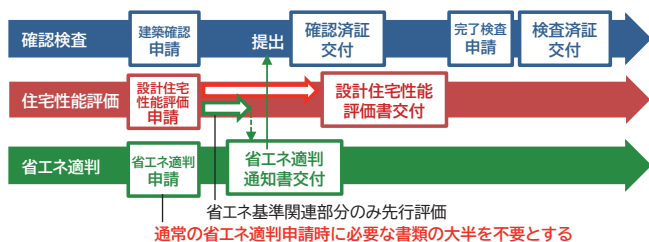
Point

- 設計住宅性能評価等を活用した場合、省エネ適判の省略措置又は省エネ適判審査の合理化措置を受けることができます。
 - どちらの措置を受けるかは、確認済証の交付前に設計住宅性能評価書を提出可能かどうかにより判断してください。
- 確認済証交付前に設計住宅性能評価書等の提出が可能な場合 ⇒ 省エネ適判の省略 (P44, 45参照)
- 確認済証交付前に設計住宅性能評価書等を提出できない場合 ⇒ 省エネ適判の審査合理化措置 (P37参照)

設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略



住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化



設計住宅性能評価書等を受けた場合の 省エネ適判の省略 (P44, 45参照)	項目	省エネ適判と設計住宅性能評価等とを 併せて受ける場合の 省エネ適判に係る添付図書の合理化 (P37参照)
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能な場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書等又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅性能評価を同一機関に申請すること
確認申請時に宣言書※の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価等の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを確保計画の添付図書とみなす 等

※ 評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前*までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

*申請先が指定確認検査機関の場合は、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、評価書等又はその写しを提出する期日を確認審査の末日の前の任意の日に設定することが可能。



住宅に関する省エネ適判の要否(全体整理)

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

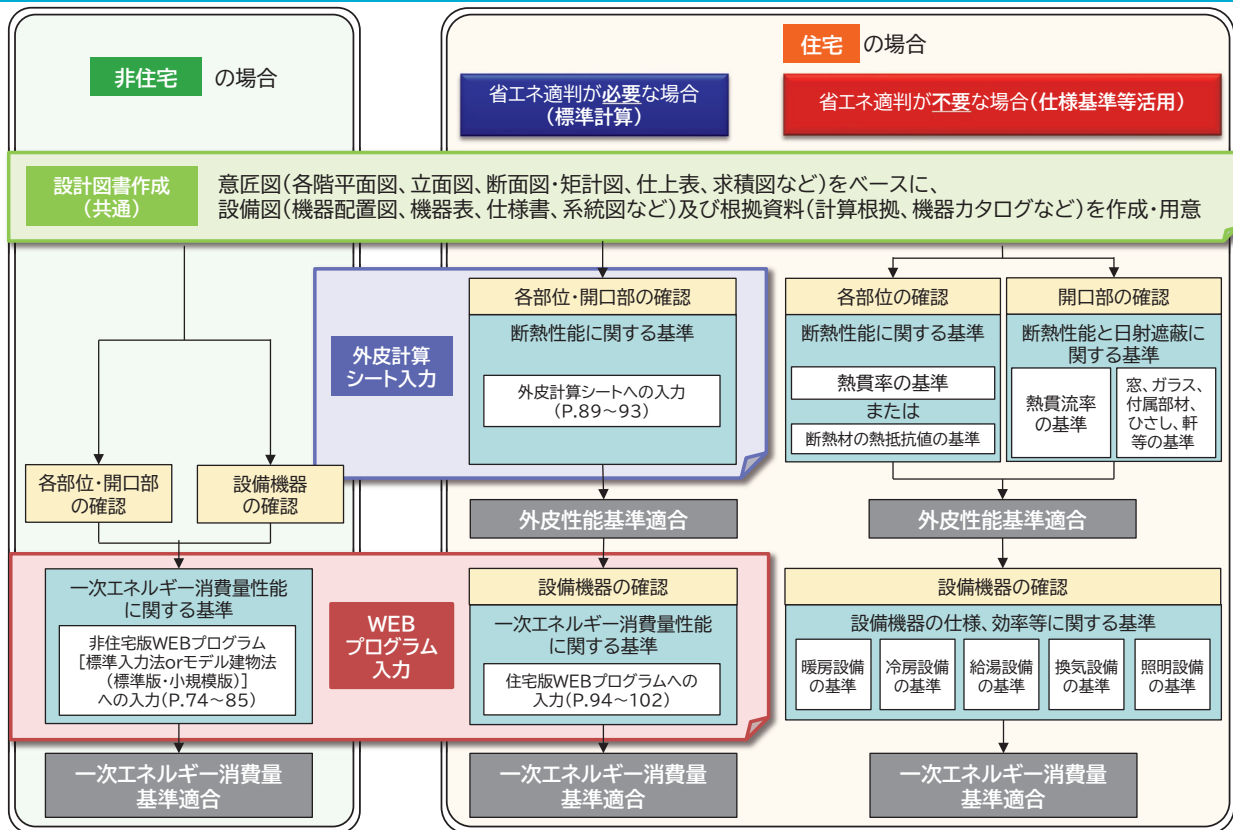
- **仕様ルートから標準計算ルート又は併用ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき、**省エネ適判を受ける必要**があります。No.1,2
- **標準計算ルート又は併用ルートから仕様ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第2項ただし書の規定が適用され、**変更の省エネ適判は要しません**。No.8,9
- 用途が変更されない場合であって、外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る評価方法の変更を伴わず、**変更内容が軽微な変更**に該当する場合は、**変更の省エネ適判は要しません**。No.6,7
- 変更前及び変更後**いずれも仕様基準に適合する**場合は、**省エネ適判は要しません**。No.10

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント

申請図書作成・基準適合確認の流れ



必要な手続きの理解①

よくあるミスの内容

- 申請代理者、設計者が無資格者で確保計画(適判申請書)を提出。
 - 変更手続きの種類※が多く、間違った手続きでの申請、手続き不要な場合でも申請、手続き必要な場合の申請漏れ。
- ※①変更適判申請、②軽微な変更、③軽微な変更該当証明

対応策の概要

- ✓ 申請代理者は建築士又は行政書士を、設計者は建築物の構造及び規模に応じた建築士を、それぞれ記載する。
- ✓ 申請に係る各種の手続きの内容・要否を理解する(本テキスト及び手続きマニュアルを参照)。

解説 非住宅・住宅 共通

申請代理者・設計者の資格について

申請代理者: 建築士又は行政書士、
設計者: 建築士(建築物の構造及び規模に応じた建築士)。

(第一面) 計画書

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者の氏名

建築士又は行政書士

構造及び規模に応じた建築士

【2. 代理者】
【イ、氏名】
【ロ、勤務先】
【ハ、郵便番号】
【ニ、住所】
【ホ、電話番号】

【3. 設計者】
(代表となる設計者)
【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ、氏名】
【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ、郵便番号】
【ホ、所在地】
【ヘ、電話番号】
【ト、作成した設計図書】

設計変更手続きの種類と該当する変更内容について

変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類
1. 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかなる変更【ルートA】	外皮各部位の熱貫流率等が減少する変更、空調設備の効率の向上等、再エネ設備の設置、同一方位内の窓の位置の変更等	不要	軽微な変更説明書
2. 一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】	部位、設備種類等毎に定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書
3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書 軽微な変更該当証明書
省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力法やモデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書



必要な手続きの理解②

よくあるミスの内容

- 建築物エネルギー消費性能確保計画(適判申請)の申請情報において、申請建築物ではなく、敷地全体の情報(申請対象外建築物の情報)も記載している。

対応策の概要

- ✓ 申請情報は、申請対象建築物の情報のみを記載する。
※敷地内の申請対象建築物以外の建築物の情報は不要であることに注意する。

よくあるミスの内容

- 規制措置(適判)の適用除外となる建築物を正しく理解していない。
- 本来、規制措置(適判)の対象となる建築物であるにも関わらず、規制措置(適判)の対象外に該当すると誤った認識をしている。

対応策の概要

- ✓ 規制措置(適判)の適用除外となる建築物について正しく理解する。(本テキストを参照)
- ✓ 計算対象設備の設置が無いからといって、規制措置(適判)の対象外となるわけではないことに注意する。



評価・入力ルールを理解

よくあるミスの内容

- Webプログラムの入力内容について、建物モデルに応じた室名や評価対象設備などのルールが理解されていない。
(評価すべき室が入力されていない、評価対象外となる設備が入力されている、など)

対応策の概要

- ✓ 各種マニュアルを熟読し、入力方法やルールを理解する。
- ✓ 不明な点は省エネサポートセンターに問い合わせる。

解説

住宅・非住宅に共通するが、非住宅を例に記載。

モデル建物法における仕様を入力する外皮及び設備の範囲(概要)

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光	コージェネ
事務所	外部に接する部位※2	全て	機械室・便所・厨房・駐車場	事務室	—	—	洗面・手洗い・浴室・厨房	全て	—	代表建築物用途のみ入力 (全て(売電するものを除く))
ホテル等※1				客室	ロビー	レストラン 宴会場				
病院等※1				病室 個室	診察室	待合室 ロビー				
店舗等※1				売場	—	—				
学校等※1				教室	事務室 職員室 研究室	ロビー アリーナ				
飲食店				客席	—	—				
集会所等※1				※3	ロビー	—				
工場	—	—	—	倉庫	屋外駐車場 又は駐輪場	—	—	—	—	—

※1 表中の記載用途は大区区分のため、小区区分毎の入力規定はマニュアルを参照。

※2 地盤に接する外壁等を除く。

※3 小区区分用途毎に評価対象室・設備の設定が異なるため、詳細はマニュアルを参照。

【参考】マニュアル等一覧



図面の方位記載

よくあるミスの内容

- 図面間、図面と計算書で方位の記載漏れ、間違い(不整合)。

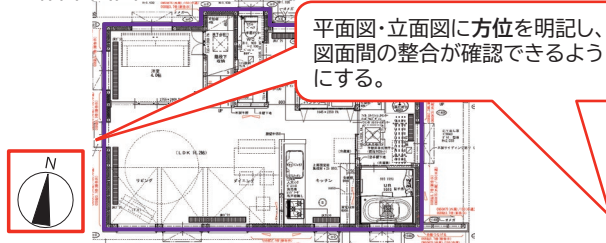
対応策の概要

- ✓ 方位及び寸法線を平面図・立面図・断面図等に明記し、必要に応じて求積部分を着色して色分けする。

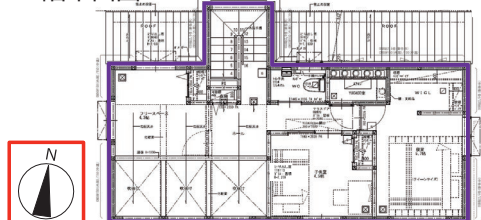
具体例

非住宅・住宅に共通するが、住宅を例に記載。

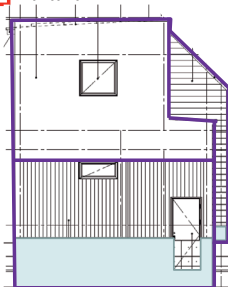
■1階平面図



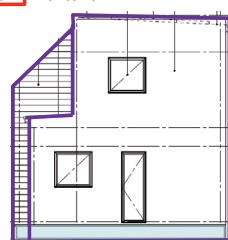
■2階平面図



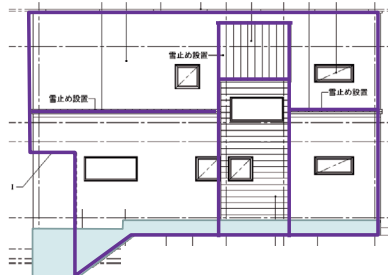
■東側立面図



■西側立面図



■北側立面図



— : 外皮(外壁)
■ : 基礎

外皮面積の求積

よくあるミスの内容

- 高さ(天井断熱の場合の段差天井など)・開口部の寸法未記入、寸法拾いの間違い、計算式との不整合。
- 外気に接する床や凹型平面での外皮面積の拾い漏れ・間違い。

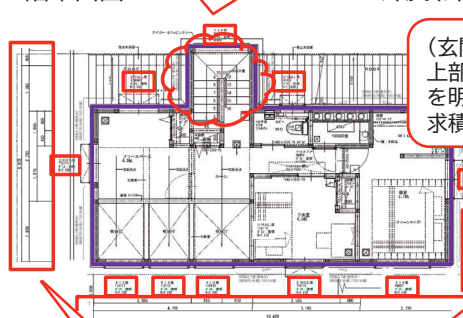
対応策の概要

- ✓ 方位及び寸法線を平面図・立面図・断面図等に明記し、必要に応じて求積部分を着色して色分けする。
- ✓ 計算式と寸法や立面方位を整合させる。
- ✓ 立面上で重なりが生じる面がある場合は、必要に応じて外皮の展開図も作成する。

具体例

開口部の仕様を記載し、建具表等と整合させる。

■2階平面図



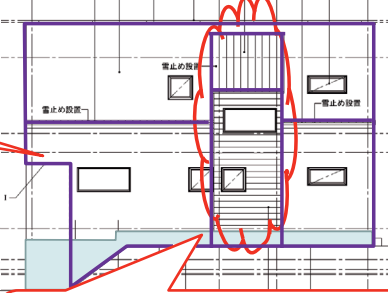
— : 外皮(外壁)

■北側立面図

— : 外皮(外壁)

■ : 基礎

(玄関ポーチやピロティ駐車場の上部など)外気に接する床の位置を明示し、断熱構造部分を正しく求積する。



平面図・立面図に寸法線及び方位を明記し、求積計算の計算式との整合が確認できるようにする。

平面・立面上で凹凸部がある場合には、必要に応じて展開図を作成する等により外皮面積の計算根拠が分かるよう図書作成することが望ましい。



床面積の求積

よくあるミスの内容

- 建築基準法における求積方法と混同し、一部の面積が不算入。
- 「延べ面積」「高い開放性を有する部分を除いた面積」「計算対象床面積」を混同。
- 各種面積の算定根拠となる算定式や寸法の図書への未記載。

対応策の概要

- ✓ 算入対象となる部分や用語の定義などを正しく理解する。(住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照)
- ✓ 平面図・立面図等に寸法を記載し、求積計算式と整合させる。

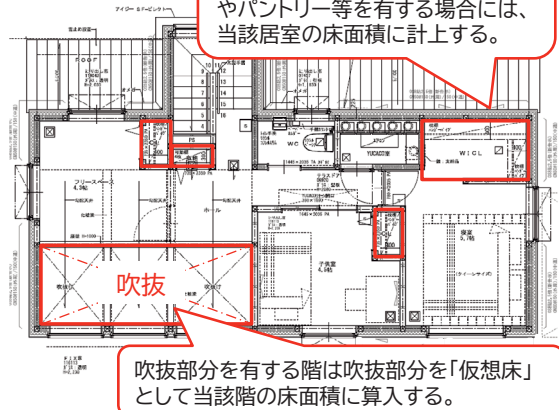
解説・具体例

非住宅 ・ 住宅 共通の定義

- 延べ面積
 - ・建築物の各階の床面積の合計(建築基準法と同様)
 - ・省エネ適判の要否を判断
- 高い開放性を有する部分を除いた面積
 - ・壁を有しない部分又は床面積の1/20以上の常時外気に解放された開口部を有する部分を、延べ面積から控除した面積
 - ・大規模建築物の該当適否を判断
- 計算対象床面積
 - ・空調や照明等の設備機器の運転による効用が及ぶ範囲
 - ・評価対象となる設備毎に計算(按分等の計算処理が必要となる場合あり)

住宅 の記載例

■2階平面図



その他の求積上の留意点

よくあるミスの内容

- 外皮面積を算出するための寸法おさえ位置(基準となるレベル)の考え方が正しく理解できていない。
- 断熱工法に応じた、寸法の拾い方の違いが正しく理解できていない。

対応策の概要

- ✓ 外皮面積を算出するための寸法おさえ位置(基準となるレベル)の考え方を正しく理解する。(住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照)
- ✓ 断熱工法(床断熱、基礎断熱、天井断熱、屋根断熱)による寸法の拾い方の違いを正しく理解する。(住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照)
- ✓ (基礎断熱の場合)基礎の立上り部分(基礎壁)は外皮として面積に算入する必要がある。

よくあるミスの内容

- 対象面積の算定が正しくできていない。
- 空調、非空調エリアの拾い間違い(例:上下開放のトイレブースで仕切られた一体空間を別エリアで計算)。
- 空調エリアの考え方で設備図面に空調ダクトまでの記載のないものがあり、どの室が空調エリアか不明瞭である。

対応策の概要

- ✓ 算入対象となる部分や用語の定義などを正しく理解する。
- ✓ 図面・図書に根拠が記載されていることを確認する。



図面の不整合①

よくあるミスの内容

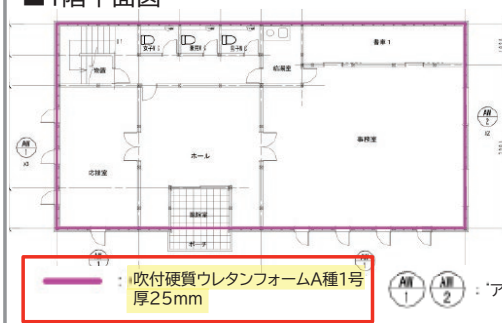
- 図面と外皮計算書・Webプログラム入力シートとで、**断熱仕様**(材種、材厚、物性値等)が**不整合**。
- 図面とWebプログラム入力画面・入力シートとで、**設備仕様**(型番、性能値等)が**不整合**。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、**申請前に図書間の整合性を精査**する。
- ✓ 外皮計算シートやWebプログラム(画面・Excelシート)への入力時に、数値の**算定根拠もあわせて確認**する。
- ✓ 図面間での整合をとることが難しい場合には、各種仕様については**仕上表や機器表等へ一括して記載**する。

解説・具体例

■1階平面図



■仕上表

項目	仕上	備考
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル仕上 吹付硬質ウレタンフォーム A種1号 t=25mm	※PSは断熱なし
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm	※階段室の塔屋下の断熱はなし
窓	枠：アルミサッシ、ガラス：単板	

部位種別と断熱材種類、厚みが、図書間で整合していることを確認。 ※外皮だけでなく、設備も同様に対応。

※ 非住宅・住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。



図面の不整合②

よくあるミスの内容

- 住宅の外皮計算書と一次エネルギー消費量計算書とで、 **U_A 値、 n_{AC} 値、地域区分**等が**不整合**。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、**申請前に図書間の整合性を精査**する。
- ✓ 外皮計算シートやWebプログラム(画面・Excelシート)への入力時に、数値の**算定根拠もあわせて確認**する。

解説・具体例

■住宅版WEBプログラム入力画面

※ 非住宅・住宅 に共通するが、住宅 を例に記載。

地域の区分 ?

入力補助ツール・補足資料

1地域 2地域 3地域 4地域 5地域 **6地域** 7地域 8地域

令和1年11月16日に新しい地域区分が施行されました。
地域の区分は、こちらを参考に選択します。

建築敷地の存する地域の区分(1～8)を適切に選び、該当する基準値を確認

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値： U_A [W/(m ² ・K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値： η_{AC} [—]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅

住宅



国土交通省

計算・仕様など根拠の記載漏れ

よくあるミスの内容

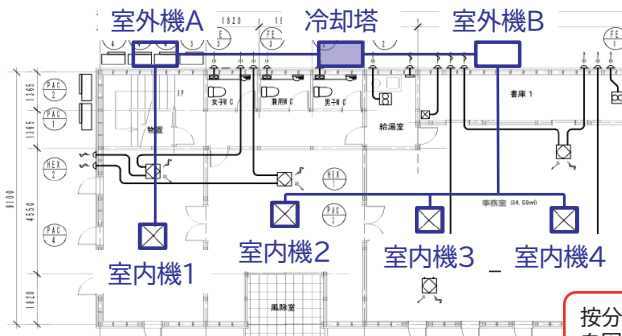
- 断熱仕様、設備機器の性能値の根拠となるJIS等の規格の未記載。
- 設備の設置個数等を按分する場合の根拠計算が未記載。
- 開口部仕様(特に日射取得型、遮蔽型)の明記がされていない。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、申請前に必要となる図書への記載漏れがないか精査する。

解説・具体例

■機器配置図(兼 平面図)



■機器表

熱源機名称	熱源機種	台数	定格 冷却能力	主機 定格消費 エネルギー [kW/台]	補機 定格消費 エネルギー [kW/台]	一次ポンプ 定格消費 電力 [kW/台]	冷却塔仕様			備考
							定格冷却能力 [kW/台]	冷却塔ファン 消費電力[kW/台]	冷却水ポンプ 消費電力[kW/台]	
室外機A	吸収式冷凍機	1	700	640	6.6	7.5				性能値はJIS B 8622による
室外機B	吸収式冷凍機	1	350	320	6.6	7.5				性能値はJIS B 8622による
冷却塔	冷却塔	1					1860	7.4	5.5	

※ 非住宅・住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

■WEBプログラム入力シート(標準入力法)

熱源機 名称	台数	冷却塔仕様		
		定格冷却能力 [kW/台]	冷却塔ファン 消費電力[kW/台]	冷却水ポンプ 消費電力[kW/台]
室外機A	1	1240	7.4	5.5
室外機B	1	620	7.4	5.5

$$\text{室外機A: } 1860 \times \frac{700}{700+350} = 1240$$

$$\text{室外機B: } 1860 \times \frac{350}{700+350} = 620$$

按分の根拠となる計算式を図書に記載する

性能値の根拠となるJIS等の規格を明示する

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅

住宅



国土交通省

設計・計算方針の適否・相違

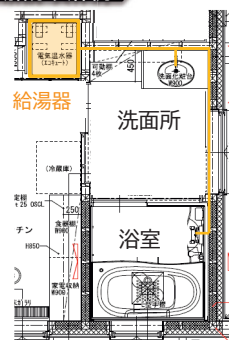
よくあるミスの内容

- 一つの設備機器を複数室(又は用途)で共有している場合、適切な按分計算がなされていない。
- 一つの空調、給湯、太陽光発電設備で配管・配線が計算対象室と計算対象外室に分かれる場合、按分計算がなされていない。

対応策の概要

- ✓ 設備機器を複数室(又は用途)で使用する場合の正しい入力ルールを理解する。
- ✓ 住宅(共同住宅等)において、太陽光発電設備を設置し、各住戸に供給する場合には、適切に按分する。

解説・具体例



1つの給湯熱源機器が複数の給湯用途に対して使用される場合、各用途の給湯負荷等に応じて、台数を按分して入力。図では1台のガス給湯器が給湯用途「浴室」の浴室シャワー水栓と、給湯用途「洗面・手洗い」の混合水栓に対して使用され、台数按分が必要。

■機器表

機器番号	給湯用途	給湯系統	給湯量 (L/h)	器具 個数	給湯量計 (L/h)	比率 (台数按分)
GH-1	浴室	浴室	300	1	300	0.88
	洗面・手洗い	洗面室	40	1	40	0.12
	計				340	1.00

■WEBプログラム入力シート(モデル建物法)

① 給湯系統名称 (入力)	② 給湯用途 (選択)	③ 熱源名称 (入力)	④ 台数 (入力)
浴室・洗面室系統	浴室	GH-1	1
浴室・洗面室系統	浴室	GH-1	0.88
	洗面・手洗い	GH-1	0.12

住宅・非住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

よくあるミスの内容

- 店舗等併用住宅で外皮計算、一次エネ消費量の計算が、住宅部分と非住宅部分で分けて検討されていない。

対応策の概要

- ✓ 複合建築物の場合の正しい計算ルールを理解する。(本テキストP107参照)
- ✓ 住宅部分と非住宅部分はそれぞれで計算を行う。

添付図書の添付漏れ

よくあるミスの内容

- 仕上表や建具表、機器表等の必要書類の添付漏れ。
- 断熱仕様、設備機器の性能値の根拠となる機器カタログ等の資料未提出。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、申請前に必要となる図書や資料の添付漏れがないか精査する。

解説・具体例

非住宅 の例 (空調設備の熱源機)

参考資料

設置する設備機器のカタログを添付の上、該当する性能値(有効換気量率、温度交換効率等)をマーカーで強調する。

形 名	室内ユニット	COP(エネルギー消費効率)		冷暖平均	APF 2006
		冷房	暖房		
	室外ユニット	標準	中間	標準	中間

4方向天井カセット形

冷暖標準

*COP(エネルギー消費効率)、APF2006は、上段が50Hz、下段が60Hz、*騒音値(SPL)室外側は、上段が冷房時、下段が暖房時の値を示す。

	5.85	7.26	5.67	6.95	5.76	7.0
	5.85	7.26	5.67	6.95	5.76	7.0

住宅 の例 (全熱交換気設備)

全熱交換型 スーパーエコ換気ユニット

取扱説明書

設置する設備機器のカタログを添付の上、該当する性能値(有効換気量率、温度交換効率等)をマーカーで強調する。

7.仕様

項目	仕様
型式	全熱交換型
熱交換方式	対流型(熱交換率:約90%)
定格電圧	100V
最大消費電力	100W

有効換気量率

項目	Min.	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	Max.
温度(顕熱)交換効率	80	87	87	86	85	85	85	85	85	85	85	85
湿度(潜熱)交換効率	80	77	75	75	74	74	74	74	74	74	74	74
有効換気量率	85											

3. 省エネ計算実践編 概要解説

目次

- 3-1. 省エネ基準の概要と規制水準
- 3-2. 非住宅の計算方法
- 3-3. 住宅の計算方法

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

省エネルギー基準とは

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（基準省令）により規定されています。

住宅：外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準 非住宅：一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準

住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

＜外皮を通じた熱損失のイメージ＞



一次エネルギー消費量基準

住宅

非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

＜一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等＞

空調設備（暖冷房設備） 換気設備
照明設備 給湯設備 昇降機（非住宅のみ）

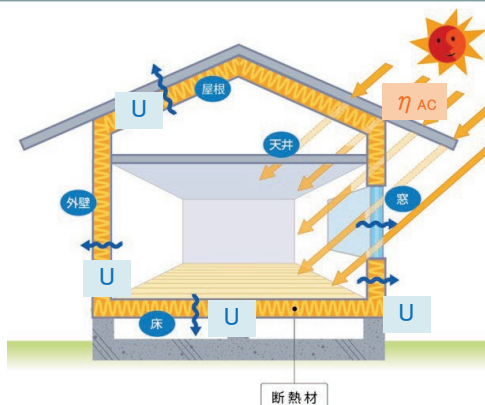
（参考）省エネ性能向上のための取組例



住宅の外皮性能基準（ U_A 値、 η_{AC} 値）

Point

- 住宅の**外皮性能**は、 **U_A 値**（ユー・イー値）と **η_{AC} 値**（イータ・エーシー値）により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている**基準値以下**となる必要があります。
- 外皮性能**は、**（一社）住宅性能評価・表示協会のHP**で公開されている**計算シート**で算出できます。



外皮平均熱貫流率（ U_A ）

- 室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標
- 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの ※換気による熱損失は除く
- 値が小さいほど熱が出入りにくく、断熱性能が高い

$$U_A \text{ (W/(m}^2 \cdot \text{K))} = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値： U_A [W/(m ² ・K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} ）

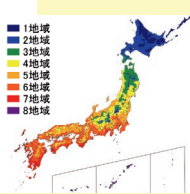
- 太陽日射の室内への入りやすさの指標
- 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- 値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値： η_{AC} [—]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

（参考）地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。



3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅

住宅



国土交通省

一次エネルギー消費性能の基準(BEI値)

Point

- 建築物の一次エネルギー消費性能はBEI値(ビーイーアイ値)により判定され**1.0以下**となる必要があります。
- 算出に当たっては、建築研究所のHPで公開されているWebプログラムを活用してください。

一次エネルギー消費性能(BEI値)

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量注}}{\text{基準一次エネルギー消費量注}} \leq 1.0 ※$$

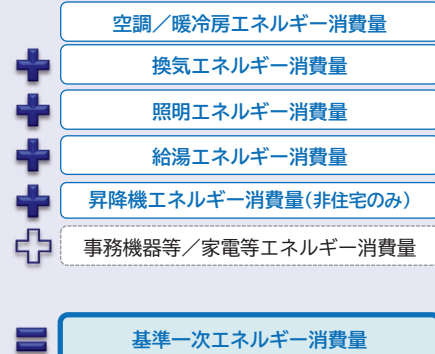
注: 事務機器等/家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

※ 大規模非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ済
中規模非住宅建築物は2026年4月に以下に基準を引上げ予定

工場等: BEI ≤ 0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI ≤ 0.80
病院等、飲食店等、集会所等: BEI ≤ 0.85

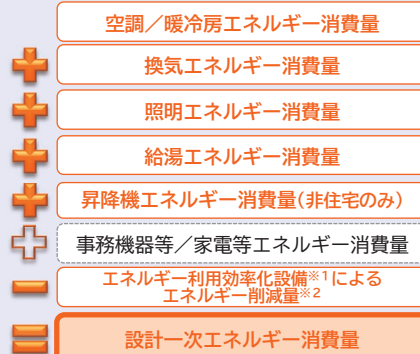
基準一次エネルギー消費量

標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量



設計一次エネルギー消費量

省エネ手法(省エネ建材・設備等の採用)を考慮したエネルギー消費量



※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置 等

※2 自家消費分に限る

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ基準(義務基準)・誘導基準の水準

Point

- 住宅、非住宅**とも、一次エネルギー消費量基準は、設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除したBEI値(ビーイーアイ値、Building Energy Index)という指標で評価します。
- **住宅**の省エネ基準(義務基準)のうち、一次エネルギー消費量基準は**1.0**、外皮性能基準は全国を8つに分けた地域に応じて異なる基準値を設定しています。
 - **非住宅**の省エネ基準(義務基準)は、**大規模(2,000㎡以上)**では用途に応じた異なる基準値(0.75～0.85)、それ以下の規模では**1.0**と設定しています。中規模についても2026年4月から同様の水準へ引き上げ予定です。

【非住宅】	省エネ基準(義務基準)	誘導基準	【住宅】	省エネ基準(義務基準)	誘導基準
一次エネ基準 BEI	1.0 or <u>0.75/0.80/0.85</u> ※1	0.6・0.7 (用途に応じて設定)	一次エネ基準 BEI	1.0	0.8
外皮性能基準 PAL*	—	適用 (1～8地域、用途等に応じて異なる設定)	外皮性能基準 U _A , η _{AC}	適用 (1～8地域に応じて異なる設定)	

省エネ基準に係る注意事項

- ※1: 大規模非住宅(2,000㎡以上)について、2024年4月から省エネ基準が引き上げられました。
- ※2: 複数の用途からなる一棟の大規模非住宅で、各用途の一次エネ基準BEIが異なる場合には、構成用途のエネルギー消費量で按分計算した全体BEIの基準を満たす必要があります。

【改正後】

用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
工場等	0.75
事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
病院等・飲食店等・集会所等	0.85



省エネ計算法ごとの適用可能規模

Point

- 非住宅、住宅の各省エネ計算法の利用にあたっては、(国研)建築研究所と(一社)住宅性能表示・評価協会のホームページでプログラムや専用の入力シートなどをご確認ください。
- 非住宅では小規模版モデル建物法を廃止して、省エネ適判に対応したモデル建物法(小規模版)に改編し、住宅では簡易計算、モデル住宅法及び共同住宅で利用できるフロア入力法を、2025年からの省エネ基準適合義務化に伴い廃止します。(義務化までの間、説明義務制度に引き続き利用できます。)

	大規模 (2000㎡以上)	中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	小規模 (300㎡未満)	計算支援ツールへは 検索①、検索②よりアクセス	検索① 建築研究所 技術情報	検索② 住宅性能評価表示協会
非住宅	標準入力法: 詳細な計算法			検索①		
	モデル建物法: 広く活用されている簡易モデルによる計算法			検索①		
	モデル建物法(小規模版) : 小規模非住宅用の簡易な計算法			検索① 廃止・改編		小規模版モデル建物法 : 小規模非住宅用の簡易な計算法 ※説明義務制度のみに対応して あり、省エネ適判には利用不可
住宅	標準計算: 詳細な計算法			検索① 検索②		
	簡易計算 : 外皮性能計算において外皮面積 等を用いない簡易な計算法			検索① 検索②		2025年4月1日 廃止
	モデル住宅法 : 戸建住宅用の新たに開発された 手計算可能な簡易な計算法			検索①		
	フロア入力法 : 共同住宅用の新たに開発された簡易モデルによる計算法			検索①		
仕様基準						

小規模版モデル建物法
: 小規模非住宅用の簡易な計算法
※説明義務制度のみに対応して
おり、省エネ適判には利用不可

2025年4月1日
廃止



省エネ計算法に関する計算支援ツール等へのアクセス

Point

- 住宅・非住宅のWebプログラム及び専用の入力シートや各種の技術資料は(国研)建築研究所の技術情報ホームページ、住宅の外皮計算に用いる計算シートは(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページからそれぞれ入手可能です。

(国研)建築研究所HPよりWebプログラム等にアクセス

検索① 建築研究所 技術情報

■ <https://www.kenken.go.jp/becc/>

建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報
国立研究開発法人 建

掲載内容一覧

- はじめに
- 更新履歴
- 計算支援プログラムについて
- 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報
 - 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム
 - 技術情報
- 非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報
 - 非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム
 - 技術情報
- 参考情報
 - リンク
 - サポート

住宅版Webプログラム
計算シート 等

非住宅版Webプログラム

(一社)住宅性能評価・表示協会HPより計算シートにアクセス

検索② 住宅性能評価表示協会

■ <https://www.hyoukakyukai.or.jp/>

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

当協会は品確法に基づく評価機関等で構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目標と活動しています。

HOME 評価機関等の検索 各制度 Q&A 統計情報・技術者向け情報

各制度Q&A

- 住宅性能表示制度Q&A
- 長期優良住宅認定制度Q&A
- 低炭素建築物認定Q&A
- BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)Q&A
- 省エネ適合判定Q&A
- 申請補助ツール(各種計算書等)

計算シート

3-2.非住宅の計算方法

3-2.非住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要（非住宅）

Point

- 非住宅の省エネ性能の評価方法は、入力作業の手間に応じて①標準入力法、②モデル建物法(通常版)、③モデル建物法(小規模版)の3種類が用意されています。
- 小規模非住宅(300㎡未満)の省エネ基準適合義務化に伴い、小規模版モデル建物法を廃止・改編し、モデル建物法(小規模版)として省エネ適判に利用できるようになります。
- 非住宅建築物の省エネ性能評価では、どの評価方法でも省エネ適判が必要となります。

評価方法		標準入力法	モデル建物法(通常版)	モデル建物法(小規模版) ※2024年8月にβ版を公開	小規模版モデル建物法 ※説明義務制度対応用
特徴		建物の全ての情報を室毎に詳細に入力して計算する 精緻な評価方法	建物の用途毎に設定するモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を一部削減して計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を大幅に削減して計算する簡易な評価方法
計算ツール		Webプログラム(非住宅版) 室毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力
外皮性能	外皮面積	各部位を計算する	各部位を計算する	計算しない (床面積に基づき自動計算)	計算しない (床面積に基づき自動計算)
	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択
計算結果		BPI(PAL*)	BPI _m (PAL*)	—	—
一次エネルギー性能	設備毎の性能・仕様	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置する主な設備の種類・仕様を選択	設置する主な設備の種類・仕様を選択
	計算結果	BEI	BEI _m	BEI _s	—
留意点		—	—	・300㎡未満に限る ・性能向上計画認定、BELS等には活用不可	・2025年4月廃止予定 ・300㎡未満に限る ・省エネ適判、性能向上計画認定、BELS等には活用不可
精緻／作業量多					おおまか／作業量少

非住宅の省エネ性能計算方法の概要

Point

- 非住宅の計算方法である①標準入力法、②モデル建物法(通常版)、③モデル建物法(小規模版)はいずれも、専用の入力シート(Microsoft Excel)に必要情報を入力してWebプログラム※のページにアップロードすることで計算結果が自動的に出力されます。
※(国研) 建築研究所が保有
- 入力にあたっては、「**入力責任者**」は**建築士資格保有者**とすることが望ましいです。

標準入力法



評価対象建築物

建築物内の全ての室において、床面積等の室仕様及び設備機器等の性能値を入力



エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)(標準入力法)



BEI

(標準入力法による設計値)
(標準入力法による基準値)

標準入力法は、精緻に省エネ性能を評価することが可能である一方、入力項目が多く、省エネ適判での活用は限定的。
(BELSによる省エネ性能表示取得時に広く活用される傾向。)

モデル建物法(通常版)(小規模版)

対応する建物用途を選択の上、建物仕様を入力してモデルを構築

- 事務所モデル
- ビジネスホテルモデル
- 総合病院モデル
- 福祉施設モデル
- 学校モデル
- 幼稚園モデル
- 大規模物販モデル
- 小規模物販モデル
- 飲食店モデル
- 集会所モデル
- 工場モデル 等

用途別のモデルを選択して、建物仕様及び設備機器等の性能値を入力



モデル建物法入力支援ツール(通常版)(小規模版)



BEI_m・BEI_s

(モデル建物法による設計値)
(モデル建物法による基準値)

モデル建物法は入力項目が少なく、簡易に省エネ基準適合が確認できるため、広く省エネ適判に活用されている。

モデル建物法(通常版)



入力情報(例)
【外壁】(全ての断熱材対象) ・熱貫流率 ・方位 ・面積
【空調熱源】(全ての空調熱源が対象) ・熱源機種 ・台数 ・定格能力、定格消費電力 ・定格燃料消費量

Webプログラム

BEI_m
(設計値)
(基準値)

モデル建物法(小規模版)



入力情報(例)
【外壁】(外壁・屋根など) ・主たる熱貫流率
【空調熱源】 ・主たる熱源機種

Webプログラム

BEI_s
(設計値)
(基準値)

モデル建物(通常版)における用途モデル別の入力対象設備

Point

- モデル建物法では、建物用途に応じた用途別のモデルを選択し、設置する設備種別に応じた性能・仕様等を入力。
- 一部の入力項目は代表的な室や設備のみについて入力するため、標準入力法に比べて入力負担が軽減。

例1) 事務所モデルの入力対象設備等

- ・外皮 外気に接する部位
(外気に接する床、地盤に接する外壁を除く)
- ・空調設備 全ての設備
- ・換気設備 機械室、便所、厨房、駐車場
- ・照明設備 事務室
- ・給湯設備 洗面手洗い、浴室、厨房
- ・昇降機設備 全て
- ・太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備 代表建築物用途のみ

例2) 工場モデルの入力対象設備等

- ・空調設備 対象外
- ・換気設備 対象外
- ・照明設備 倉庫、屋外駐車場又は駐輪場
- ・給湯設備 対象外
- ・昇降機設備 全て
- ・太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備 対象外

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光	コージェネ
事務所				事務室	—	—				
ビジネスホテル				客室	ロビー	レストラン				
シティホテル				客室	ロビー	宴会場				
総合病院				病室	診察室	待合室				
クリニック				診察室	待合室	—				
福祉施設				個室	診察室	ロビー				
大規模物販				売場	—	—				
小規模物販				売場	—	—				
学校				教室	事務室・職員室	ロビー				
幼稚園				教室	事務室・職員室	ロビー				
大学				教室	事務室・研究室	ロビー				
講堂				アリーナ	ロビー	—				
飲食店				客席	—	—				
集会所(アスレチック場)				運動室	ロビー	—				
集会所(体育館)				アリーナ	ロビー	—				
集会所(公衆浴場)				浴室	ロビー	—				
集会所(映画館)				客席	ロビー	—				
集会所(図書館)				図書室	ロビー	—				
集会所(博物館)				展示室	ロビー	—				
集会所(劇場)				客席	ロビー	—				
集会所(カラオケボックス)				ボックス	—	—				
集会所(ボウリング場)				ホール	—	—				
集会所(ばちこ屋)				ホール	—	—				
集会所(競馬場又は競輪場)				客席	ロビー	—				
集会所(社寺)				本殿	ロビー	—				
工場				倉庫	屋外駐車場又は駐輪場	—				

3-2.非住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

モデル建物法(小規模版)の入力項目:(通常版)との比較

Point

- モデル建物法(小規模版)は、モデル建物法(通常版)をベースにしながら、入力項目を減らして一定の規定値で評価する簡易な評価方法で、**入力手間の削減**を図っています。(約130項目から約100項目に削減。)
- モデル建物法(小規模版)は、**300㎡未満**の非住宅部分のみに適用可能であることに注意してください。

○モデル建物法(通常版)

基本情報	
建物名称	建築物所在地
省エネルギー基準地域区分	建築物の用途
年間日射地域区分	延べ面積
建築基準法施行規則別記様式に定める用途	適用するモデル建物の種類
計算対象部分の床面積、空調対象床面積、階数	階高合計、外周長さ、非空調コア部
外皮仕様	
開口部	
建具仕様名称	窓面積
窓仕様の入力方法	建具・ガラスの仕様
熱貫流率	日射熱取得率
【断熱材】	
断熱仕様名称	部位種別
断熱材種類	厚み
熱伝導率	熱貫流率
【外皮】	
外皮名称	方位
断熱仕様名称	外皮面積
建具等の個数	ブラインドの有無
日除け効果係数(冷房・暖房)	
空調設備	
【熱源】	
熱源機器名称	熱源機種(冷房・暖房)
台数	一台当たりの定格能力(冷房・暖房)
一台当たりの定格消費電力(冷房・暖房)	
一台当たりの定格燃料消費量(冷房・暖房)	
【外気処理】	
送風機名称	台数
設計給気風量	設計排気風量
全熱交換器の全熱交換効率(冷房・暖房)	
全熱交換器の自動換気切替機能の有無	
予熱外気取入れ停止の有無	

【空調二次ポンプ】	
二次ポンプ名称	台数
1台当たりの設計流量	変流量制御の有無
変流量時最小流量比の入力有無、最小流量比	
【空調送風機】	
空調送風機名称	台数
1台当たりの設計風量	変風量制御の有無
変風量時最小流量比の入力有無、最小流量比	
換気設備	
室名称	室用途
機器名称	台数
一台当たりの電動機出力	高効率電動機の有無
インバーター制御の有無	送風量制御の有無
照明設備	
室名称	室用途
照明器具の名称	消費電力
台数	室の高さ
在室検知制御の有無	明るさ検知制御の有無
タイムスケジュール制御の有無	
初期照度補正機能の有無	
給湯設備	
給湯系統名称	給湯用途
熱源名称	台数
定格加熱能力	定格消費電力
定格燃料消費量	配管保温仕様の種類
節湯器具仕様の種類	
昇降機設備	
昇降機の名称	速度制御方式
太陽光発電設備	
システム名称	太陽電池の種類
アレイの設置方式	アレイのシステム容量
パネルの設置方位角	パネルの設置傾斜角
コージェネレーション設備	
設備名称	定格発電出力
発電効率	台数
燃熱効率	燃熱利用先

○モデル建物法(小規模版)

基本情報	
建物名称	建築物所在地
省エネルギー基準地域区分	建築物の用途
年間日射地域区分	延べ面積
建築基準法施行規則別記様式に定める用途	適用するモデル建物の種類
計算対象部分の床面積、空調対象床面積、階数	階高合計、外周長さ、非空調コア部
外皮仕様	
開口部	
建具仕様名称	窓面積
窓仕様の入力方法	建具・ガラスの仕様
熱貫流率	日射熱取得率
【断熱材】	
断熱仕様名称	部位種別
断熱材種類	厚み
熱伝導率	熱貫流率
【外皮】	
外皮名称	方位
断熱仕様名称	外皮面積
建具等の個数	ブラインドの有無
日除け効果係数(冷房・暖房)	庇の有無
空調設備	
【熱源】	
熱源機器名称	熱源機種(冷房・暖房)
設備の特性値等の入力有無(冷房・暖房)	
台数	一台当たりの定格能力(冷房・暖房)
一台当たりの定格消費電力(冷房・暖房)	
一台当たりの定格燃料消費量(冷房・暖房)	
【外気処理】	
送風機名称	台数
設計給気風量	設計排気風量
全熱交換器の全熱交換効率(冷房・暖房)	
全熱交換器の自動換気切替機能の有無	
予熱外気取入れ停止の有無	

【空調二次ポンプ】	
二次ポンプ名称	台数
1台当たりの設計流量	変流量制御の有無
変流量時最小流量比の入力有無、最小流量比	
【空調送風機】	
空調送風機名称	台数
1台当たりの設計風量	変風量制御の有無
変風量時最小流量比の入力有無、最小流量比	
換気設備	
室名称	室用途
機器名称	台数
一台当たりの電動機出力	高効率電動機の有無
インバーター制御の有無	送風量制御の有無
照明設備	
室名称	室用途
照明器具の仕様	消費電力
台数	室の高さ
在室検知制御の有無	明るさ検知制御の有無
タイムスケジュール制御の有無	
初期照度補正機能の有無	
給湯設備	
給湯系統名称	給湯用途
熱源名称	台数
定格加熱能力	定格消費電力
定格燃料消費量	配管保温仕様の種類
節湯器具仕様の種類	
昇降機	
昇降機の名称	速度制御方式
太陽光発電	
システム名称	太陽電池の種類
アレイの設置方式	アレイのシステム容量
パネルの設置方位角	パネルの設置傾斜角
コージェネレーション設備	
設備名称	定格発電出力
発電効率	台数
燃熱効率	燃熱利用先

3-2.非住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

モデル建物(小規模版)における用途モデル別の入力対象設備

Point

- モデル建物法(小規模版)では、モデル建物法(通常版)をベース※に、外皮仕様や機械換気設備・給湯設備の設置室などの一部の入力対象を更に限定しており、**入力負担の軽減**を図っています。

※用途別の入力モデルを選択する等は共通

例1) 事務所モデルの入力対象設備等

- 外皮 外気に接する**主要な**部位
(外気に接する床、地盤に接する外壁を除く)
- 空調設備 全ての設備
- 換気設備 **機械室・便所・厨房・駐車場**
- 照明設備 **事務室**
- 給湯設備 **洗面・手洗い・浴室・厨房**
- 昇降機設備 **対象外**
- 太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- コージェネレーション設備 **対象外**

例2) 工場モデルの入力対象設備等

- 外皮 対象外
- 空調設備 対象外
- 換気設備 対象外
- 照明設備 倉庫、屋外駐車場又は駐輪場
- 給湯設備 対象外
- 昇降機設備 **対象外**
- 太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- コージェネレーション設備 対象外

「適用するモデル建物」の選択肢		外皮	空気調和設備	機械換気における主たる使用用途	照明設備における主たる室用途	給湯設備における主たる使用用途	昇降機設備	太陽光発電設備	コージェネ
大分類	小分類								
事務所	事務所	外気に接する主要な外壁・屋根・窓 ※外気に接する床・地盤に接する外壁等は対象外	すべて	便所	事務室	洗面・手洗い	すべて	※売電のために設置される太陽光発電設備は除く	対象外
ホテル	ビジネスホテル				客室	厨房			
	シティホテル				病室				
病院等	総合病院				診察室	洗面・手洗い			
	クリニック				個室	厨房			
百貨店等	大規模物販				売場				
	小規模物販								
学校等	学校				教室	洗面・手洗い			
	幼稚園				アリーナ				
	大学				客席	厨房			
飲食店	飲食店	外気に接する主要な外壁・屋根・窓 ※外気に接する床・地盤に接する外壁等は対象外	すべて	便所	運動場	洗面・手洗い	すべて	※売電のために設置される太陽光発電設備は除く	対象外
	アスレチック場				アリーナ	浴室			
	体育館				客席				
	公衆浴場				図書室				
	映画館				展示室				
	図書館				客席				
	博物館				ボックス	洗面・手洗い			
	劇場				ホール				
	カラオケボックス				客席				
	ボーリング場				本股				
	ばちこ屋				倉庫				
	競馬場				屋外駐車場又は駐輪場				
	競輪場								
	社寺								
工場	倉庫	対象外	対象外	対象外	倉庫		対象外	対象外	対象外
	屋外駐車場又は駐輪場								

外皮の断热仕様の入力例-1:標準入力法

➤ **外皮の性能値は、対象建築物の仕上表等から必要な情報を入手し、専用の入力シートに入力してください。**
※専用の入力シートは建築研究所「非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」HPから入手できます。

部位種別と断熱材種類、厚みを確認

項目	仕上げ
外壁	屋外側：コンクリート打ち放しの上、せつこうボード（非密閉中空層付）下地、ロックウール化粧吸音板 屋内側：コンクリート壁$t=150\text{mm}$の上、セメント・モルタル$t=15\text{mm}$、アスファルト類$t=5$、セメント・モルタル$t=15\text{mm}$、押出法ポリスチレンフォーム 保温版1種 $t=50\text{mm}$、コンクリート$t=60\text{mm}$
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 $t=10\text{mm}$ 押出法ポリスチレンフォーム保温版1種 $t=50\text{mm}$ 押えコンクリート $t=90\text{mm}$

入力シート

標準入力法

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
外壁名称	壁の種類 (選択)	熱貫流率 [W/m ² K]	建材番号 (選択)	建材名称 (選択)	熱伝導率 [W/mK]	厚み [mm]	日射吸収率 [-]	備考
R1	外壁			室内側				
			70	ロックウール化粧吸音板		50		設計図書から読 断熱材種類
			62	せっこうボード		10		
			302	非密閉中空層		0.0		
			41	コンクリート		150		
			41	セメントモルタル		15		
			103	アスファルト類		5		
			47	セメントモルタル		15		構成材毎の熱伝導率
			181	押出ポリスチレンフォーム 保温板 1種		50		
			41	コンクリート		60		
				窓外側				

外壁、屋根などの部位ごとに外皮を構成しているものをすべて入力する

設計図書から読み取った
断熱材種類を選択

構成材毎の熱伝導率、厚みを入力する

非住宅

外皮の断熱仕様の入力例-2:モデル建物法(通常版・小規模版)

設計図書

項目	仕上げ	備考
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル仕上 吹付硬質ウレタンフォーム A種1号 t=25mm	※PSは断熱なし
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm	部位種別と断熱材種類、厚みを確認 ※EV、階段室の塔屋下の断熱はなし

入力シート

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
断熱仕様名称 (入力)	部位種別 (選択)	断熱材種類 (大分類) (選択)	断熱材種類 (小分類) (選択)	熱伝導率 [W/(m・K)] (入力)	厚み [mm] (入力)	熱貫流率 [W/(m ² ・K)] (入力)
W1	外壁	吹付け硬質ウレタンフォーム	吹付け硬質ウレタンフォームA種1		25	
R1	屋根	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	押出法ポリスチレンフォーム1種		50	

設計図書から読み取った
部位種別と断熱材種類を入力

断熱材の厚みを入力

設計図書から読み取った
部位種別と断熱材種類を入力

断熱材の厚みを入力

設計図書から読み取った
部位種別と断熱材種類を入力

設計図書から読み取った
断熱材の厚みを入力

設計図書から読み取った
断熱材の厚みを入力

設計図書から読み取った
部位種別と断熱材種類を入力

計算対象建物を構成するすべての外壁、屋根のうち、面積が最大となる外壁、屋根の仕様を代表して入力する
(最大を判断するにあたっての面積に窓の面積は含めない)

3-2.非住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

設備の入力例-1:標準入力法

Point

- 設備の性能値は、対象建築物の機器表等から必要な情報を入手し、専用の入力シートに入力してください。
- 入力が必要な設備は空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備等です。

①対象機器の機器表や仕様書等の入手(評価協会ポータルサイトで登録機器等の性能値を確認することも可能)

設計図書

空気調和設備 機器表記載例 (JIS等の規定値前提)														
記号 (名称)	型式	定格能力		定格消費電力		定格ガス消費量		台数	熱源機の仕様(台数、定格能力など)を確認					
		冷房 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]							
PA1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○ (空冷式パッケージエアコン)	100.0	112.0	38.5	35.8									
PA11	室内機 天井埋込型4方向吹出型							4.5	5.0	750	0.06	0.06		
PA12	室内機 天井埋込型4方向吹出型							14	16	1650	0.12	0.12		

機器表
各種設備図
:
:
:

設置する各種設備(空調、換気など)について、機器表や各種設備図から仕様を確認

熱源機の仕様(台数、定格能力など)を確認

設置する各種設備(空調、換気など)について、機器表や各種設備図から仕様を確認

機器表
各種設備図

② 技術情報掲載の専用の入力シート(Excel)に情報を転記(全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード)

入力シート

標準入力法

様式2-5.(空調) 熱源入力

① 名称	② (選択)	③ (選択)	④ (選択)	⑤ [MJ]	⑥ 説明	⑦ (選択)	⑧ 台数	⑨ 能力 [kW]	⑩ 風速 [m/s]	⑪ 主機 定格消費電力 [kW/台]	⑫ 補助機 定格消費電力 [kW/台]	⑬ 一次ポンプ 定格消費電力 [kW/台]	⑭ 二次ポンプ 定格消費電力 [kW/台]	⑮ 定格冷房能力 [kW/台]	⑯ 定格暖房能力 [kW/台]	⑰ 定格冷熱能力 [kW/台]	⑱ 定格冷熱能力 [kW/台]
ARI	無	有	無		吸収式冷凍機(一重二重併用形、都市ガス)	1番目	1	703	639	6.6	7						
					吸収式冷凍機(一重二重併用形、都市ガス)	2番目	1	703	639	6.6	7						
PA-1	無	無	無		パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1番目	1	100		38.5							
PA-2	無	無	無		パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1番目	1	100		38.5							
PA-3	無	無	無		パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1番目	1	100		38.5							
PA-4	無	無	無		パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1番目	1	100		38.5							

空調対象室に設置する空調機と接続され熱供給を行うすべての熱源機について空調ゾーン入力シートで設定した空調ゾーンにあわせて入力する

熱源機の仕様(台数、定格能力など)を入力
※熱源機他、空調機や2次ポンプなど空調対象室の室内側・隠ぺい部に設置される設備についても別シートで入力

3-2.非住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

設備の入力例-2:モデル建物法(通常版・小規模版)

①対象機器の機器表や仕様書等の入手(評価協会ポータルサイトで登録機器等の性能値を確認することも可能)

設計図書

空気調和設備 機器表記載例 (JIS等の規定値前提)																
記号 (名称)	型式	室外機					室内機									
		定格能力 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]	台数	能力 [kW]	風速 [m/s]	能力 [kW]	風速 [m/s]	能力 [kW]	風速 [m/s]	
PA1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○ (空冷式パッケージエアコン)	100.0	112.0	38.5	35.8				1	4.5	5.0	750	0.06	0.06	12	座上
PA11	室内機 天井埋込型4方向吹出型									14	16	1650	0.12	0.12	3	1F事務室
PA12	室内機 天井埋込型4方向吹出型															1Fホール
GH1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○ (ガスヒートポンプ式)	56.0	63.0	0.77	0.72	46.6	47.9		1	4.5	5.0	750	0.06	0.06	13	2F事務室
GH11	室内機 天井埋込型4方向吹出型									14	16	1650	0.12	0.12	3	2Fホール
RA1	ルームエアコン	2.5	2.8	0.70	0.64				2	8.22	0.022	0.022	2	座下 (室外機)		

熱源機器(室外機)の情報(台数、定格値)を確認
※室内機は確認不要

② 技術情報掲載の専用の入力シート(Excel)に情報を転記(全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード)

入力シート

モデル建物法(通常版)

様式C-1 空調熱源

① 熱源機器名称 (入力)	② 熱源機種 (選択)	③ 台数 (入力)	④ 一台当たりの 定格能力 [kW/台]		⑤ 一台当たりの 定格消費電力 [kW/台]		⑥ 一台当たりの 定格燃料消費量 [kW/台]		⑦ 備考 (20文字)
			冷房 (入力)	暖房 (入力)	冷房 (入力)	暖房 (入力)	冷房 (入力)	暖房 (入力)	
PA1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	100.00	112.00	38.50	35.80	0.00	0.00	
GH1	ガスヒートポンプ冷暖房機	1	56.00	63.00	0.77	0.72	46.60	47.90	
RA1	ルームエアコンディショナ	2	2.50	2.80	0.70	0.64	0.00	0.00	

熱源機器(室外機)の情報(台数、定格値)を入力
※室内機は入力不要

モデル建物法(小規模版)

様式SC-1 空調熱源

① 熱源機器名称 (入力)	② 熱源機種 (選択)	③ 台数 (入力)	④ 一台当たりの 定格能力 [kW/台]		⑤ 定格消費電力・ 定格燃料消費量の有無 (選択)	⑥ 一台当たりの 定格消費電力 [kW/台]		⑦ 一台当たりの 定格燃料消費量 [kW/台]		⑧ 備考 (20文字まで)
			冷房 (入力)	暖房 (入力)		冷房 (入力)	暖房 (入力)	冷房 (入力)	暖房 (入力)	
熱源 1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	2	16.10	18.20	入力する	1.55	1.64			
熱源 2	ルームエアコンディショナ	4	5.00	6.00	入力しない(規定値で計算)					

入力の有無で「入力しない(規定値で計算)」を選択すると、以降の定格消費電力、定格燃料消費量の入力は不要



標準入力法の計算結果表示①

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- 設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能とPAL*について数値及びBEIで表示されます。(外皮の性能指標(PAL*))についても、標準入力法での算定結果としてBPIの形で表示されます。)

Webプログラム(非住宅版) による計算結果①

3. PAL*・一次エネルギー消費量計算結果

	一次エネルギー消費量 [GJ/年] ([MJ/(延床m ² ・年)])	
	設計値	基準値
空調設備	8,377.90 (809.24)	8,804.51 (850.45)
換気設備	626.74 (60.54)	695.14 (67.14)
照明設備	3,413.21 (329.69)	4,209.25 (406.58)
給湯設備	251.55 (24.30)	138.80 (13.41)
昇降機	170.67 (16.49)	170.67 (16.49)
太陽光発電(PV)	-121.56 (11.74)	
コージェネレーション設備(CGS)	-1,092.38 (105.52)	
その他	3,677.42 (355.21)	3,677.42 (355.21)
合計	PV及びCGSを対象とする場合	15,303.6 (1,478.21)
	CGSを対象とする場合	15,425.2 (1,489.96)
		17,695.8 (1,709.28)

※本計算結果は、当該建築物が建設される地域区分及び設計内容に、一定の運用スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。
 ※BEI(計算時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量を除きます。建築物エネルギー消費性能誘導基準にはPVによる削減効果を除外して評価します。

4. 判定(年間熱負荷係数(PAL*))・BPI

年間熱負荷係数(PAL*) [MJ/(m ² ・年)]		BPI	判定結果
設計値	基準値		
367	470	0.79	達成

※記載を省略していますが左記の表の前段に建物概要(面積、地域など)が表示されます

設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量を設計値と基準値に分けて数値で表示
 ※太陽光発電設備 及びコージェネレーション設備は基準値の設定なし

外皮の性能指標であるPAL*も設計値と基準値に分けて数値及びBPIで表示
 ※PAL*は誘導基準においてのみ基準値への適合が求められる



標準入力法の計算結果表示②

Webプログラム(非住宅版) による計算結果②

5. 判定(一次エネルギー消費量)

適用する基準		一次エネルギー消費量 [GJ/年] ([MJ/(延床m ² ・年)])		判定結果
		設計値	基準値	
建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	15,303.6 (1,478.21)	17,695.8 (1,709.28)	達成
	H28年4月現存		19,097.7 (1,844.69)	達成
大規模建築物エネルギー消費性能基準	R6年4月以降	15,303.6 (1,478.21)	14,892.2 (1,438.47)	非達成
	R6年4月現存		17,695.8 (1,709.28)	達成
	H28年4月現存		19,097.7 (1,844.69)	達成
建築物エネルギー消費性能誘導基準	R4年10月以降	15,425.2 (1,489.96)	12,088.5 (1,167.66)	--
	R4年10月現存		17,695.8 (1,709.28)	達成

建物全体の一次エネルギー消費量について省エネ基準及び誘導基準への適否の状況を数値と判定結果で表示

6. BEI

6.1. BEI・一次エネルギー消費量(その他除き)

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除き) [GJ/年] ([MJ/(延床m ² ・年)])		BEI	
		設計値	基準値	設計値	基準値
建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	11,626.2 (1,123.00)	14,018.4 (1,354.07)	0.83	1.00
	H28年4月現存		15,420.3 (1,489.48)		1.10
大規模建築物エネルギー消費性能基準	R6年4月以降	11,626.2 (1,123.00)	11,214.7 (1,083.25)	0.83	0.80
	R6年4月現存		14,018.4 (1,354.07)		1.00
	H28年4月現存		15,420.3 (1,489.48)		1.10
建築物エネルギー消費性能誘導基準	R4年10月以降	11,747.7 (1,134.74)	8,411.1 (812.45)	0.84	0.60
	R4年10月現存		14,018.4 (1,354.07)		1.00

BEIを建物全体及び設備種別毎について算定して結果を表示

6.2. BEI(既存部分に特定のBEIを与えて既存建築物全体の評価を行う場合)

	計算対象床面積 [m ²]	BEI
既存部分	--	--
増改築部分	--	--
全体	--	--

既存建築物に対する増改築工事の場合には既存部分・増改築部分それぞれのBEIを算出

6.3. エネルギー用途別BEI(参考)

BEI/AC	BEI/V	BEI/L	BEI/HW	BEI/EV
0.96	0.91	0.82	1.82	1.00

※BEIは小数点第二位未満を切り上げた数値を表示しています。



モデル建物法(通常版)の計算結果表示

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- **設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能がBEImの形で表示**されます。
(外皮の性能指標(PAL*))についても、モデル建物上での算定結果としてBPImの形で表示。)
- モデルを用いた評価であるため、標準入力法とは異なり、**一次エネルギー消費量は算出されません。**

Webプログラム(非住宅版)による計算結果

(1) 建築物の名称		サンプル建物		
(2) 床面積	10,000.82	XML ID/再出力コード		
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	61d8db44-e873-493c		
(4) モデル建物	事務所モデル	IORE-SUMD-PDFM-APAN		
(5) 評価結果				
年間熱負荷係数	【BPIm】	0.96	BEImを設備種別毎及び建物全体について算定して結果を表示	
一次エネルギー消費量	【BEIm】	0.99		
	【誘導BEIm】	0.99		
空気調和設備	【BEIm/AC】	1.01		
機械換気設備	【BEIm/V】	0.70		
照明設備	【BEIm/L】	0.91		
給湯設備	【BEIm/HW】	1.38		
昇降機	【BEIm/EV】	2.00		
太陽光発電		あり	エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備(太陽光発電設備、コージェネレーション設備)は設置の有無を表示	
コージェネレーション設備		あり		
(6) 判定				
建物全体(計算対象設備の総合計)に係る「BEIm」も算定して結果を表示		BEIm ≤ 1.00	達成	
		BEIm > 0.80 (大規模基準)	非達成	
		誘導BEIm > 0.60	非達成	



モデル建物法(小規模版)の計算結果表示

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- **設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能がBEIsの形で表示**されます。
- モデルを用いた評価であるため、標準入力法とは異なり、**一次エネルギー消費量は算出されません。**

Webプログラム(非住宅版)による計算結果

(1) 建築物の名称		サンプル建物	
(2) 床面積	275.8	XML ID/再出力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	61d8db44-e873-493c	
(4) モデル建物	事務所モデル	IORE-SUMD-PDFM-APAN	
(5) 評価結果			
年間熱負荷係数	【BPIs】	—	BEIsを設備種別毎に算定して結果を表示 ※モデル建物法(小規模版)では昇降機設備及びコージェネレーション設備は評価されない
一次エネルギー消費量	【BEIs】	0.99	
	【誘導BEIs】	—	
空気調和設備	【BEIs/AC】	1.01	
機械換気設備	【BEIs/VV】	0.70	
照明設備	【BEIs/L】	0.91	
給湯設備	【BEIs/HW】	1.38	
昇降機	【BEIs/EV】	—	
太陽光発電		あり	
コージェネレーション設備		—	
(6) 判定			
	建物全体(計算対象設備の総合計)に係る「BEIs」も算定して結果を表示	BEIs ≤ 1.00	達成
		BEIs > 0.80 (大規模基準)	非達成
		誘導BEIs > 0.60	非達成



【補足】非住宅の外皮基準(PAL*)

Point

- 非住宅の外皮性能は、外皮の断熱性能ではなく、ペリメータゾーンの年間熱負荷係数(PAL*)により評価。
- PAL*は、非住宅の義務基準の対象外(誘導基準のみ適用)。
- PAL*を向上させることにより、一次エネルギー消費性能の向上に寄与。
- PAL*は、計算支援プログラムにおいて仕様等の情報を直接入力して、数値及びBPIの形でBEIと同時に自動算出。

OPAL*(パルスター) : ペリメータゾーンの年間熱負荷係数

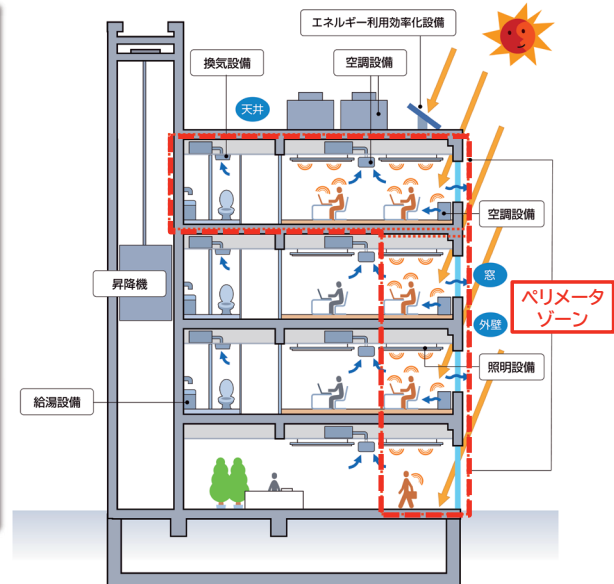
$$PAL* = \frac{\text{各階のペリメータゾーンの年間熱負荷(MJ/年)}}{\text{ペリメータゾーンの床面積の合計(m}^2\text{)}}$$

◎ ペリメータゾーンの年間熱負荷とは、1年間に於ける①～④までに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの。

- ① 外気とペリメータゾーンの温度差
- ② 外壁・窓等からの日射熱
- ③ ペリメータゾーンで発生する熱
- ④ 換気により生じる熱負荷

OBPI値(ビービーアイ値) : 年間熱負荷係数(PAL*)を基準値で除したもの

$$BPI = \frac{\text{設計PAL*}}{\text{基準PAL*}}$$



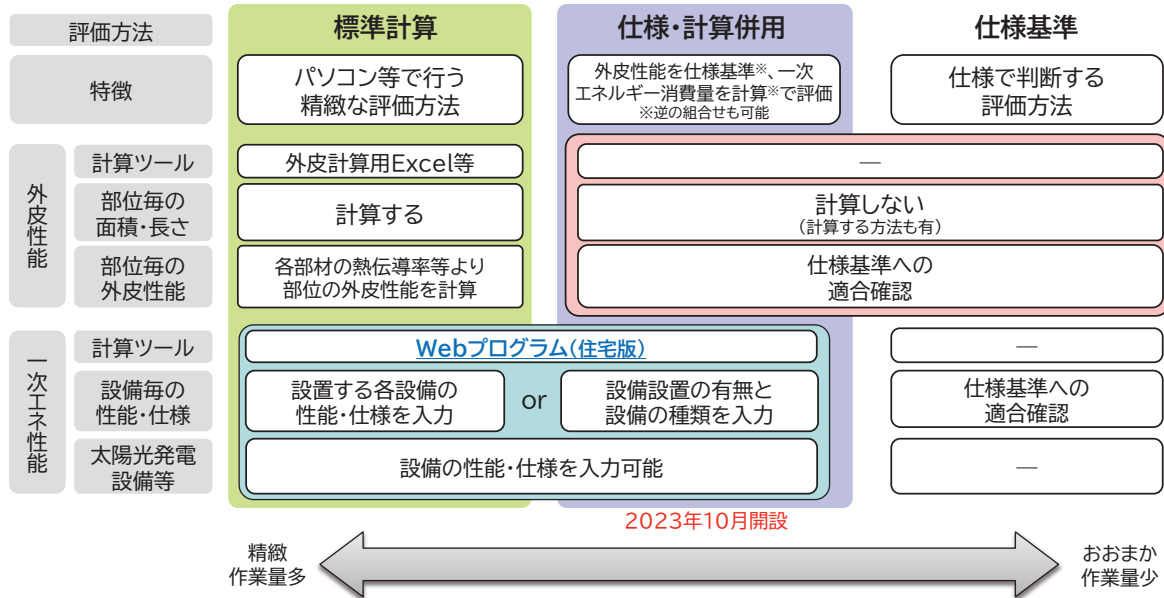
3-3. 住宅の計算方法



省エネ基準に基づく評価方法の概要

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価**できます。
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※**で、**一次エネルギー消費量は計算※**でそれぞれ評価**(仕様・計算併用)が可能となりました**。
※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方を仕様基準**で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。



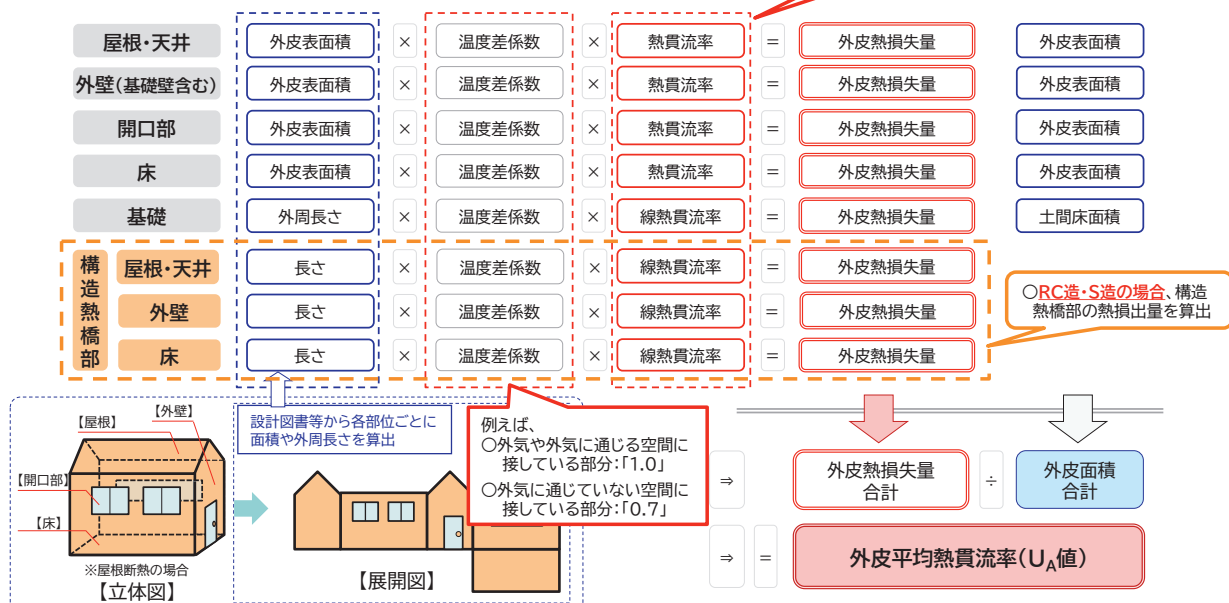
外皮性能(外皮平均熱貫流率)の計算(標準計算)

Point

- 外皮のうち、**屋根・天井、外壁、開口部、床等**の部位毎の**熱貫流率**等を**計算**し、住宅全体の外皮平均熱貫流率を算出します。また、**RC造・S造の場合、構造熱橋部の外皮熱損失量を算出**します。
- 外皮の計算は「**計算シート**」※を用いて行います。

※(一社)住宅性能・評価表示協会 住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射取得率計算書など

○部位毎にJIS等に基づく建材の熱抵抗値などを基に算出
○熱橋部を含め断面構成を詳細に考慮する方法や所定の計算式により簡易に算出する方法もある



3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅

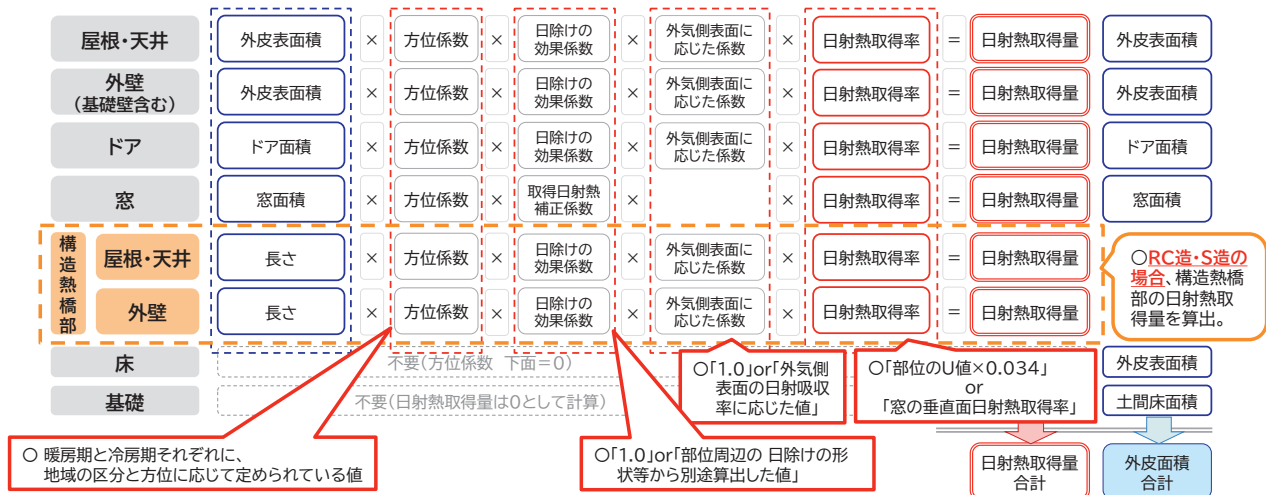


国土交通省

外皮性能(平均日射熱取得率)の計算(標準計算)

Point

- 外皮のうち、**屋根・天井、外壁、開口部等**の部位毎の**日射熱取得量を計算**し、住宅全体の平均日射熱取得率を算出します。**(床・基礎は計算対象外です。)**また、**RC造・S造の場合、構造熱橋部の日射取得量を算出**します。



3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅

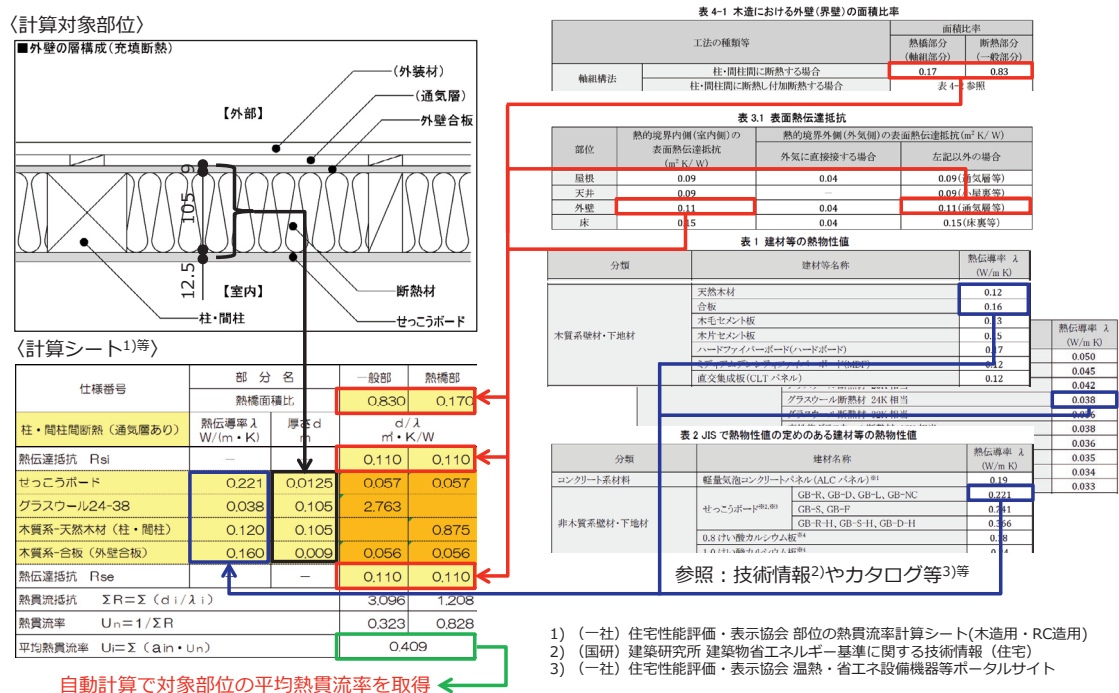


国土交通省

各部位の熱貫流率の確認方法①: 木造住宅の外壁の例

Point

- **熱貫流率は、各部位を構成する部材の情報を計算シートに入力して計算**することができます。各部位の構成は**仕上表や矩計図等から確認**してください。



- 1) (一社) 住宅性能評価・表示協会 部位の熱貫流率計算シート(木造用・RC造用)
- 2) (国研) 建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報(住宅)
- 3) (一社) 住宅性能評価・表示協会 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



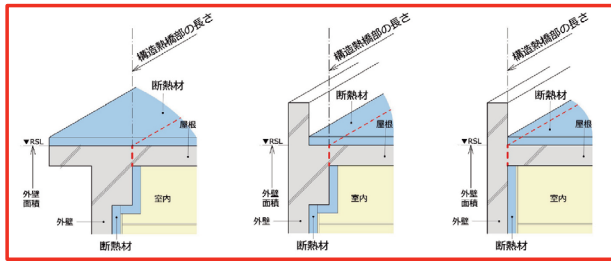
国土交通省

各部位の熱貫流率の確認方法②:RC造住宅 構造熱橋部

Point

- RC造の場合、構造熱橋部を正しく把握する必要があります。断面図や平面図から構造熱橋部を確認して、外皮計算を行ってください。

〈構造熱橋部の例〉



熱橋部：梁や柱など建物のなかで、熱を伝えやすい部分のこと

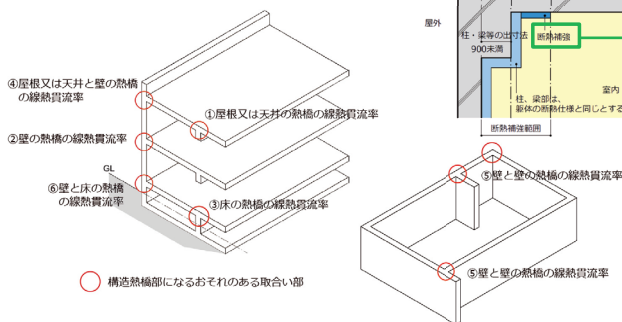


表1 鉄筋コンクリート造等の構造熱橋部の線熱貫流率

境界の組合せ	構造熱橋部で取り合う面の組み合わせ	構造熱橋部の特徴	線熱貫流率 ψ (W/m K)		
			断熱補強仕様1	断熱補強仕様2	断熱補強なし
外気3室内1	内断熱面と内断熱面	構造熱橋部は生じない			
		壁式等	0.55	1.00	1.05
	外断熱面と外断熱面	壁式等以外	0.60	0.60	1.80
		壁式等	0.20	0.60	0.70
	内断熱面と外断熱面	壁式等以外	0.30	0.85	1.40
		壁式等			
	内断熱面と内断熱面	構造熱橋部は生じない			
		壁式等	0.50	0.85	0.85
外気2室内2	外断熱面と外断熱面	壁式等以外	0.80	0.80	1.20
		壁式等	0.35	0.70	0.85
	内断熱面と外断熱面	壁式等以外	0.30	0.70	0.75
		壁式等			

表4 地域区分に応じた断熱補強仕様2

熱橋部の形状	断熱補強の部位・仕様	地域区分				
		1, 2	3	4	5~8	
熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	500	200	150	125
	壁面	断熱補強の熱抵抗の基準値(m ² K/W)	0.4	0.1	0.1	0.1
熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	200	75	50	
	壁面	断熱補強の熱抵抗の基準値(m ² K/W)	0.2	0.1	0.1	
熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	200	100	75	
	壁面	断熱補強の熱抵抗の基準値(m ² K/W)	0.2	0.1	0.1	

参照：技術情報¹⁾

1) (国研) 建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報(住宅)

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

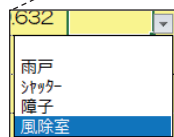
日射熱取得量の確認方法:窓の例

Point

- 各部位の日射熱取得量や平均日射熱取得率は、各部位の情報を計算シートに入力することで、自動的に算出できます。

(計算シート1等)

窓の入口		方位係数		方位係数		方位係数	
窓番号		寸法[m]	熱貫流率[W/m ² K]	日射熱取得率[%]	付属部材の有無	取得日射熱補正係数の算出	方位係数
窓番号		幅	高さ			底による補正計算[m]	方位係数
AW1		1.6	2	4.07	0.632	0.64	0.27



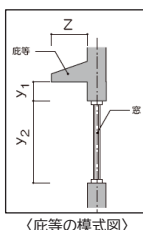
付属部材を選択して入力してください。
付属部材が無い場合であれば、
空欄を選択してください。

■取得日射補正係数

○デフォルト値を使用する場合
下記の値が自動的に選択されます。

冷房期	暖房期
fc=0.93	fh=0.51

○窓の高さや底の長さ等により算出される値を使用する場合
右図を参考にy1、y2、Zのパラメータを入力してください。
入力された値をもとに自動的に取得日射補正係数が計算されます。



(底等の模式図)

「建具とガラスの組み合わせ」による開口部の熱貫流率（建具の仕様とガラス性能から算出）

■大部分がガラスで構成されている窓等の開口部

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 [W/(mK)] ※2			
		ガラスの厚さ	中空層の厚さ	付属部材	シャッター	障子	風除室
Low-Eガラス	Low-Eガラス	10mm以上	10mm以上	2.31	2.59	2.41	2.26
		10mm未満	10mm未満	3.39	3.04	2.82	2.59
		14mm以上	14mm以上	2.31	2.59	2.41	2.26
		14mm未満	14mm未満	3.39	3.04	2.82	2.59
一般ガラス	一般ガラス	8mm以上	8mm以上	4.67	3.49	3.21	2.90
		8mm未満	8mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18
		10mm以上	10mm以上	4.67	3.49	3.21	2.90
		10mm未満	10mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18

■窓の垂直日射取得率 η_d

窓の種類	計算式
① 木製建具、又は樹脂製建具	$\eta_d = \eta_g \times 0.72$
② 木と金属の複合材料製建具、樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具、又は金属製建具	$\eta_d = \eta_g \times 0.8$

 η_d ：垂直面日射熱取得率 [(W/m²)/(W/m²)] η_g ：ガラスの垂直面日射熱取得率 [(W/m²)/(W/m²)]■ガラスの垂直日射取得率 η_g

ガラスの仕様	ガラスの仕様	日射熱取得率 η_g		
		付属部材なし	和障子	外付けブラインド
三層複層	2枚以上のガラス表面にLow-E膜を使用したLow-E三層複層ガラス	日射取得型	0.54	0.34
		日射遮断型	0.33	0.22
		日射取得型	0.59	0.37
		日射遮断型	0.37	0.25
二層複層	Low-E二層複層ガラス	日射取得型	0.72	0.38
		日射遮断型	0.40	0.26
		日射取得型	0.64	0.38
		日射遮断型	0.40	0.26

参照：技術情報等²⁾³⁾

- (一社) 住宅性能評価・表示協会 住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射取得率計算
- (国研) 建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報(住宅)
- (一社) 日本サッシ協会 技術資料

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法①:基本情報

Point

- 一次エネルギー消費量基準は**Webプログラム(住宅版)※**を利用することで評価出来ます。
- 評価対象の住宅について、図面等を基に建て方や床面積などの基本情報を入力してください。
- 「**入力責任者**」の記入欄には、**建築士資格保有者**を記載することが望ましいです。

※(国研) 建築研究所が保有

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

1 基本情報を入力して下さい。

必須 住宅タイプの名称 〇〇〇〇部

必須 入力責任者

必須 住宅の建て方 ☒ 戸建住宅 ☐ 共同住宅

必須 住戸の評価方法 ☒ 住戸全体を対象に評価する ☐ 増改築部分を対象に評価する

必須 居室の構成 ☒ 主たる居室その他の居室、非居室で構成される ☐ 上記以外の構成

必須 床面積 ☒ 主たる居室 29.81 m² (小数点以下2桁) ☐ その他の居室 51.34 m² (小数点以下2桁) ☐ 合計 120.08 m² (小数点以下2桁)

必須 地域の区分 ☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域 ☒ 5地域 ☐ 6地域 ☐ 7地域 ☐ 8地域
入力補助ツール・補足資料

必須 令和1年11月16日に新しい地域区分が施行されました。
 地域の区分は、こちらを参考に選択します。

選択 年間の日射地域区分の指定 ☐ 指定しない ☒ 指定する
太陽光発電設備または太陽熱利用設備を収める年間の日射地域区分を選択します。

●新築の場合:「住宅全体を対象に評価する」を選択してください。
 増改築の場合:「増改築部分を対象に評価する」を選択してください。

●各居室の構成/面積は以下の表を参考にして入力してください。

分類	算出方法
主たる居室	「主たる居室」(リビング、ダイニング、キッチン等)の床面積の合計。 複数のリビング、ダイニング及びキッチンがある場合には、全ての床面積を合計します。
その他の居室	「主たる居室」以外の居室(寝室、子ども室、和室等)の床面積の合計。
非居室	「主たる居室」及び「その他の居室」以外の部屋(浴室、トイレ、洗面所、廊下、玄関、クローゼット、納戸等)の床面積の合計。 ただし、収納が「主たる居室」及び「その他の居室」に付随している場合は、付随する居室の一部としてみなし、「主たる居室」及び「その他の居室」として床面積の計算を行うことも可能です。
合計	「主たる居室」「その他の居室」及び「非居室」の合計。

●建築する地域の区分を選択してください。
 詳細は②をクリックして、ヘルプ情報を確認してください。

●太陽光発電設備を評価する場合は、「指定する」と選択し、さらに「年間の日射地域区分」を選択してください。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法②:外皮

Point

- 外皮性能の評価方法は、**標準計算、仕様基準又は誘導仕様基準**から選択してください。

例)外皮を標準計算により一次エネルギー消費量を算出する場合

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

1 外皮性能の評価方法を入力して下さい。

必須 外皮性能の評価方法 ☒ 当該住戸の外皮面積を用いて外皮性能を評価する ☐ 仕様基準により外皮性能を評価する ☐ 誘導仕様基準により外皮性能を評価する (住戸全体を対象に評価) ☐ 誘導仕様基準により外皮性能を評価する (増改築部分を対象に評価)

1 気候風土適応住宅を評価する場合
 「仕様基準により外皮性能を評価する」を選択します。

●外皮性能の評価方法を選択してください。
 〈標準計算の場合〉
 「当該住宅の外皮面積を用いて外皮性能を評価する」を選択してください。
 〈仕様基準の場合〉
 「仕様基準により外皮性能を評価する」または、「誘導仕様基準により外皮性能を評価する」を選択してください。

2 ①で「当該住戸の外皮面積を用いて外皮性能を評価する」を選択した場合、外皮の仕様を入力して下さい。

必須 外皮面積の合計 307.51 m² (小数点以下2桁)

外皮平均熱貫流率 (U_A) 0.87 W/m²K (小数点以下2桁)

冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) 2.8 (小数点以下1桁)

暖房期の平均日射熱取得率 (η_{AH}) 4.3 (小数点以下1桁)

●標準計算で外皮性能を評価する場合は、**計算シート¹⁾**を参照して入力してください。仕様基準で評価する場合は不要です。

計算シート¹⁾

住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期) 計算書			
・H28年省エネルギー基準に基づく(木造戸建住宅)・			
1) 基本情報の入力			
住宅の名称	モデル住宅		
住宅の所在地	東京都〇〇区〇〇△△△△△△	(地域区分)	6地域
住宅の規模	地上 2 階、地下 0 階		
2) 計算結果			
外皮等面積の合計(A)	307.51 m ²	冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC})	2.8
外皮平均熱貫流率(U _A)	0.87 W/m ² K	暖房期の平均日射熱取得率(η _{AH})	4.3

1) (一社)住宅性能評価・表示協会住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法③:暖房設備/冷房設備

Point

- 暖房設備の運転方式を選択し、主たる居室とその他居室に設置する設備を選択してください。

例)ルームエアコンを選択する場合(暖房設備の入力画面)

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

暖房方式 ①

1 暖房方式を入力して下さい。

暖房方式 ②

●居室のみを暖房する
☐ 住戸全体を暖房する
☐ 設置しない

暖房設備機器または放熱器の種類 ③

●ルームエアコンディショナー
☐ FF暖房機
☐ 電気蓄熱暖房器
☐ 電気ヒーター床暖房
☐ ルームエアコンディショナー付温水床暖房機
☐ 温水床暖房
☐ パネルラジエーター
☐ ファンコンベクター
☐ 温水床暖房 (併用運転に対応)
☐ その他の暖房設備機器
☐ 基準値の算定において想定される機器 (増設部分も対象に評価する場合の基準設定仕様)
☐ 暖房設備機器または放熱器を設置しない

エネルギー消費効率の入力 ④

☐ 入力しない (規定値を用いる)
☒ 入力する

エネルギー消費効率の区分 ⑤

☐ 区分 (イ)
☒ 区分 (ウ)
☐ 区分 (ハ)

小電力時高効率型コンプレッサー ⑥

☒ 評価しない、または搭載しない
☐ 搭載する

●暖房方式を選択してください。
 詳細は ② をクリックして、ヘルプ情報を確認してください。
 ルームエアコンの場合は、「居室のみを暖房する」を選択してください。

●設置する暖房設備機器を選択してください。
 ルームエアコンの場合、エネルギー消費効率を入力する必要があります。
 ※引渡し前に暖房設備を設置しない場合は「暖房設備機器または放熱器
 を設置しない」を選択してください。
 ※各機器の効率等の検索の仕方は、「入力方法⑨」で紹介します。

〈エネルギー消費効率区分の求め方〉

機器表の例 (JIS等の 規定値前提)	ルームエアコン	型番	000-0000
	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	定格エネルギー 消費効率
暖房	5.0	940	5.31
冷房	4.0	900	4.44

・定格エネルギー消費効率は定格能力を定格消費電力で除した値。
 ・機器表等から定格能力と定格消費電力の値が分かれば算出可能。
 【算出例】⇒ $5,000(W) \div 940(W) = 5.319 \dots \approx 5.31$

表 A.4 区分(イ)を満たす条件

定格冷房能力の区分	当該住戸に設置されたルームエアコンディショナーの 定格冷房エネルギー消費効率が満たす条件
2.2kW 以下	5.13 以上
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上
6.3kW を超える	2.42 以上

暖房・冷房共通の
区分表になります。

参照：(国研)建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報(住宅)

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法④:換気設備

Point

- 設置する換気設備の方式を選択し、比消費電力を入力してください。あわせて、当該住宅の換気回数も入力してください。

例)壁付け第三種換気設備を設置する場合

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

換気 ① 換気設備の方式を入力して下さい。

換気設備の方式 ②

☐ ダクト式第一種換気設備
☒ ダクト式第二種換気設備、またはダクト式第三種換気設備
☐ 壁付け式第一種換気設備
☐ 壁付け式第二種換気設備、または壁付け式第三種換気設備
☐ 基準値の算定において想定される機器 (増設部分も対象に評価する場合の基準設定仕様)

換気 ② ① で「ダクト式換気設備」を選択した場合、換気設備の評価方法を入力して下さい。

比消費電力の入力 ③

☐ 入力しない (省エネルギー手法を評価しない、または採用しない)
☐ 入力しない (省エネルギー手法を採用する)
☒ 入力する

比消費電力 ④

W/(m³/h) (小数点以下2桁)

換気 ③ 換気回数を入力して下さい。

換気回数 ⑤

●0.5回/h
☐ 0.7回/h
☐ 0.0回/h

●設置する換気設備の種類を選択してください。

●比消費電力を入力してください。比消費電力がわからない場合は「入力しない」を入力してください。

$$\text{比消費電力} = \frac{\text{全館換気設備の消費電力 [W]}}{\text{全館換気設備の設計風量 [m³/h]}}$$

※換気設備の消費電力と設計風量は設置する設備の能力を確認してください。

●該当する住宅の換気回数を入力してください。

選択肢	要件
0.5回/h	建築基準法施行令第20条の7第1項第2号の表における「その他の居室」のみからなる住宅の場合
0.7回/h	建築基準法施行令第20条の7第1項第2号の表において住宅等の居室において「換気回数が0.7以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」を含む住宅の場合
0.0回/h	建築基準法施行令第20条の8第2項に適合し、建築基準法施行令第20条の8第1項に規定された機械換気設備の設置が不要となる居室」を含む住宅の場合

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑤:給湯設備

Point

- 設置する給湯設備を選択し、能力等を入力してください。また、水栓設備の仕様も入力してください。

例)ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ)を設置する場合

計算条件の入力 [進捗] [保存] [計算結果の確認]

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コーゼキ

給湯設備・浴室等の有無

1 給湯設備・浴室等の有無を入力して下さい。

給湯設備がある (浴室等がある) ☒

給湯設備がある (浴室等がない) ☐

給湯設備がない ☐

熱源機の種類

2 1で「給湯設備がある」を選択した場合、熱源機の種類を入力して下さい。

ガス従来型給湯機 ☐

ガス潜熱回収型給湯機 ☒

石油従来型給湯機 ☐

石油潜熱回収型給湯機 ☐

電気ヒーター給湯機 ☐

電気ヒートポンプ給湯機 (CO2冷媒またはR32冷媒) (太陽熱利用設備を使用しないもの) ☐

電気ヒートポンプ・ガス熱源併用型給湯機 ☐

必須

効率の入力

☒ 入力しない (規定値を用いる)

☐ 効率 (エネルギー消費効率) を入力

☐ 効率 (モード熱効率) を入力

ふろ機能の種類

☐ 給湯単機能

☐ ふろ給湯機 (追焚なし)

☒ ふろ給湯機 (追焚あり)

配管方式

☒ 評価しない、または先分岐方式

☐ ヘッダー方式

●給湯機の効率やふろ機能等を入力してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。
※各機器の効率等の検索の仕方は、「入力方法⑨」で紹介しています。

●導入する水栓設備の仕様を入力してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。

必須

台所水栓

☒ 評価しない、または2バルブ水栓

☐ 2バルブ水栓以外のその他の水栓

浴室シャワー水栓

☒ 評価しない、または2バルブ水栓

☐ 2バルブ水栓以外のその他の水栓

洗面水栓

☒ 評価しない、または2バルブ水栓

☐ 2バルブ水栓以外のその他の水栓

浴槽の保温措置

☒ 評価しない、または高断熱浴槽を使用しない

☐ 高断熱浴槽を使用する

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑥:照明設備

Point

- 主たる居室・その他居室・非居室にそれぞれ設置する照明設備の種類等を選択してください。

例)すべての居室の照明にLEDを設置する場合

1 主たる居室の照明設備の評価方法を入力して下さい。

主たる居室の照明設備

☐ 設置しない

☒ 設置する

照明器具の種類

☒ すべての居室においてLEDを使用している

☐ すべての居室において自然光以外を使用している

☐ いずれかの居室において自然光以外を使用している

☐ 基準値の算定において想定される機器 (増設箇所を対象に評価する場合の基準設定値)

多灯分岐照明方式

☒ 評価しない、または採用しない

☐ 採用する

調光可能な制御

☒ 評価しない、または採用しない

☐ 採用する

2 その他の居室の照明設備の評価方法を入力して下さい。

その他の居室の照明設備

☐ 設置しない

☒ 設置する

照明器具の種類

☒ すべての居室においてLEDを使用している

☐ すべての居室において自然光以外を使用している

☐ いずれかの居室において自然光以外を使用している

☐ 基準値の算定において想定される機器 (増設箇所を対象に評価する場合の基準設定値)

調光可能な制御

☒ 評価しない、または採用しない

☐ 採用する

3 非居室の照明設備の評価方法を入力して下さい。

非居室の照明設備

☐ 設置しない

☒ 設置する

照明器具の種類

☒ すべての居室においてLEDを使用している

☐ すべての居室において自然光以外を使用している

☐ いずれかの居室において自然光以外を使用している

☐ 基準値の算定において想定される機器 (増設箇所を対象に評価する場合の基準設定値)

人感センサー

☒ 評価しない、または採用しない

☐ 採用する

●設置する照明設備の種類を入力してください。分類が同じ居室が複数ある場合は、そのうちいずれかの居室に設置する設備を入力してください。なお、居室に複数個の照明設備があり、同一の仕様でない場合は、性能の小さい設備を代表して入力してください。

●調光が可能な制御や人感センサーを設置する場合は、「採用する」を選択してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑦:太陽光発電設備

Point

- ▶ 太陽光発電設備を設置する場合はパネル面数、システム容量等の仕様を入力してください。

例)太陽光パネルを設置する場合

計算条件の入力

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

1 太陽光発電設備の設置の有無を入力して下さい。

太陽光発電設備 ?

☐ 評価しない、または設置しない

☒ 設置する

① 太陽光発電設備を設置する場合
年間の日射地域区分の指定が必要です。

② 太陽光発電設備とコージェネレーション設備を同時に設置する場合
太陽光発電設備は、太陽光タブにおいて、こちらも参考にします。
コージェネレーション設備は、コージェネタブにおいて、こちらも参考にします。

方位の異なるパネルの面数 ?

☒ 1面

☐ 2面

☐ 3面

☐ 4面

パワーコンディショナの定格負荷率の入力

☒ 入力しない(規定値を用いる)

☐ 入力する

必須

太陽電池アレイのシステム容量 ?

2.00 kW (小数点以下2桁)

太陽電池アレイの種類 ?

☒ 結晶シリコン系太陽電池

☐ 結晶シリコン系以外の太陽電池

太陽電池アレイ設置方式 ?

☐ 架台設置形

☒ 屋根置き形

☐ その他

●太陽光発電設備を設置する際は、「基本情報」タブにて「年間の日射地域区分」の入力が必要です。

●方位の異なるパネルの面数を入力してください。

●パワーコンディショナの定格負荷率を仕様書等で確認して、入力してください。

●太陽電池アレイのシステム容量、種類及び設置方式を入力してください。

●太陽光パネルの設置方位角及び設置傾斜角を入力してください。
【参考】
3寸勾配:16.7度
4寸勾配:21.8度 } 設置傾斜角20度を選択してください。

必須

パネルの設置方位角 ?

☒ 真南から東および西へ15度未満

☐ 真南から東へ15度以上45度未満

☐ 真南から東へ45度以上75度未満

☐ 真南から東へ75度以上105度未満

☐ 真南から東へ105度以上135度未満

パネル設置傾斜角 ?

☐ 0度 (水平)

☐ 10度

☒ 20度

☐ 30度

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑧:計算結果

Point

- ▶ 計算結果のPDFを出力する場合は、「計算」ボタンをクリック(①)し、その後に「PDFを出力する」ボタンをクリック(②)してください。出力されたPDF※は省エネ適合性判定に使用できます。

※なお、R7年4月以降は、省エネ適判申請前に当該PDFを「WEBレジ」(<http://>「準備中」)にアップすることで出力されるPDFを使用してください。
(システム構築中のため、画面デザインに変更が生じる場合があります。)

- ①該当する項目の入力完了後、画面右上にある計算ボタンをクリックしてください。計算結果が表示されます。

- ②計算結果の画面の下にある「PDFを出力する」ボタンをクリックし、出力されたPDFを「WEBレジ」(準備中)にアップすることで、適判スタンプ付きのPDFが作成されます。

エネルギー適合性計算プログラム 住宅版

計算条件の入力

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

計算結果の表示

一次エネルギー消費量

内訳項目	設計一次	基準一次
暖房設備	13,935 MJ	13,383 MJ
冷房設備	6,036 MJ	5,634 MJ
換気設備	5,939 MJ	4,542 MJ
給湯設備	27,637 MJ	25,091 MJ
照明設備	5,212 MJ	10,763 MJ
その他の設備	21,241 MJ	21,241 MJ
電気設備の 発電量のうち 自家消費分	---	---
太陽光発電設備 (PV)	---	---
コージェネレーション設備 の発電量	---	---
コージェネレーション設備の 発電量に由来する消費	---	---
合計	79,999 MJ	80,653 MJ
CO2を削減 とする場合	79,999 MJ	---

PDFを出力する

①計算ボタン

②PDFを出力する

ファイルをここにドラッグ&ドロップまたは参照

出力されたPDFをWEBレジにアップ

アップロード可能なPDF 以下のプログラムから出力されたスキャンや編集等されていない無加工のファイルであること。

〈WEBレジ画面の一部〉

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1.住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

項目	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量
暖房設備	13,935 MJ	13,383 MJ
冷房設備	6,036 MJ	5,634 MJ
換気設備	5,939 MJ	4,542 MJ
給湯設備	27,637 MJ	25,091 MJ
照明設備	5,212 MJ	10,763 MJ
その他の設備	21,241 MJ	21,241 MJ
電気設備の 発電量のうち 自家消費分	---	---
太陽光発電設備 (PV)	---	---
コージェネレーション設備 の発電量	---	---
コージェネレーション設備の 発電量に由来する消費	---	---
合計	79,999 MJ	80,653 MJ
CO2を削減 とする場合	79,999 MJ	---

適判用

2401960000

PDF出力画面の一部

QRコードは登録情報に利用します。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅

住宅



国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑨:設備機器の検索

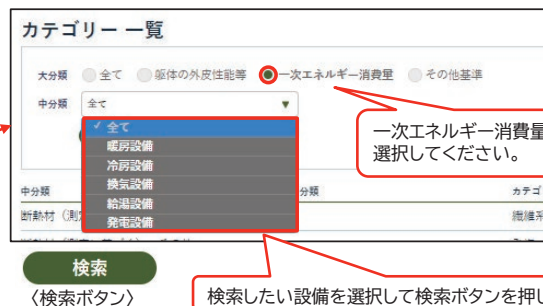
Point

- 各設備の性能は、各メーカーのカタログ等に記載されています。また、(一社)住宅性能評価・表示協会のホームページにもまとめられているので参考にしてください。

(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページ



(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページより「温熱・省エネ設備等ポータル 住宅版」をクリックし、遷移したページで「一覧へ」をクリックしてください。



一次エネルギー消費量を選択してください。

検索したい設備を選択して検索ボタンを押してください。

各事業者のホームページのリンクがありますので、対象の事業者を選択して、カタログ等から設置する設備の効率等を確認してください。もし、見つからない場合は検索エンジンに直接型番等を入力して検索してください。

●カタログ(イメージ)

〈ルームエアコン〉

名称	型番	冷房定格能力 (W)	冷房定格消費電力 (W)	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分
〇〇〇〇	△△△	2500	445	2.2kWを超え2.5kW以下	い
〇〇〇〇	△△△	6300	1780	5.0kWを超え5.6kW以下	い
〇〇〇〇	△△△	2800	580	2.5kWを超え2.8kW以下	い

〈ガス給湯機〉

名称	分類	種類	ふろ機能の種類	モード熱効率 (%)
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	89.5

4. 参考情報とお知らせ

目次

- 4-1. 住宅の評価法に関する変更点等
- 4-2. お問い合わせ先等

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

仕様表作成ツール(木造戸建住宅仕様基準)

Point

- 木造戸建住宅を対象に仕様基準を使用した際の仕様表作成ツールを公開予定です。(2024年内予定)
- 出力された仕様表は設計図書の一部として活用できます。

■ 入力欄

1 断熱材の熱抵抗R

	必須入力	必須入力	必須入力	断熱材の種類から選択	自動で出力	断熱材の種類 から選択	自動で出力
部位	① 断熱部位の チェック	② 熱抵抗R 入力方法	③ 断熱工法	④ 断熱材の種類	⑤ 熱伝導率 $\lambda[W/(m\cdot K)]$	⑥ 厚さ [mm]	⑦ 熱抵抗・ α 計算結果 [R(m ² ・K/W)]
屋根		☐					
天井							
壁							
床 外気に接する部分							
床 その他の部分							

3 設備機器の仕様

- | 3 設備機器の仕様 | <p>▲上記に記載のない設備機器（標準値など）を指定する場合、このチェックリストに標準値を記入します。</p> <p>▲電気設備仕様は、標準仕様と異なる機器を採入れたもの、各項目について資料を添付していただきます。</p> <p>▲電気設備仕様を記載しない場合は、標準仕様についてチェックしてください。</p> <p>◎白熱電球は、LED電球に変更していただく場合があります。</p> |
|-----------------------------|---|
| <p>電気設備</p> <p>はたけの電気設備</p> | <p>☐ 住戸全室を冷暖房 → ダクト付バルコニーを空調機、ヒートポンプを無効とするもの</p> <p>☐ 居室のみを冷暖房</p> <p>暖房</p> <p>☐ バスルーム・トイレ・キッチン以下の暖房を無効とし、かつ配管に断熱被覆があるもの</p> <p>①～④のうち1つを指定してください。</p> |
| <p>換気設備</p> <p>はたけの換気設備</p> | <p>☐ 自然換気設備（自然換気）
 ① 自然換気設備（自然換気）の換気量7.5%以上のもの
 ② 自然換気設備（自然換気）の換気量2.5%以上のもの</p> <p>☐ 機械換気設備（機械換気）
 ① 全室機械換気設備（機械換気）
 ② ルームエアコン（冷暖房）
 ③ ルームエアコン（冷暖房）と、エネルギー消費量の低減が図れる（注）2）②）のもの</p> <p>冷房</p> <p>☐ ルームエアコン（冷暖房）
 ① ルームエアコン（冷暖房）と、エネルギー消費量の低減が図れる（注）2）②）のもの</p> <p>設置しない</p> |
| <p>換気設備</p> <p>はたけの換気設備</p> | <p>☐ 自然換気設備（自然換気）を採用する場合にあてはまる換気設備の有効換気量で算出した値が0.3[m³/（m²・h）]以下の換気設備</p> <p>☐ ダクト付第一種換気設備（自然換気）で、ダクト内径が75mm以上の、かつ20℃（室温）のもの</p> <p>☐ ダクト付第二種 2xⅡ 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの</p> <p>☐ 壁付け付第二種 2xⅢ 第三種換気設備のもの</p> <p>有効な設備を指定してください。</p> |

■出力帳票

[illegible]

注)入力欄や出力帳票は現時点のデザインになりますので、公開時には変更している可能性があります。

気候風土適応住宅の取扱いについて

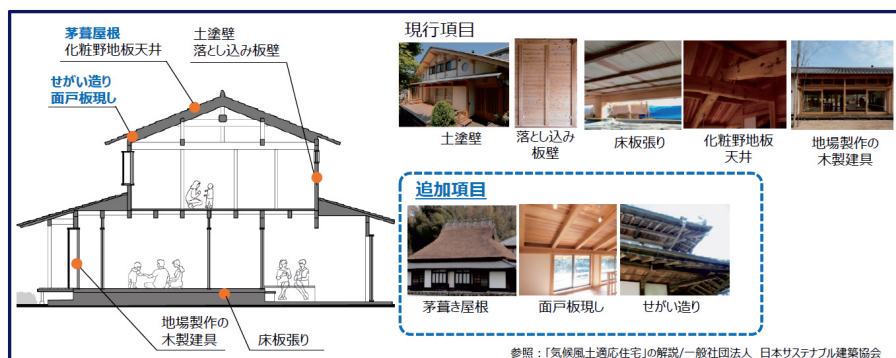
Point

- 気候風土適応住宅については、これまで「当面の間」外皮基準の適用を除外としていたところ、基準省令を改正（2024年6月28日公布）し、「恒久的に」適用を除外します。
- 令和元年国土交通省告示第786号を改正（2024年6月28日公布）し、気候風土適応住宅の要件として、「茅葺屋根」、「面戸板現し」、「せがい造り」を追加しました。
- 省エネ適判及び確認申請時に活用可能な気候風土適応住宅チェックリストのほか、「気候風土適応住宅の解説」（運用ガイドライン）についても、改訂版を公開しています。

○外皮性能の見直し

見直し（案）		気候風土適応住宅	（参考）通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能（既定値） + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		IIA		
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

○気候風土適応住宅の要件の見直し



4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅

住宅



国土交通省

共同住宅の評価について

Point

- 共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量性能の評価にあたり、**ひとつの住棟で住戸毎に異なる評価方法**(仕様基準、仕様・計算併用法、標準計算)を用いることができます。
- 共同住宅を**複数戸増改築する場合**においては、**新築同様に住戸ごとに評価方法を使い分けることが可能です**。ただし、外皮性能の評価については仕様基準のみとなります(外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量性能を標準計算とする仕様・計算併用法はOK)。
- 共同住宅の**共用部のみを増改築する場合**は、新築同様に**一次エネルギー消費量の評価は任意**とします。

● 住宅の評価方法概要

省エネ基準	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算
外皮性能	断熱材等の仕様で評価(簡易的に評価可能)	外皮性能・一次エネルギー消費量性能のどちらか一方を仕様基準で評価し、もう一方を標準計算で評価。	外皮平均熱貫流率及び冷房期の日射熱取得率で評価(各部位の詳細な計算が必要)
一次エネルギー消費量性能	設備機器の仕様のみで評価(Webプログラムを用いない)		年間の一次エネルギー消費量を算出して評価(Webプログラムを用いる)

● 共同住宅の省エネ評価

外皮性能 : 単位住戸ごとに省エネ基準に適合すること
 一次エネルギー消費量性能 : 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計が省エネ基準に適合すること
 (共用部の評価は任意)

仕様基準	仕様基準	仕様基準
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	仕様・計算併用法

〈共同住宅の評価方法(断面イメージ)〉

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅

住宅



国土交通省

共用住宅・複合建築物にかかる省エネ基準評価の取扱い

Point

- 共同住宅の評価は、次の①・②のいずれかを選択でき、**共用部分**は**非住宅**の計算法(標準入力法)で計算します。
 ①**住宅部分**のみ(単位住戸×戸数分) ②**住宅部分**(単位住戸×戸数分) + **共用部分**
- 複合建築物**(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)は、**住宅・非住宅各部分をそれぞれ方法で計算**します。
 →非住宅部分を含むため、**住宅部分に仕様基準等を用いた場合であっても、省エネ適判は必須**となります。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		【参考】非住宅のみ
		各部分の(延べ)床面積が住宅部分≧非住宅部分	各部分の(延べ)床面積が住宅部分<非住宅部分	
一次エネ消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは「住宅部分 + 共用部分」	「住宅部分のみ」+「非住宅部分」もしくは「住宅部分 + 共用部分」+「非住宅部分」で、それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分※1の取扱い	住宅用途(共同住宅)の共用部分※2 →住宅部分として計算 * 共同住宅共用部分(計算範囲②)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定	特定共用部分※2 →非住宅部分として計算 * 共同住宅共用部分(計算範囲②)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定		非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算 * 共用部分を用途①・②に区分できない場合は、面積が大きい用途に属することとします
図				

※1 「共用部分」は、住宅部分と非住宅部分の両方の用に供する部分を指します。

※2 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分については、「特定共用部分」とすることができます。
(H28国交省告示第1376号第2項)。

※こちらは従前の取扱いからの変更はありません。

基礎 及び RC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更①

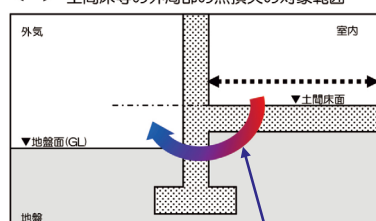
Point

- 基礎の線熱貫流率 及び RC造の構造熱橋部の線熱貫流率 の **新たな評価方法を公開しました。**
(令和6年7月 建築研究所 技術情報 次期更新版)

○外皮平均熱貫流率 U_A 値の算出フロー

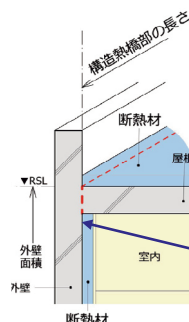
基礎の線熱貫流率

←→ 土間床等の外周部の熱損失の対象範囲



【基礎の線熱貫流率】
基礎断熱の際に土間床からの熱の出入りのしやすさを評価

RC造の構造熱橋部の線熱貫流率



--- 構造熱橋部の位置を示す

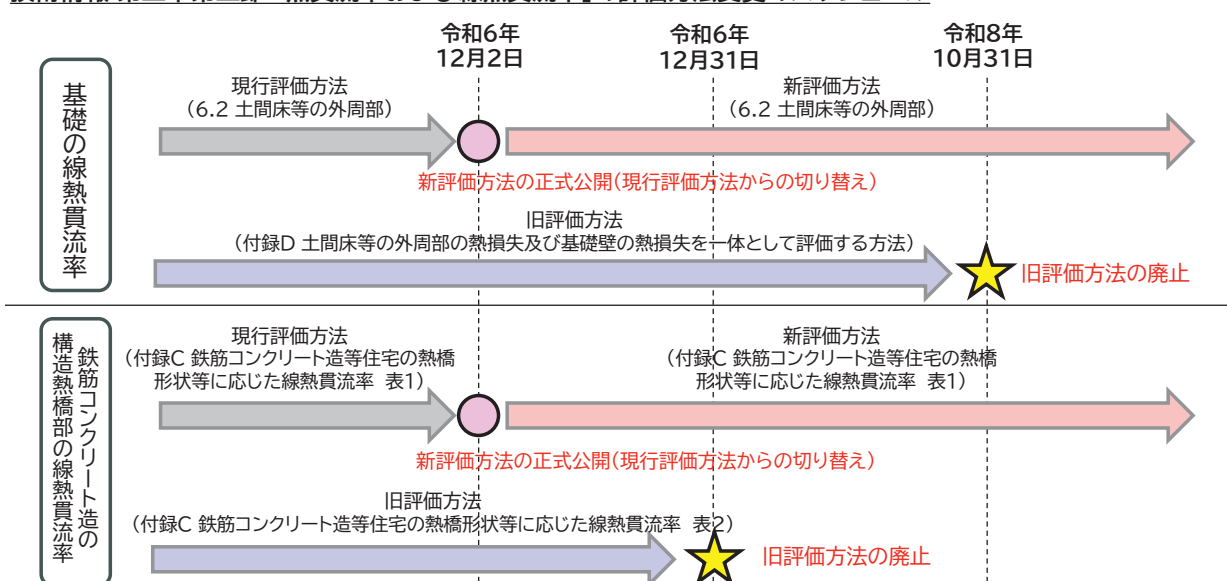
【RC造の構造熱橋部の線熱貫流率】
壁床等の断熱材の切れ目等からの熱の出入りのしやすさを評価

基礎 及び RC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更②

Point

- 現在、当面の間使用可能としている **旧評価方法** については、以下のスケジュールで廃止します。
- 基礎の線熱貫流率: 令和8年10月31日
 - 鉄筋コンクリート造の線熱貫流率: 令和6年12月31日

技術情報 第三章第三節「熱貫流率および線熱貫流率」の評価方法変更のスケジュール



※評価方法の適用については、申請日時点の判断となります。

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅

住宅



国土交通省

住宅版WEBプログラムにおける増改築の評価

Point

- 住宅版Webプログラムに、**増改築の評価機能を追加**しました。(令和6年8月 β版公開)
- 出力されるPDFは、令和7年4月以降の省エネ適判の申請で活用できます。

計算条件の入力

基本情報 | 外皮 | 暖房 | 冷房 | 換気 | 給湯 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | ユーザー

基本情報

1 基本情報を入力して下さい。

住宅タイプの名称

入力責任者

住宅の建て方 ☒ 戸建住宅 ☐ 共同住宅

住戸の評価方法 ☐ 住戸全体を対象に評価する ☒ **増改築部分を対象に評価する**

地域の区分 ☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域 ☐ 5地域 ☒ 6地域 ☐ 7地域 ☐ 8地域

入力補助ツール・補足資料

令和1年11月16日に新しい地域区分が施行されました。
地域の区分は、[こちら](#) を参考に選択します。

年間の日射地域区分の指定 ☒ 指定しない ☐ 指定する



増改築の評価については、Webプロの操作マニュアルを公開しています。

公開先: <https://house.lowenergy.jp/program>

増改築を評価する際には、基本情報タブの住戸の評価方法にて「増改築部分を対象に評価する」を選択しています。ただし、別棟の増築については、新築同様の評価となるため、「住戸全体を対象に評価する」を選択します。

4-2. お問い合わせ先等

サポートセンター及びアシストセンター

Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、**省エネサポートセンター**で受付しています。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は**建築物省エネアシストセンター**で受付しています。

省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

(一財) 住宅・建築SDGs推進センターで受付しています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。

- 1) 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等
- 2) 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

URL：https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.htmlメール：(住宅) hsupport@ibecs.or.jp(非住宅) bsupport@ibecs.or.jp

TEL：0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
 ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

(一社) 日本設備設計事務所協会連合会で受付しています。

受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

URL：<https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>メール：assist_center01@jafmec.or.jp

FAX：03-5276-3537

TEL：03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
 ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
 ※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

当講習会の内容に関する質問

講習会専用HPの質問受付フォーム※<https://form.run/@mx-ksknet-hlE27OzfeZ3p7IRP4Z16>もしくは
 国土交通省(03-5253-8111)にご連絡ください。

※2025年1月末まで開設

情報提供サイトの整理

Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供しています。

機関名	提供情報・URL	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について(法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー(仕様基準ガイドブック、広報ツール等) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html	「仕様基準 ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 https://www.shoenehou-online.mlit.go.jp/	「建築物省エネ法 オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://house.lowenergy.jp/	「住宅 Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://building.lowenergy.jp/	「非住宅建築物 計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html	「省エネ 技術情報」
住宅性能 評価・表示 協会	省エネ適合性判定・届出について(省エネ適判機関の検索) https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/	「省エネ適合性判定 届出」
	自己評価ラベルの出力ページ(省エネ性能表示制度のラベル出力システム) https://bels.hyoukakyokai.or.jp/self/calc	「自己評価ラベル」

4-2. お問い合わせ先等

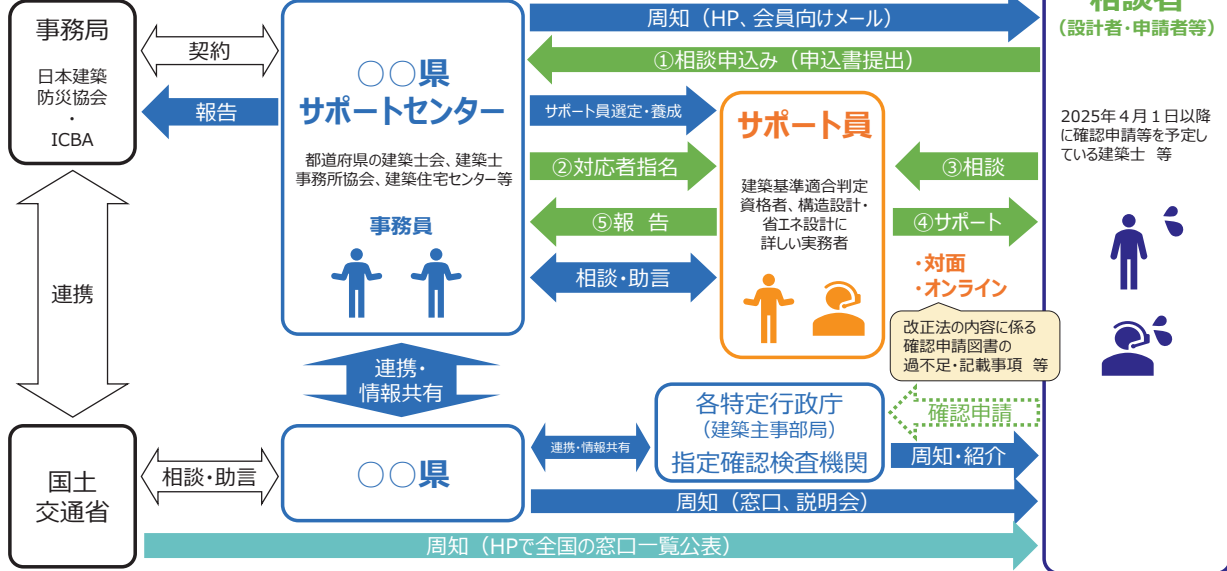


建築士サポートセンター体制

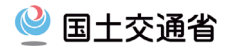
Point

- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築**します。
- 各都道府県単位でのサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも2025年1月からのサポート実施**を目指します。
- 詳細は2025年1月までに順次HP（（一財）日本建築防災協会：<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>）に掲載します。

<サポート体制図（例）>



6-2. お問い合わせ先等



参考書籍のご案内

Point

- 住宅・非住宅の各評価方法・計算プログラム入力方等の詳細は、以下の資料を参照してください。

〈ダウンロード先〉
国土交通省 資料ライブラリー
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



書籍名	住宅の省エネルギー基準と評価方法2024	住宅の省エネルギー設計と施工2023	仕様基準ガイドブック	設計・監理資料集(住宅版) ※非住宅版もあり
住宅				
表紙				
内容	住宅の省エネ基準と標準計算を解説	省エネ住宅の設計・施工の事例を紹介(地域別3種類)	木造戸建て住宅の仕様基準を紹介(地域別3種類)	申請に係る図書の作成例や完了検査のポイントを紹介
書籍名	標準入力法入力マニュアル	モデル建物法入力マニュアル	モデル建物法(小規模版)入力マニュアル	手続きマニュアル 住宅 共通
非住宅				
表紙				
内容	標準入力法の入力方法を解説	モデル建物法の入力方法を解説	モデル建物法(小規模版)の入力方法を解説	制度概要や各種手続きの流れ、必要書類などを紹介

5 【参考1】様式記載例

(1) 適合義務・適合性判定関係

1) 計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））

様式第一（第三条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

東京都千代田区●●町1-2-3
●●株式会社
代表取締役社長
建築 エネ夫
設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ タイヨウトリシマリケンチャウ ケチエネ
 【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫
 【ハ. 郵便番号】 123-4567
 【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
 【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認(建築士又は行政書士)

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 設計 太郎
 【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省エネ建築士事務所
 【ハ. 郵便番号】 234-5678
 【ニ. 住所】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ロ. 氏名】 設計 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【ニ. 郵便番号】 234-5678
 【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789
 【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

☒申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区)
☐未申請 ()

【5. 備考】

計画書第三面は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合させること

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3		
【2. 敷地面積】	1,521.36 m ²		
【3. 建築面積】	1,180.57 m ²		
【4. 延べ面積】	9,985.94 m ²		
【5. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 2 階
【6. 建築物の用途】	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☒ 複合建築物		
【7. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築		
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造		
【9. 該当する地域の区分】	6 地域		
【10. 工事着手予定年月日】	2025 年9 月1 日		
【11. 工事完了予定年月日】	2027年4 月1 日		
【12. 備考】			

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 建築物の住戸の数】

建築物全体 27 戸

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能（P67の参考様式参照）

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(9,985.94 m ²)	(9,985.94 m ²)	(9,486.64 m ²)
【ロ. 増築】 全体	(m ²)	(m ²)	(m ²)
増築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】 全体	(m ²)	(m ²)	(m ²)
改築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

・「床面積」は確認申請書と整合させること
・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

(第四面つづき)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ニ. 複合建築物】

- ☒ 基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 (BEIの基準値)
☒ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI (0.78)
 (BEIの基準値 0.8)
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

- ・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

- ・第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
 - ・第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法
 - ・大臣が認める方法：BEST 省エネ基準対応ツール
- ※【イ】において同じ

- ・第1条第1項第2号イ(1)の基準：標準計算
 - ・第1条第1項第2号イ(2)の基準：仕様基準
 - ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

- ・第1条第1項第2号ロ(1)の基準：標準計算
 - ・第1条第1項第2号ロ(2)の基準：仕様基準
 - ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

【備考】

住宅において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合

- ① 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合
- ② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合

※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

(第四面つゝ

- ・一次エネルギー消費量基準:複合建築物全体(住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計)が省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準:住宅部分が省エネ基準に適合すること

☐ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BE I ()

(BE I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【5. 備考】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】801

【2. 住戸の存する階】8 階

【3. 専用部分の床面積】72.6 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率W/(m²・K) (基準値

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値

W/(m²・K)

)

☑基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI (

)

☑基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能
(P68の参考様式を参照)

P. 66

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項 (801)

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井 (該当箇所無し)

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 ☒ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☒ 熱抵抗値 ($1.1 (m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($2.33 W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐ 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率

☐ ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率

☐ 付属部材

☒ ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 ☒ 有 ☐ 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (600 mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($0.6 (m^2 \cdot K)/W$)

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載

RC 造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備 (入居者設置)
 効率 ()

【冷房】冷房設備 (入居者設置)
 効率 ()

【換気】換気設備 (ダクト式第三種換気設備 (ダクト径 100φ))
 効率 ()

【照明】照明設備 (非居室に LED 照明設置)

【給湯】給湯設備 (ガス潜熱回収型給湯器)
 効率 (モート熱効率 82.5%)

設置する各設備の仕様を記載
 入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載

2. 備考

〈参考様式〉 第四面・第五面集約版（事務所、共同住宅（標準計算））

建築物に関する事項（第四面集約版）（参考様式）																													
【1. 非住宅部分の用途】	事務所	(08470)	()	()																									
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	13	戸																										
【3. 建築物の床面積】		(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																									
【イ. 新築】		(1,340.60 m ²)	() m ²	(1,273.57 m ²)																									
【ロ. 増築】	全体	() m ²	() m ²	() m ²																									
	増築部分	() m ²	() m ²	() m ²																									
【ハ. 改築】	全体	() m ²	() m ²	() m ²																									
	改築部分	() m ²	() m ²	() m ²																									
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) ☐ 【イ. 非住宅建築物】 ☐ 【ロ. 一戸建ての住宅】 ☐ 【ハ. 共同住宅等】 ☒ 【ニ. 複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 ☐ ・基準省令第1条第1項第1号イの基準（標準入力法） ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準（モデル建物法） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第2号)																												
一次エネルギー消費量集計表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)</th> <th>設計一次エネ [MJ/年]</th> <th>基準一次エネ [MJ/年]</th> <th>その他エネ消費 [MJ/年]</th> <th>BEI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 住戸部分合計</td> <td>765,230</td> <td>846,101</td> <td>204,898</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>② 住宅共用部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 非住宅部分</td> <td>457,500</td> <td>660,500</td> <td>101,500</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>合計 (①～③)</td> <td>1,222,730</td> <td>1,506,601</td> <td>306,398</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>					非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)	設計一次エネ [MJ/年]	基準一次エネ [MJ/年]	その他エネ消費 [MJ/年]	BEI	① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9	② 住宅共用部					③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7	合計 (①～③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8
非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)	設計一次エネ [MJ/年]	基準一次エネ [MJ/年]	その他エネ消費 [MJ/年]	BEI																									
① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9																									
② 住宅共用部																													
③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7																									
合計 (①～③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8																									
外皮性能集計表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外皮基準適合戸数</th> <th>13</th> <th>戸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮基準値</td> <td>基準U_A値 (0.87)</td> <td>基準η_{AC}値 (2.8)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外皮設計値</td> <td>設計U_A値 (0.52)</td> <td>～ (0.67)</td> </tr> <tr> <td>基準η_{AC}値 (1.2)</td> <td>～ (1.8)</td> </tr> </tbody> </table>					外皮基準適合戸数	13	戸	外皮基準値	基準U _A 値 (0.87)	基準η _{AC} 値 (2.8)	外皮設計値	設計U _A 値 (0.52)	～ (0.67)	基準η _{AC} 値 (1.2)	～ (1.8)														
外皮基準適合戸数	13	戸																											
外皮基準値	基準U _A 値 (0.87)	基準η _{AC} 値 (2.8)																											
外皮設計値	設計U _A 値 (0.52)	～ (0.67)																											
	基準η _{AC} 値 (1.2)	～ (1.8)																											

住戸に関する事項（第五面共同住宅等集約版）（参考様式）

① 住戸部分（標準計算）

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専用部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
			[階]	[㎡]	[W/㎡・K]	[-]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
1	A	101	1	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	102	1	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	103	1	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	104	1	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	105	1	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	201	2	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	202	2	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	203	2	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	204	2	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	206	2	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	301	3	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	302	3	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	303	3	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

2) 適合判定通知書

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 123456789 号
2025年 〇月 〇日

建築主 〇〇 〇〇 殿

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 2020年 〇〇月 〇〇日
2. 建築場所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3
3. 建築物又はその部分の概要
 - 用 途 事務所、共同住宅
 - 工事種別 新築
 - 構 造 鉄筋コンクリート造
 - 敷地面積 1,521.36 m² 建築面積 1,180.57 m²
 - 延べ面積 9,985.94 m² 階数 地上 10階 地下 2階

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

3) 期間を延長する旨の通知書

様式第五（第六条第二項関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 123456789 号
2025年 〇月 〇日

建築主 〇〇 〇〇 殿

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 2020年 〇〇月 〇〇日

2. 建築場所

〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

(理由)

〇年〇月〇日に補正を求めた以下の点について、補正が行われていないため

- ・建築物のエネルギー消費性能に係る計算書と機器表において、空気調和設備の性能が整合していない

(延長する期間)

〇〇年〇〇月〇〇日まで (〇日間)

(備考)

4) 確認申請書

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書 (建築物)

(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

○○○○様

2025年 〇月 〇日

申請者氏名 株式会社

代表取締役社長 建築 エネ夫

設計者氏名 株式会社〇〇設計

設計 太郎

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

確認申請書第二面は、計画書第二面の記載内容と整合させること

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【i. 氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ ダイョウトリシマルヤクシヤチョウ ケンチケイ
 【ii. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫
 【iii. 郵便番号】 123-4567
 【iv. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
 【v. 電話番号】 03-1234-5678

【2. 代理者】

【i. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ii. 氏名】 設計 太郎
 【iii. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【iv. 郵便番号】 234-5678
 【v. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【vi. 電話番号】 03-2345-6789

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【i. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ii. 氏名】 設計 太郎
 【iii. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【iv. 郵便番号】 234-5678
 【v. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【vi. 電話番号】 03-2345-6789
 【vii. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【i. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇号
 【ii. 氏名】 建築 四郎
 【iii. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 〇〇号
 株式会社〇〇設計
 【iv. 郵便番号】 100-8888
 【v. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇
 【vi. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇
 【vii. 作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

【i. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 〇〇号
 【ii. 氏名】 構造 五郎
 【iii. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 〇〇号
 株式会社〇〇設計
 【iv. 郵便番号】 100-8888
 【v. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇
 【vi. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇
 【vii. 作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【i. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ii. 氏名】
 【iii. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【iv. 郵便番号】
 【v. 所在地】
 【vi. 電話番号】
 【vii. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】 構造 五朗

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 153 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】 建築 四郎

【ロ.勤務先】 株式会社〇〇設計

【ハ.郵便番号】 100-9999

【ニ.所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇

【ホ.電話番号】 03-5253-0000

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】 設備図書一式

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

(代表となる工事監理者)

(代表となる工事監理者)

【口.氏名】 交通 二郎

株式会社〇〇設計

【ホ.所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇

【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

【4.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト、工事と照合する設計図書】

【4.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【口.氏名】

【A. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二、郵便番号】

【所在地】

【^、電話番号】

【ト、工事と照合する設計図書】

【4. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【日.氏名】

【A. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二、郵便番号】

【所在地】

【^ハ電話番号】

【ト、工事と照合する設計図書】

【イ.氏名】

【2. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【八、郵便番号】

【二、所在地】

【本館電話番号】

☐申請済 ()☐未申請 ()☐申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- ☒提出済（名称：〇〇〇省エネ判定機関 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町）
- ☐未提出（ ）
- ☐提出不要（ ）

【9. 備考】

- ・申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合（適合性判定が不要の場合）には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その理由を記載する
- ・建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する

【提出不要の場合の記載例】

住宅建築物で、仕様基準を用いている場合などにおいて、住宅部分のみで構成された建築物であるか、仕様基準に適合していることを示す情報が記載されているかなどを確認することが必要

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

(第三面)	
建築物及びその敷地に関する事項	
【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3
【2. 住居表示】	
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	
☒ 都市計画区域内 (☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外	
【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☒ 準防火地域 ☐ 指定なし	
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	
【6. 道路】	
【イ. 幅員】	〇〇m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	〇〇m
【7. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】	(1) (1, 521. 36㎡) () () () (2) () () () ()
【ロ. 用途地域等】	(商業地域) () () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	
(〇〇%) () () ()	
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	
(〇〇%) () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) 1, 521. 36 ㎡ (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	〇〇
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	〇〇
【チ. 備考】	
【8. 主要用途】 (区分 08470) 事務所 (事務所、共同住宅)	
【9. 工事種別】	
☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替	
【10. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	(1, 180. 57㎡) () (1, 180. 57㎡)
【ロ. 建蔽率】	〇〇 %
【11. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】	(9, 985. 94㎡) () (9, 985. 94㎡)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	
() () ()	
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	
(〇〇㎡) () (〇〇㎡)	
【ホ. 自動車庫等の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	() () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】	() () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	
() () ()	
【リ. 貯水槽の設置部分】	() () ()
【ス. 宅配ボックスの設置部分】	
() () ()	
【ル. 住宅の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【7. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	
() () ()	
【7. 延べ面積】	〇〇 ㎡
【ハ. 容積率】	〇〇 %

【12. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】		1	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】			
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) ()			
【イ. 最高の高さ】		(〇〇) ()	
【ロ. 階数】		地上 (10階) ()	
		地下 (2階) ()	
【ハ. 構造】		鉄筋コンクリート造 一部 造	
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無			
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】			
☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用			
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】 2025年 〇月 〇日			
【16. 工事完了予定年月日】 2026年 〇月 〇日			
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)			
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

建築物別概要		(第四面)
【1. 番号】 1		
【2. 用途】 (区分 08470 事務所) (区分 08030 共同住宅) (区分) (区分) (区分)		
【3. 工事種別】 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替		
【4. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造		
【5. 主要構造部】 ☒ 耐火構造 ☐ 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 ☐ 準耐火構造 (準耐火時間： 分) ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1) ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2)		
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 ☐ 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 ☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造		
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】 ☐ 延焼防止建築物 ☐ 準延焼防止建築物 ☐ その他		
【8. 階数】 【イ. 地階を除く階数】 10 階 【ロ. 地階の階数】 2 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】		
【9. 高さ】 【イ. 最高の高さ】 〇〇 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 〇〇 m		
【10. 建築設備の種類】 〇〇		
【11. 確認の特例】 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 第 号 【ニ. 認定型式の認定番号】 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】		

確認申請書第四面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

【12. 床面積】		(申請部分	)	(申請以外の部分	)	(合計	)
【イ. 階別】	(10 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(9 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(8 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(7 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(6 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(5 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(4 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(3 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(2 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(1 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(B1 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
	(B2 階)	(〇〇m ²	)	(	)	(〇〇m ²	)
【Ⅱ. 合計】		(9,985.94m ²	)	(	)	(9,985.94m ²	)
【13. 屋根】	〇〇						
【14. 外壁】	〇〇						
【15. 軒裏】	〇〇						
【16. 居室の床の高さ】							
【17. 便所の種類】	〇〇						
【18. その他必要な事項】							
【19. 備考】							

建築物の階別概要																								
【1. 番号】	1																							
【2. 階】	1																							
【3. 柱の小径】																								
【4. 横架材間の垂直距離】																								
【5. 階の高さ】	〇〇m																							
【6. 天井】	【イ. 居室の天井の高さ】 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐ 有 ☒ 無																							
【7. 用途別床面積】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(用途の区分)</th> <th>(具体的な用途の名称)</th> <th>(床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ.】 (08470)</td> <td>(事務所)</td> <td>(〇〇m²)</td> </tr> <tr> <td>【ロ.】 (08030)</td> <td>(共同住宅)</td> <td>(〇〇m²)</td> </tr> <tr> <td>【ハ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ニ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ホ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ヘ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>			(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	【イ.】 (08470)	(事務所)	(〇〇m ²)	【ロ.】 (08030)	(共同住宅)	(〇〇m ²)	【ハ.】 ()	()	()	【ニ.】 ()	()	()	【ホ.】 ()	()	()	【ヘ.】 ()	()	()
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)																						
【イ.】 (08470)	(事務所)	(〇〇m ²)																						
【ロ.】 (08030)	(共同住宅)	(〇〇m ²)																						
【ハ.】 ()	()	()																						
【ニ.】 ()	()	()																						
【ホ.】 ()	()	()																						
【ヘ.】 ()	()	()																						
【8. その他必要な事項】	複合建築物の場合、用途別床面積の各階の合計値により、住宅部分、非住宅部分の延べ床面積を確認して記入し、確保計画（省エネ適判）の内容と整合させる																							
【9. 備考】																								

建築物独立部分別概要	
【1. 番号】	
【2. 延べ面積】	
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	
【ロ. 最高の軒の高さ】	
【ハ. 階数】	地上（ ） 地下（ ）
【ニ. 構造】	造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
☐ 特定構造計算基準	
☐ 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算	
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	
☐ 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム （大臣認定番号 ）	
☐ その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】	
（ ）	
【8. 備考】	

5) 宣言書

(参考様式)

宣言書

2025年 〇月 〇日

〇〇確認検査株式会社 御中

設計者を記載する場合には、建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築主又は設計者 省エネ 太郎
の氏名、住所 〇県〇市〇町1-2-3

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☒ (1) 設計住宅性能評価書
☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☒ 申請済 申請年月日 (2025年 〇月 〇日)
☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称 〇〇住宅評価株式会社
 及び所在地※ 〇県〇市

※申請先の名称について、1.(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

(2) 軽微変更関係

1) 軽微変更説明 (住宅・標準計算)

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・標準計算)

(第一面)

2025年〇月〇日

建築主様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	〇マンション新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区〇1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	
☒A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☒B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(参考様式)

(第二面)

【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ☒ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☒ ③空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- ・ 外壁断熱材種別等の変更（熱抵抗値基準） *XPS2 種 bA 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1）→吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A 種 1 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1）*
- ・ トイレ照明器具に人感センサー設置

・添付図書等

断面図、照明住戸平面図、照明器具姿図

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI= (0.86) ≤ 1.0

・変更内容は、①または②に該当する変更となる

□① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減

・変更前の U_A 値= (0.61) ≤ (0.87) ×0.9、変更前の η_{AC} 値= (1.6) ≤ (2.8) ×0.9

☒② 外皮に係る変更で以下のいずれか

☒ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

□ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能

もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

□ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮

の断熱性能が低下する変更

□ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・開口部面積の増加 変更前合計 13.23 m²→変更後 14.10 m² (外皮面積 240.0 m²×1/200=1.2 m²)

・添付図書等

住戸キープラン、建具表

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

P. 86

2) 軽微変更説明（非住宅・モデル建物法）

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

2025年 〇月 〇日

建築主事様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	(仮称) Aビル新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区〇町1-2-3
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	2025年 〇月 〇日 第 123456789 号
(4) 変更の内容	
☒A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☒B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(参考様式)

(第二面)

【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

- ☒ ①建築物の高さ又は外周長の減少
- ☐ ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ☐ ③空調設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）
- ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- ☐ その他（ ）

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- ・1階階高減少に伴う建築物高さの減少

・添付図書等

立面図、断面図

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = (0.7) < (0.8) × 0.9	
・変更となる設備の概要	
☒ 空調設備 変更内容記入欄	・断熱材厚さの変更 吹付け硬質ウレタンフォームA種1 (変更前) 30mm → (変更後) 25mm ・西側開口部のブラインド設置取りやめ ・パッケージエアコンデインシヨナ機種変更 RHC-1~3 (変更前) 品番○○○ → (変更後) △△△
☒ 機械換気設備 変更内容記入欄	・送風機 機種変更 FE-1~3 (変更前) 品番●●● → (変更後) ▲▲▲
☒ 照明設備 変更内容記入欄	・2階~5階機械室 照明台数変更 品番■■■■-■■■ (変更前) 132 台 → (変更後) 135 台
☒ 給湯設備 変更内容記入欄	・洗面所給湯熱源 機種変更 EH-1~2 (変更前) 品番◎◎◎ → (変更後) ×××
☒ 太陽光発電 変更内容記入欄	・アレイのシステム容量の変更
・添付図書等	
平面図、立面図、断面図、仕様書、機器表、仕様シート	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(参考様式)

(第三面 別紙)

[空調設備関係]

次に掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(イ) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☒断熱材厚み

変更する方位 ☒全方位 ☐一部方位のみ (方位)

変更前・変更後の平均熱貫流率

変更前 (0.822) 変更後 (0.862) 増加率 (4.9) %

窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☒ブラインドの有無

変更する方位 ☒全方位 ☐一部方位のみ (方位)

変更前・変更後の平均熱貫流率

変更前 (3.19) 変更後 (3.27) 増加率 (2.6) %

(ロ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 ☒機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前 (1.39) 変更後 (1.28) 減少率 (8.0) %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 ☒機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前 (1.83) 変更後 (1.73) 減少率 (5.5) %

(参考様式)

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（イ）送風機の電動機出力について 10%を超えない増加

室用途（ 便所 ）

変更内容 ☒ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ 0.41 ） 変更後（ 0.42 ） 増加率（ 2.5 ）%

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

（ロ）計算対象床面積について 5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）

室用途（ 駐車場 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

室用途（ 厨 房 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

(参考様式)

(第三面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない 増加
室用途 (機械室) 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☒ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 (18.72) 変更後 (19.20) 増加率 (2.6) %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（イ）給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下		
湯の使用用途（洗面）		
変更内容	☒ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率		
変更前（0.37）	変更後（0.34）	減少率（8.2）%
湯の使用用途（）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率		
変更前（）	変更後（）	減少率（）%
湯の使用用途（）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率		
変更前（）	変更後（）	減少率（）%

(参考様式)

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（イ）太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値（ 2.15 ）

変更後 システム容量の合計値（ 2.11 ）

変更前・変更後のシステム容量減少率（ 1.9 ）%

（ロ）パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐10 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐10 度を超えない変更 （ ）度変更

P. 94

3) 軽微変更該当証明申請書（参考様式）

(参考様式)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

2025年 〇月 〇日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

東京都千代田区●●町
1-2-3
●●株式会社
代表取締役社長
建築 エネ夫
設計 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 〇〇 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】 〇〇
【軽微な変更の概要】 〇〇

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

5) 軽微変更該当証明書（参考様式）

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 123456789 号
2025年 〇 月 〇 日

建築主 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫 様

所管行政庁 〇〇〇〇〇 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 2025年〇〇月〇〇日
2. 建築場所 〇県〇市〇町1-2-3
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

6 【参考2】設計図面の作成例の解説

主旨・基本的考え方

改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。2022年6月17日公布）により、2025年4月以降（予定）は、原則全ての新築等の住宅・建築物について、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務づけられることとされている。これに伴い、住宅・建築物の設計を行う建築士は、設計図書において、省エネ基準に係る建材や設備の仕様等を明示することが必要となる。

本資料は、仕様基準又は標準計算を用いた省エネ基準に適合する木造戸建住宅の設計において、設計図書等への省エネ基準に係る内容の記載方法について、具体的な例を示すことで、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の現場において円滑な審査が行われるよう適切・適正な設計・設計図書の作成を確保することを目的としている。

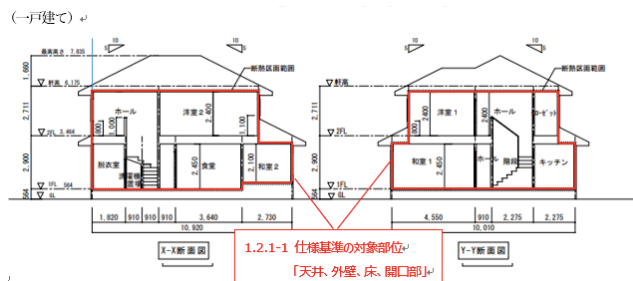
「1.仕様基準編」「2.標準計算編」に分けて、それぞれの申請に係わる設計図書等の例を示しているため、2025年4月から予定している省エネ基準適合義務制度開始後の参考としていただきたい。

ただし、ここで示す設計図書等の記載についてはあくまでも例であり、別の図書に必要な項目が記載されていれば、必ずしも当該図書が必要なわけではないことを留意されたい。

1) 記載項目

記載項目	記載例		記載する設計図書の例
	①熱貫流率基準	②断熱材熱抵抗基準	
2.1-1 仕様基準の対象部位	外壁（通気層有り）	外壁	平面図、断面図
2.1-2 建築物の種類（建て方）	一戸建ての住宅		平面図
2.1-3 部位の構造及び工法	木造軸組工法		平面図、断面図、短計図
2.1-4 断熱材の施工法、厚さ	JIS A9521 GW32-36 厚105mm充填断熱、構造用合板厚12.5mm	JIS A9521 GW32-36 厚105mm充填断熱	仕様書、平面図、断面図
2.1-5 部位の熱貫流率	0.404W/(m ² ・K)		熱貫流率計算書、短計図
2.1-6 部位の断熱材の熱抵抗値		2.9 (m ² ・K) / W	仕様書、平面図、断面図

「仕様表の記載項目」の例



「設計図書の記載例」の例

1. 木造戸建て住宅 仕様基準編

本項では、外皮基準及び一次エネルギー消費量基準のいずれも仕様基準により評価する場合（仕様基準に基づき設計する場合）の設計図書への記載方法等について紹介する。

1.1 設計図書への記載項目一覧

表 1.1 設計図書への記載項目・記載する設計図書の例（木造戸建て住宅・仕様基準）

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、計算シート
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動器の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯器の種類	仕様書、平面図
	給湯器の効率等	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、当該性能値等は、国立研究開発法人建築研究所が定めホームページ上で公開する技術情報（<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。）に記載する JIS 等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。このため、設計図書等には性能値等の根拠となる規格等に関する情報を明示することが必要となる。

1.2 記載項目の具体的内容

1.2.1 外皮

1.2.1.1 外皮（開口部以外）

設計図書の記載方法は、適用する仕様基準として①熱貫流率基準（U 値）の場合と②断熱材熱抵抗基準（R 値）により、次の2パターンに分けられる。

1) 記載項目

	記載項目	記載例		記載する 設計図書の例
		①熱貫流率基準 U 値	②断熱材熱抵抗基準 R 値	
1.2.1-1	仕様基準の対象部位	外壁（通気層有り）	外壁	平面図、断面図
1.2.1-2	建築物の種類 (建て方)	一戸建ての住宅		平面図
1.2.1-3	部位の構造及び工法	木造軸組工法		平面図、断面図
1.2.1-4	断熱材の施工法、 厚さ	JIS A9521 GW32-36 厚 105 mm充填断熱、 構造用合板厚 12.5 mm	JIS A9521 GW32-36 厚 105 mm充填断熱	仕様書、平面図、 断面図
1.2.1-5	部位の熱貫流率	0.404W/ (㎡・K)		平面図、断面図、 計算シート
1.2.1-6	部位の断熱材の 熱抵抗値			2.9 (㎡・K) /W

※ 建材等の熱物性値は、建研技術情報などを参照。

2) 設計図書の記載例

木造住宅の設計図書の記載例を以下に示す。

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U 値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R 値）」のいずれかで評価する必要があるが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示する。なお、必要に応じ断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められる。

なお、「②断熱材熱抵抗基準」を用いる場合、断熱材の厚さ（m）を当該断熱材の熱伝導率（W/(m・K)）で除することにより、基準値と比較する熱抵抗値を求めることが出来る（表 1.2.1.1-1 参照）。一方「①熱貫流率基準」を用いる場合、建研技術情報としてホームページ上で公開する計算法に則り基準値と比較する熱貫流率を求める必要があるため注意が必要である。

また、①か②のいずれの基準により省エネ性能を評価するかによって、工事監理すべき事項や完了検査での検査対象が異なるため、設計図書等で用いた基準を確認できるよう記載することが望ましい。

適用基準：②断熱材熱抵抗基準 (R 値)

仕様表（仕様基準）

(参考様式)

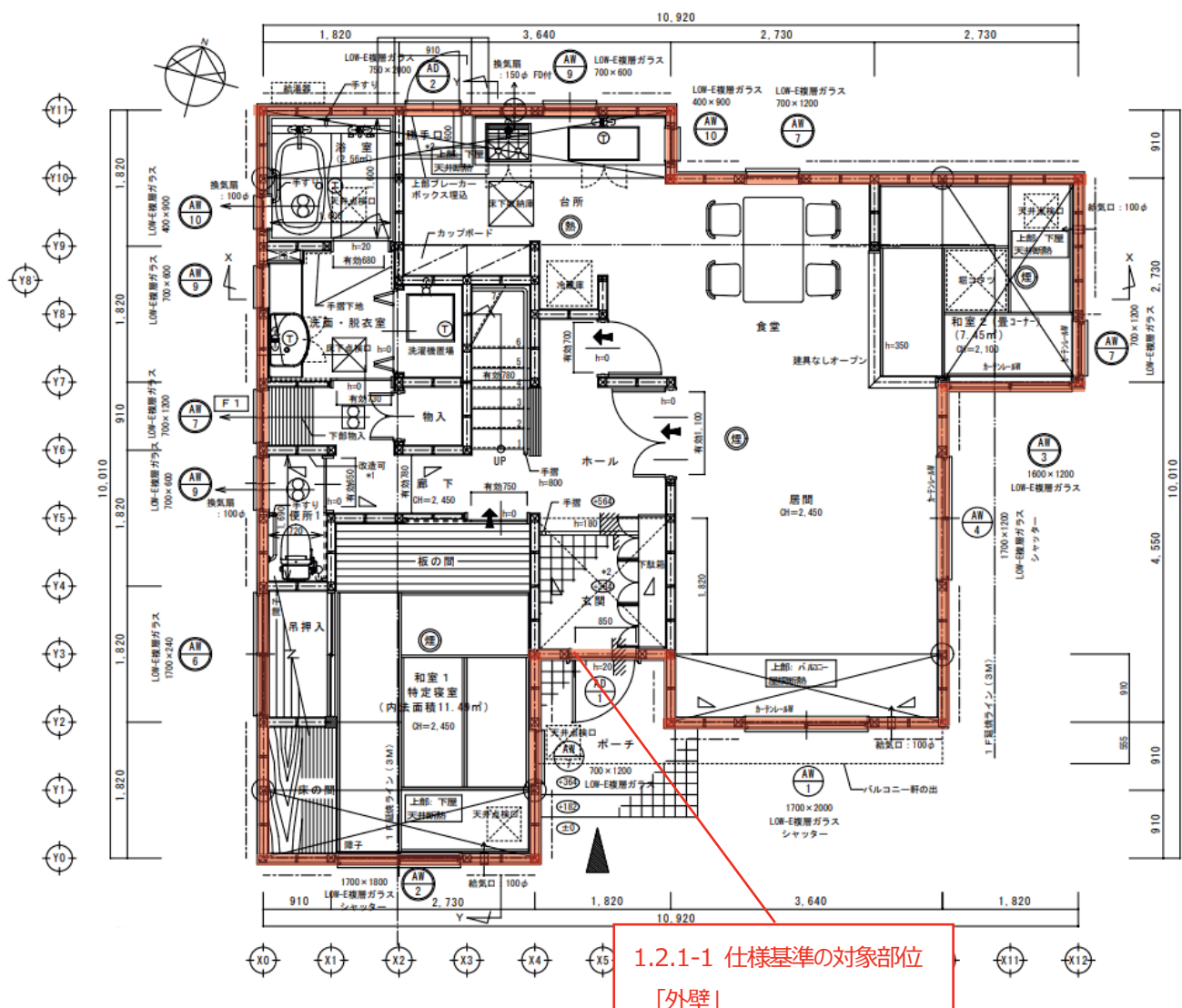
建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

適用した基準明示の例

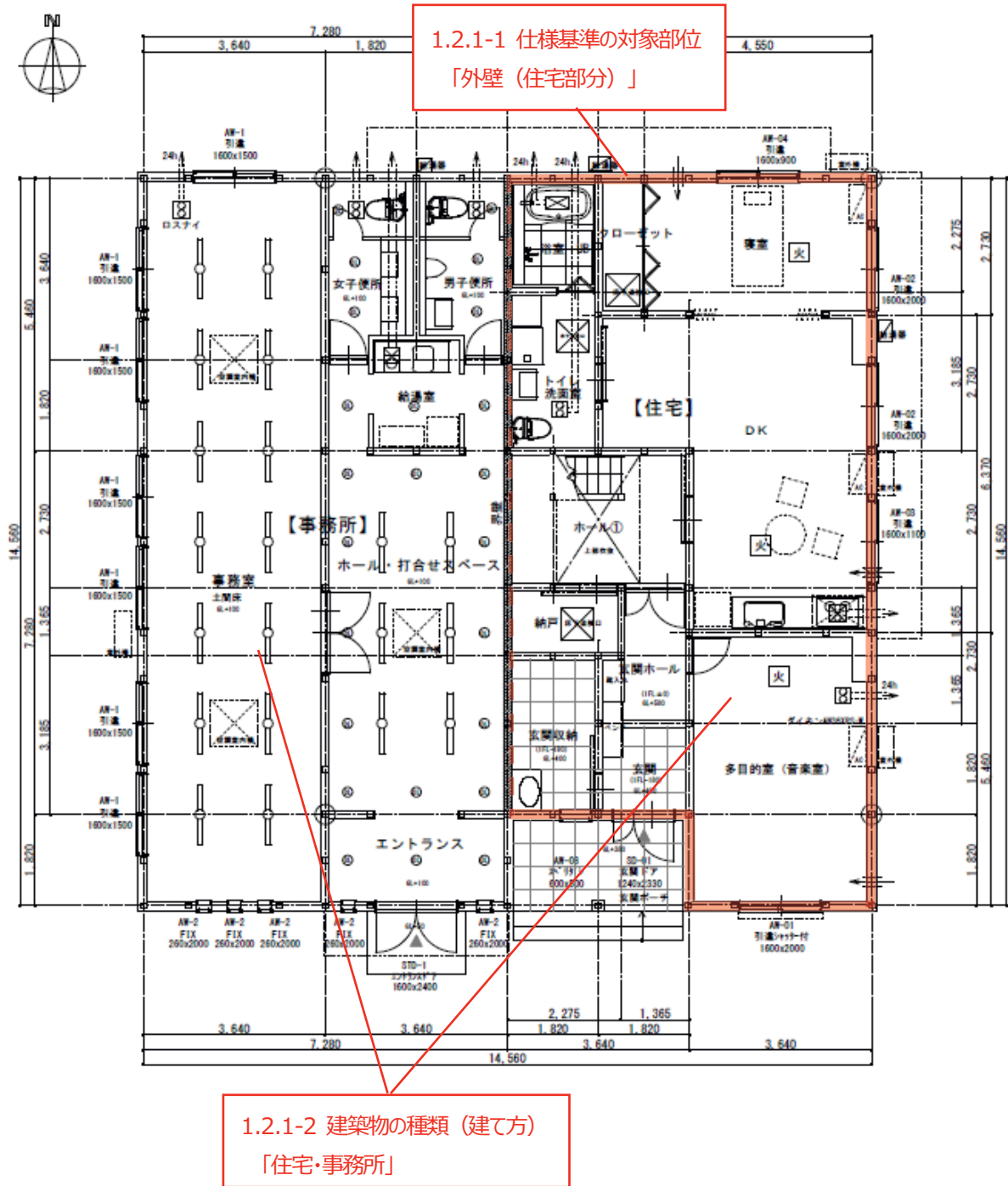
仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載						
項目		小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根		該当なし		
		天井		GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁		GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓		アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		U _W = 2.97、η _W = 0.51（枠G仕様）
ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸 （ドアポスト、ドア内ガラス無し）		U _D = 2.33（枠戸仕様）		

a) 1 階平面図 (一戸建ての住宅)



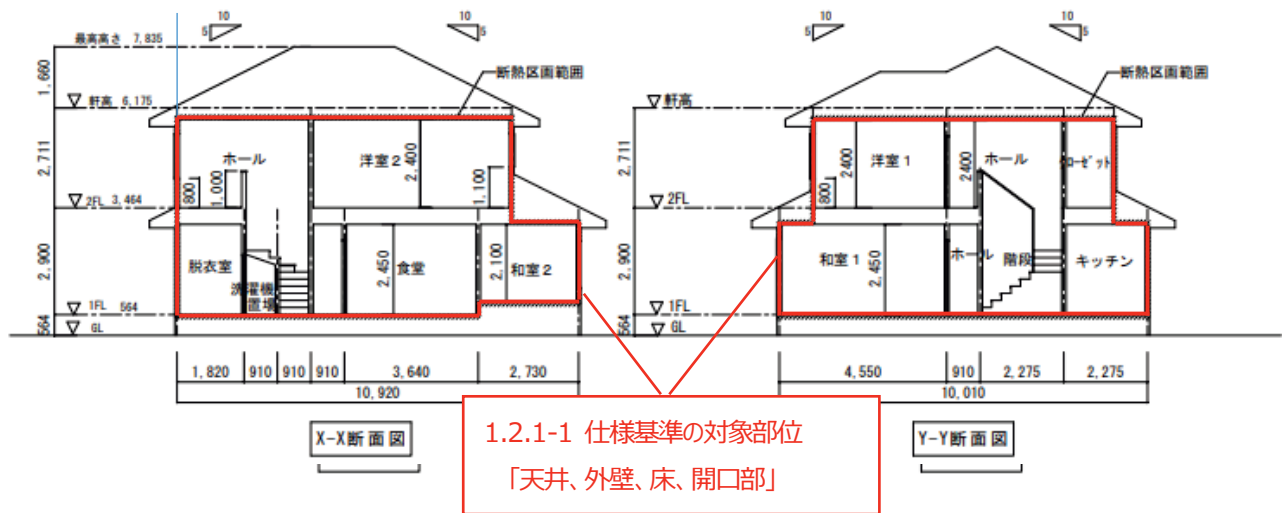
b) 1階平面図 (複合住宅)



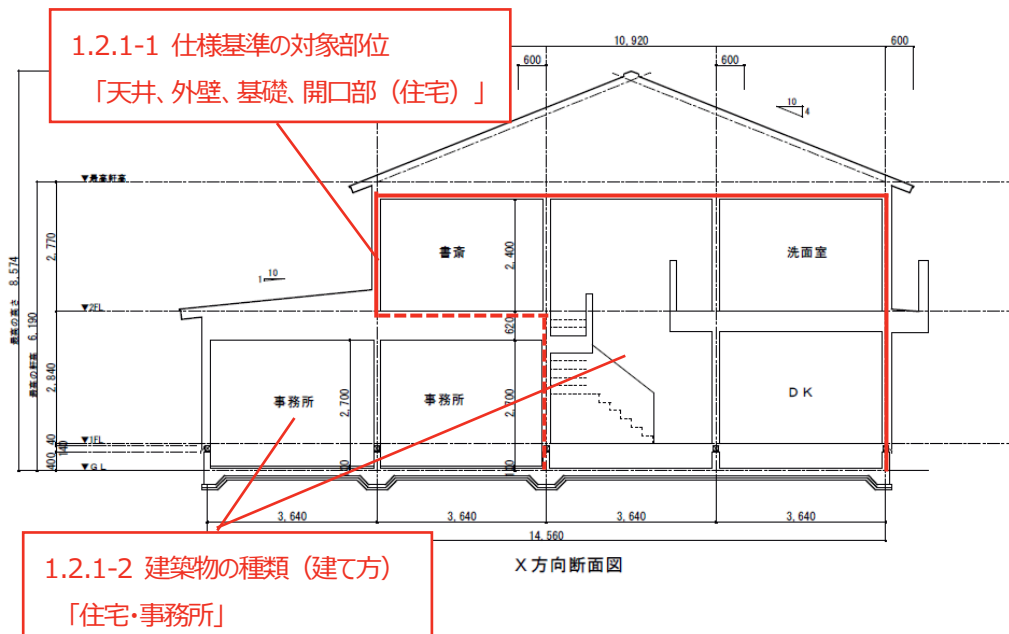
※ 住戸と同様の熱的環境となる室（他住戸、非住宅用途）との境界（上図の点線部分）は、仕様基準の適用はないが、一定の断熱施工等を行うことが望ましい。

c) 断面図

(一戸建て)



(複合住宅)



※ 住戸と同様の熱的環境となる室（他住戸、非住宅用途）との境界（上図の点線部分）は、仕様基準の適用はないが、一定の断熱施工等を行うことが望ましい。

d) 計算シート（部位の熱貫流率）の例

1.2.1-1 仕様基準の対象部位

部位U値計算シート＜部位＞の熱貫流率【木造用】

1) 面積比率による部位熱貫流率

(外壁 (通気層)) の実質熱貫流率 $W/(m^2K)$				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率 λ $W/(m \cdot K)$	厚さ d m	d/λ $m^2 \cdot K/W$	
熱伝達抵抗 R_{si}	—	—	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105		0.875
グラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 R_{se}	—	—	0.110	0.110
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$			3.212	1.170
熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$			0.311	0.855
平均熱貫流率 $U_i = \Sigma (a_{in} \cdot U_n)$			0.404	

1.2.1-3 部位の構造及び工法

1.2.1-5 部位の熱貫流率

e) 省エネ仕様書（②断熱材熱抵抗基準の場合）

仕様表（仕様基準）

（参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし	
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み R値5.3（R値基準）
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱 R値2.8（R値基準）
	床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱 R値3.4（R値基準）
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱 R値2.4（R値基準）
	土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱 R値1.8（R値基準）、UB下のみ
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱 R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)	$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）
		ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）	$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）

1.2.1-1 仕様基準の対象部位

1.2.1-4 断熱材の施工法

1.2.1-6 部位の断熱材の熱抵抗値

表 1.2.1.1-1 断熱材種別と厚さに応じた熱抵抗値への換算表 (JIS)

(繊維系断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521)		熱伝 導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 ($\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)							
				50mm	89mm	90mm	95mm	105mm	120mm	140mm	155mm
繊維系 断熱材	グラスウール断熱材 (右欄記号中の 「XX」は複数種類あ るため略)	通常品10-50	0.050	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.8	3.1
		通常品10-49	0.049	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.9	3.2
		通常品10-48	0.048	1.0	1.9	1.9	2.0	2.2	2.5	2.9	3.2
		高性能品HG10-47	0.047	1.1	1.9	1.9	2.0	2.2	2.6	3.0	3.3
		高性能品HG10-46	0.046	1.1	1.9	2.0	2.1	2.3	2.6	3.0	3.4
		通常品XX-45、高性能品HG10-45	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		通常品XX-44、高性能品HG10-44	0.044	1.1	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	3.2	3.5
		高性能品HGXX-43	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		通常品20-42、高性能品HG12-42	0.042	1.2	2.1	2.1	2.3	2.5	2.9	3.3	3.7
		通常品20-41、高性能品HG12-41	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		通常品20-40	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
		通常品24-38、高性能品HGXX-38	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		高性能品HGXX-37	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		通常品XX-36、高性能品HGXX-36	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		通常品XX-35、高性能品HGXX-35	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		高性能品HGXX-34	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
		通常品XX-33、高性能品HGXX-33	0.033	1.5	2.7	2.7	2.9	3.2	3.6	4.2	4.7
		高性能品HGXX-32	0.032	1.6	2.8	2.8	3.0	3.3	3.8	4.4	4.8
		高性能品HGXX-31	0.031	1.6	2.9	2.9	3.1	3.4	3.9	4.5	5.0
	ロックウール断熱材	LA	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		LB	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		LC	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		LD	0.039	1.3	2.3	2.3	2.4	2.7	3.1	3.6	4.0
		MA	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		MB	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		MC、HA	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		HB	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		HC	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
	インシュレーションファイバー断熱材ファイバーマット		0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
	インシュレーションファイバー断熱材ファイバーボード		0.052	1.0	1.7	1.7	1.8	2.0	2.3	2.7	3.0

(繊維系以外の断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521、JIS A9526)		熱伝導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 (㎡・K) /W										
				20mm	25mm	30mm	35mm	40mm	50mm	60mm	90mm	105mm	120mm	150mm
ポリスチレンフォーム断熱材	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	1号	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2号	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		3号	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		4号	0.041	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	2.9	3.7
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	1種bA	0.040	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.3	1.5	2.3	2.6	3.0	3.8
		1種bB	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		1種bC	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		2種bA	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2種bB	0.032	0.6	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.8	3.3	3.8	4.7
		2種bC	0.030	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.7	2.0	3.0	3.5	4.0	5.0
		3種aA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種aB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		3種aC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		3種aD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		3種bA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種bB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		3種bC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		3種bD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
ウレタンフォーム断熱材	硬質ウレタンフォーム断熱材	1種	0.029	0.7	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1	3.1	3.6	4.1	5.2
		2種1号	0.023	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.2	2.6	3.9	4.6	5.2	6.5
		2種2号	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		2種3号	0.027	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	3.3	3.9	4.4	5.6
		2種4号	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
	吹付け硬質ウレタンフォーム	A種1	0.034	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.5	4.4
		A種1H	0.026	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.3	3.4	4.0	4.6	5.7
ポリエチレンフォーム断熱材	A種3	A種3	0.040	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	3.0	3.7
		1種1号、1種2号	0.042	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	2.1	2.5	2.9	3.6
		2種	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		3種	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
フェノールフォーム断熱材 (右欄記号中の「X」は1～3の数値全て共通の値となる。)	1種X号AⅠ、AⅡ	1種X号AⅠ、AⅡ	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		1種X号BⅠ、BⅡ	0.021	1.0	1.2	1.4	1.7	1.9	2.4	2.9	4.3	5.0	5.7	7.1
		1種X号CⅠ、CⅡ	0.020	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	4.5	5.3	6.0	7.5
		1種X号DⅠ、DⅡ	0.019	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.6	3.2	4.7	5.5	6.3	7.9
		1種X号EⅠ、EⅡ	0.018	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.8	3.3	5.0	5.8	6.7	8.3
		2種1号AⅠ、AⅡ	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		2種2号AⅠ、AⅡ	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2種3号AⅠ、AⅡ	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種1号AⅠ、AⅡ	0.035	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.4	4.3

1.2.1.2 外皮（開口部）

1) 記載項目

開口部（窓とドア）の熱貫流率は、同一の開口部であってもその性能を求める方法に応じて熱貫流率が異なるものとなる。このため、熱貫流率を求めた方法を示すと共に、当該方法で求めたことが分かる情報を全て設計図書等に明示することが必要となる。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④のいずれかであることが必要であり、それぞれで設計図書等に明示する内容や、必要となる設計図書等が異なることとなる（表 1.2.1.2-1 参照）。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

なお、仕様基準に適合させる開口部の熱貫流率は、標準計算で用いる開口部の熱貫流率の算定方法を用いることができるが、開口部に設けられた付属部材等（シャッター、雨戸、和障子及び風除室の有無）の効果を勘案することは出来ないので注意する必要がある。

表 1.2.1.2-1 窓の熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
1.2.1-7	製品名（建具）	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-8	建具仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表
1.2.1-9	窓種	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-10	製品名（ガラス）	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-11	ガラス仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-12	スペーサー種別	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-13	ガラス熱貫流率	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-14	窓寸法※3	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1 記載項目における各項目の内容は以下のとおり。

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。
- ・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。
- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサ

一)の種別をいう。

・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率 (U_g) をいう。

・「窓寸法」とは、窓の大きさ（高さ、幅）をいう。

※2 試験成績書等とは、JIS等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書などをいう。

※3 仕様基準の窓の熱貫流率において、窓の面積（当該窓が2以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に0.02を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、方法に関わらず窓寸法の確認が必要となる。

仕様基準で定める窓の日射遮蔽性能を示す方法については、以下の①から⑥のいずれかであることが必要であり、それぞれで明示する内容や必要となる設計図書等が異なることとなる（表1.2.1.2-2参照）。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率
- ④ JIS等に基づいて算定されたガラスの日射熱取得率
- ⑤ 付属部材（紙障子、外付けブラインド等）の設置
- ⑥ ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部の下場までの高さの0.3倍以上のもの。以下同じ。）の設置

表 1.2.1.2-2 窓の日射遮蔽性能を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1※2	窓の日射遮蔽性能を求める方法						記載する設計図書の例※3
		①	②	③	④	⑤	⑥	
1.2.1-15	製品名（建具）			○				仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-16	建具仕様	○	○	○				仕様書、平面図、建具表
1.2.1-17	窓種等			○				仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-18	製品名（ガラス）		○	○	○			仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-19	ガラス仕様	○	○	○	○			仕様書、平面図、建具表
1.2.1-20	Low-E 日射区分	○						仕様書、平面図、建具表
1.2.1-21	ガラス日射熱取得率		○	○	○			仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-22	付属部材の設置					○		仕様書、平面図
1.2.1-23	ひさし、軒等の設置						○	仕様書、平面図、立面図

※1 記載項目における各項目の内容は以下のとおり。

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。
- ・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や枠の色をいう。
- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。
- ・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をいう。
- ・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率（ η_g ）をいう。

※2 仕様基準の開口部の日射遮蔽性能において、開口部の面積（天窓以外の開口部で、当該開口部が2 以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に 0.04 を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、①から⑥の方法に関わらず 2.1-14 と同様に窓寸法の確認が必要となる。

※3 試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書等をいう。

次に開口部のうちドアの熱貫流率は、その性能を求める方法に応じて、以下の①から④のいずれかであることが必要であり、それぞれで明示する内容や必要となる設計図書等が異なる（表 1.2.1.2-3 参照）。

なお、一般的なドアは日射遮蔽性能に関する仕様基準は適用されないが、ドアのうち戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能の確認が必要となるため、注意することが必要である。

- ① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 1.2.1.2-3 ドアの熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	ドアの熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
1.2.1-24	製品名（ドア）			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-25	戸の仕様	○	○			仕様書、平面図、建具表
1.2.1-26	戸の開閉形式			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-27	錠の有無等	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-28	ポストの有無	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-29	枠の種類	○	○			仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-30	ガラスの仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-31	スペーサー種別		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

1.2.1-32	ガラス熱貫流率		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-33	ドア寸法			○		仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1 記載項目において各項目の内容は以下のとおり。

- ・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「戸の仕様」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。
- ・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。
- ・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。
- ・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。
- ・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。
- ・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスの Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（ U_g ）をいう。
- ・「ドア寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

※2 試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書、製造者による自己適合宣言書等をいう。

2) 設計図書の記載例

窓については、表 1.2.1.2-1①や表 1.2.1.2-2①に記載する建具及びガラス仕様に基づく開口部の性能が、一般的に広く用いられることが想定される。具体的な建具仕様（金属製や樹脂製など）やガラス仕様（Low-E 複層ガラスなど）に応じた窓の熱性能値は、（一社）日本サッシ協会や（一社）板硝子協会のホームページなどで、早見表が公開されているので参照して頂きたい。

a) 省エネ仕様書

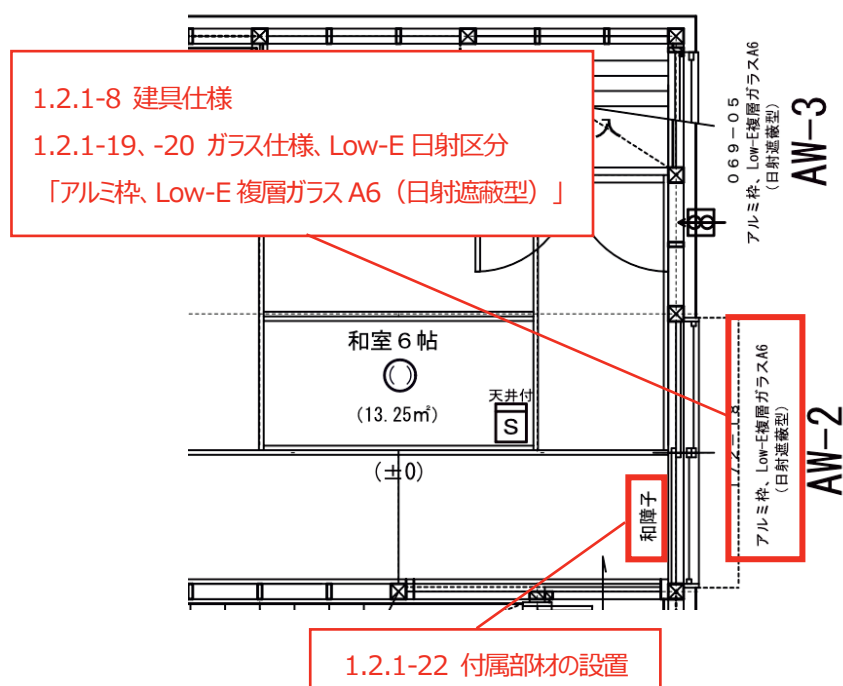
開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)	$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）
	ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸 （ドアポスト、ドア内ガラス無し）	$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）

開口部種類

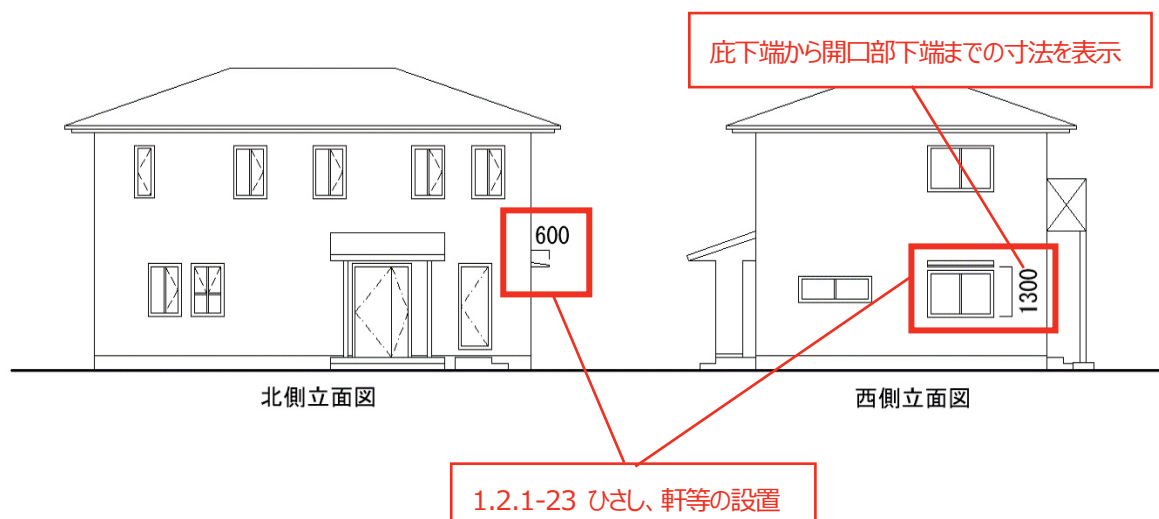
仕様基準への適合確認を行う開口部の仕様

開口部の性能、性能の求め方

b) 平面図



c) 立面図



なお、より詳細な方法となる、表 1.2.1.2-2 の②の方法により窓の日射遮蔽性能を求める場合又は表 1.2.1.2-3 の②③④の方法を用いてドアの熱貫流率を求める場合、ガラスや建具全体の熱性能値の根拠となる詳細な建具仕様等や、具体的な熱性能値の値などを設計図書等に示すことが必要となるため、注意していただきたい。

1.2.2 暖房設備

1) 記載項目

仕様基準を用いて一次エネルギー消費性能を評価する場合、設置する暖房設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など完了検査時点で暖房設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断するため、具体的な暖房設備の種類や性能を記載することは不要である。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.2-1	暖房方式	居室のみ暖房	仕様書
1.2.2-2	暖房設備の種類及びその効率	ルームエアコンコンディショナー (い)	平面図

2) 設計図書の記載例

一戸建ての住宅の場合、専用の設備図面を作成することは稀であるため、省エネ適判に必要な情報を、仕様書や平面図などに記載することが一般である考えられる。

なお、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否確認にあたっては、暖房能力（冷房にあっては冷房能力）を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であることにより判断を行うこととなっている。

暖房設備（ルームエアコンディショナー）： $-0.321 \times \text{暖房能力 (kW)} + 6.16$

冷房設備（ルームエアコンディショナー）： $-0.504 \times \text{冷房能力 (kW)} + 5.88$

ただし、実務上はルームエアコンディショナーの暖房性能と冷房性能を同時に確認できるようにするため、冷房能力から暖房及び冷房に係る基準値の計算を行い、かつ、当該結果を用いてルームエアコンディショナーの性能を定格冷房能力の区分に応じて、(い)、(ろ) 又は (は) に区分した下表を用いることがほとんどとなっている。

ここで、仕様基準のルームエアコンディショナーに係る暖房及び冷房の基準値は下表の(ろ)の区分に該当するため、基準値相当である(ろ) 又はより省エネ性能の高い(い)の区分のルームエアコンディショナーを使用している場合は、仕様基準に適合していると判断することが可能である。

定格冷房能力の区分	エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分 (い)	区分 (ろ)	区分 (は)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 5.13 未満	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 4.96 未満	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 4.80 未満	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 4.58 未満	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 4.35 未満	4.07 未満

3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 4.13 未満	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 3.86 未満	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 3.58 未満	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 3.25 未満	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 2.86 未満	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 2.42 未満	2.31 未満

a) 省エネ仕様書

1.2.2-1 暖房方式

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室	浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

1.2.2-2 暖房設備の種類及びその効率

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.3 冷房設備

1) 記載項目

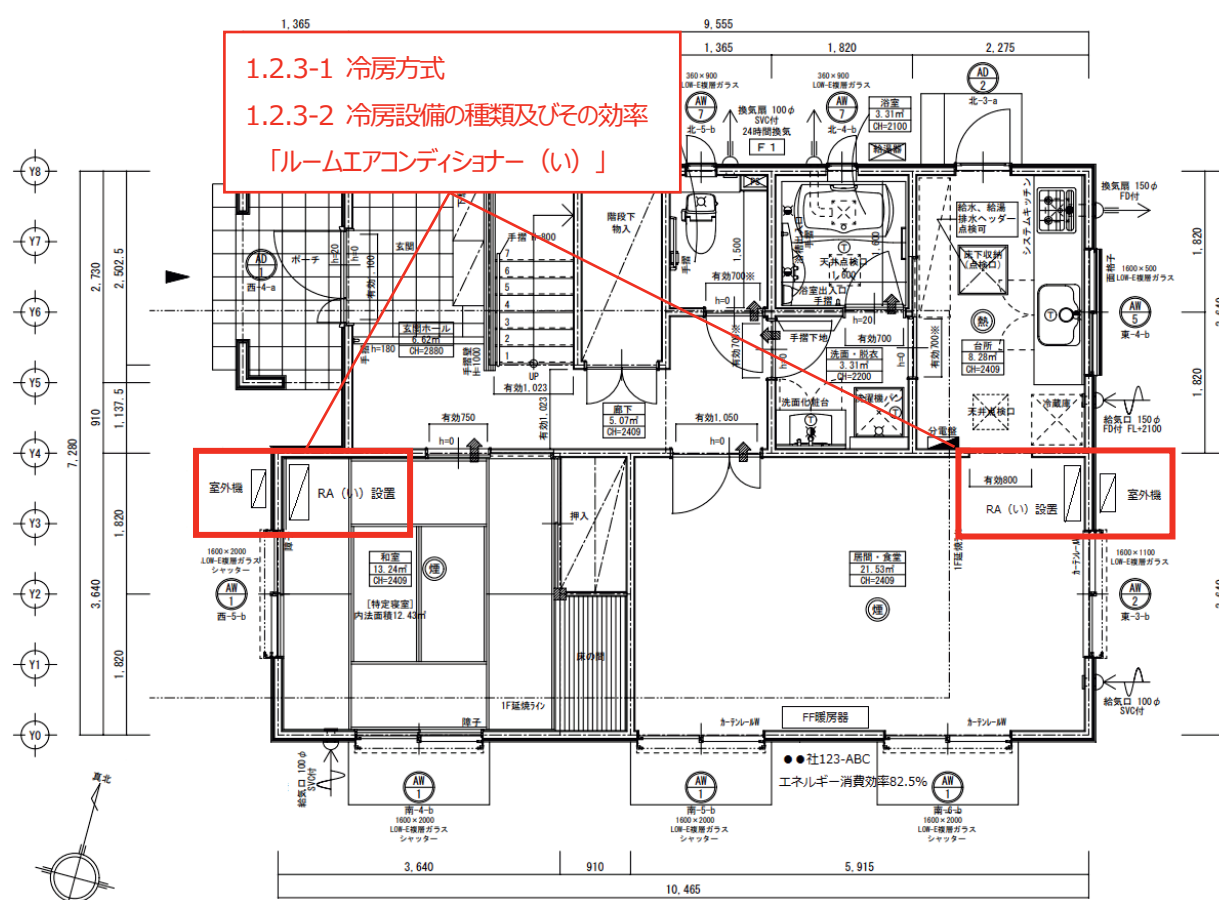
仕様基準では、住宅に設置する冷房設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など完了検査時点で冷房設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断するため、具体的な冷房設備の種類や性能を記載することは不要である。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.3-1	冷房方式	居室のみ冷房	仕様書
1.2.3-2	冷房設備の種類及びその効率	ルームエアコンコンディショナー (い)	平面図

2) 設計図書の記載例

冷房設備においても、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否は、暖房設備における取り扱いと同様に、エネルギー消費効率の区分 (い)、(ろ) 又は (は) により適否判断を行うことが可能となっている。

a) 平面図



b) 仕様書 (省エネ)

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガ	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

c) エネルギー消費効率の区分の表示例 (カタログ)

■ 壁掛形エアコン (2022年モデル)								
暖房/冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力 (kW)	機種名	冷房定額エネルギー消費効率 (冷房COP)	省エネ達成率 (%)	小能力時高効率型コンプレッサー	エネルギー消費効率区分	AIF認証
ルームエアコンディショナー	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
	MXシリーズ	9.0	S90ZTRXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
		2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○
	VXシリーズ	2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTVXP(V)	3.13	100	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTVXP(V)	2.90	100	※1	(は)	○
	AXシリーズ	2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTAXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTAXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTAXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
	SXシリーズ	9.0	S90ZTAXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
		2.2	S22ZTSXS	3.96	101	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTSXS	3.94	101	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTSXP(V)	3.06	102	※1	(ろ)	○
		6.3	S63ZTSXP(V)	2.96	100	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTSXP(V)	2.62	100	※1	(い)	○

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

1.2.4 換気設備

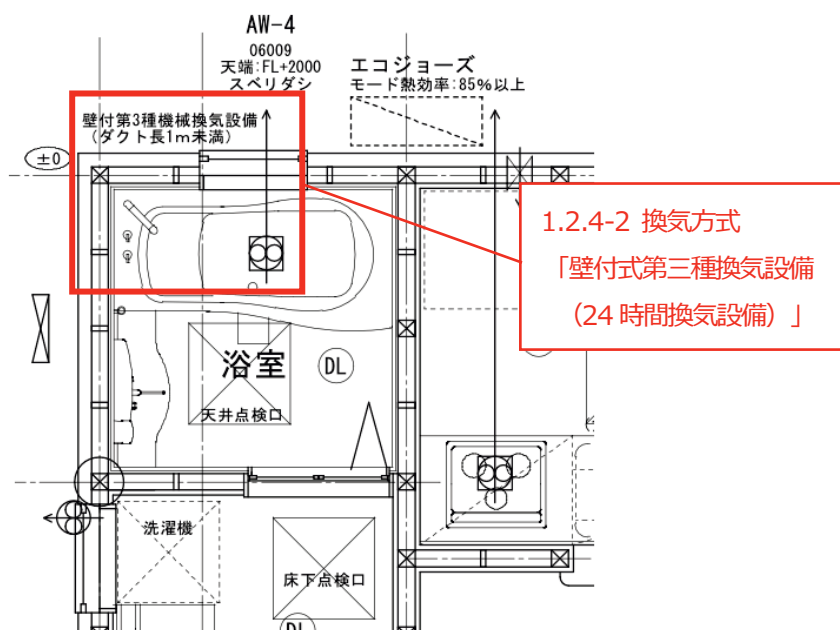
1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する換気設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.4-1	比消費電力	0.3W/(m ³ /h)以下	仕様書、平面図、換気設備図
1.2.4-2	換気方式	ダクト式第三種換気設備	
1.2.4-3	ダクトの内径	内径 75mm 以上のダクトを使用	
1.2.4-4	電動機の仕様	DC モーター	

2) 設計図書の記載例

a) 平面図（壁付けの例）



b) 省エネ仕様書（ダクト式の例）

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	1.2.4-2 換気方式 ショナー (い)	1.2.4-3 ダクトの内径
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.5 照明設備

1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する非居室の照明設備について、下表の事項を図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など、完了検査時点で該当する照明設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断することとしている。

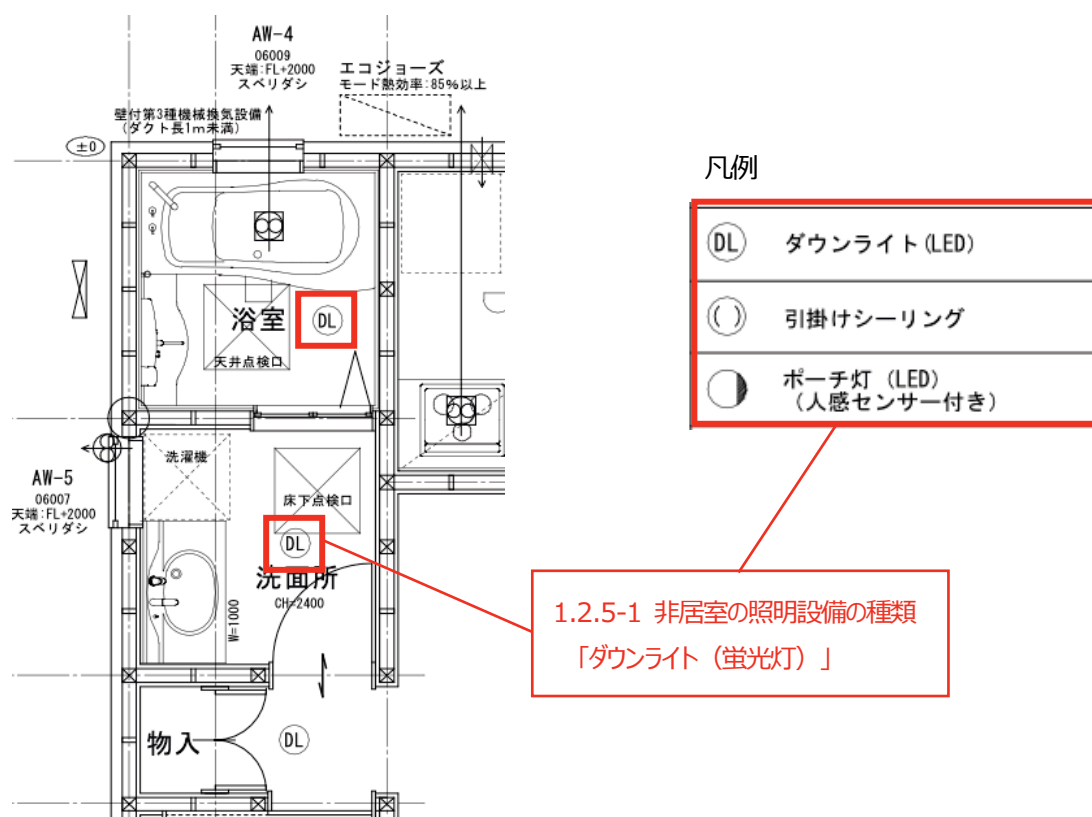
なお、完了検査時点で一部の非居室に照明設備を設置する場合、設置した全ての設備が仕様基準に適合していることが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.5-1	非居室の照明設備の種類	非居室の照明設備は全て LED を使用	仕様書、 平面図

2) 設計図書の記載例

仕様基準では、非居室の照明設備のみが対象となるため、居室の照明設備を記載することは必ずしも必要ではない。

a) 平面図



b) 省エネ仕様書

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.5-1 非居室の照明設備の種類

1.2.6 給湯設備

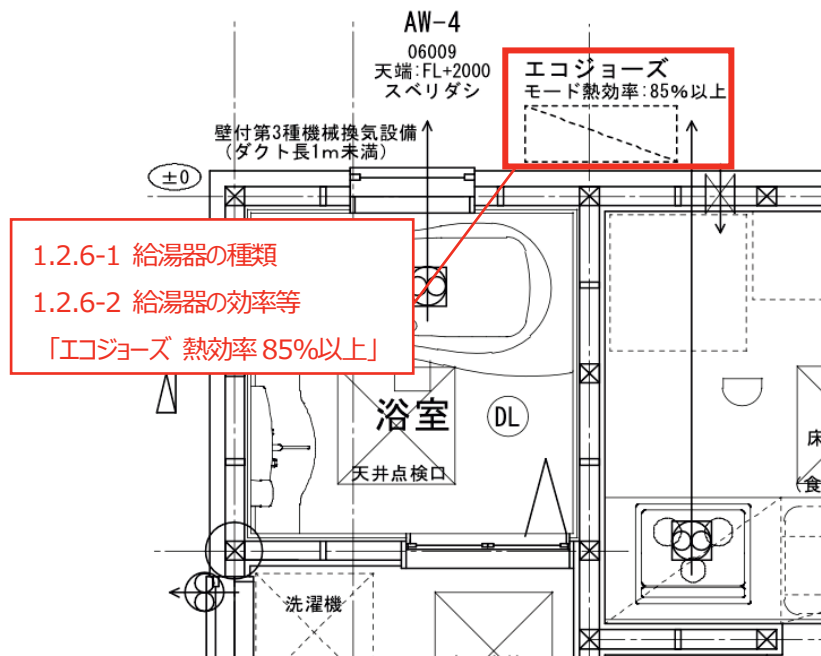
1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する給湯設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.6-1	給湯器の種類	ガス潜熱回収型給湯器	仕様書、平面図
1.2.6-2	給湯器の効率等	モード熱効率 81.5%	

2) 設計図書の記載例

a) 平面図



b) 省エネ仕様書

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー (い)	
	冷房設備	冷房方式		
		種類等	1.2.6-1 給湯器の種類 (い)	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		
	仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番	〇〇社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.6-2 給湯器の効率等

c) ガス給湯器のモード熱効率の表示例（カタログ）

1.2.6-2 給湯器の効率等

ガス給湯器GQ-Cシリーズ【潜熱回収型高効率温水機器（エコジョーズ）】

（付表 N0001-20200327）

No.	ノーツ品名	熱源機の分類	熱源機の種類	ふろ機能の種類	暖房部熱効率	給湯部 効率		性能確認区分	認証マーク
						モード熱効率	エネルギー消費効率		
1	GQ-CI634WS	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
2	GQ-CI634WSBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
3	GQ-CI634WS-C	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
4	GQ-CI634WS-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
5	GQ-CI634WSOBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
6	GQ-CI634WSO-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
7	GQ-CI634WSO-TBBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
8	GQ-CI634WSO-TBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
9	GQ-CI634WS-T	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	

給湯器の型番

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

1.3. 確認申請図書作成例（仕様基準により省エネ性能を評価する場合）

仕様表（仕様基準）

（参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

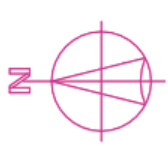
仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし	
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み R値5.3（R値基準）
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱 R値2.8（R値基準）
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm 根太間断熱 R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65mm 根太間断熱 R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm 内張り断熱 R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50mm 内張り断熱 R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)	$U_W = 2.97$ 、 $\eta_W = 0.51$ （枠G仕様）
一次エネ基準	設備機器	暖房設備	暖房方式	入居者設置
			種類等	
	冷房設備	冷房方式	入居者設置	
			種類等	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

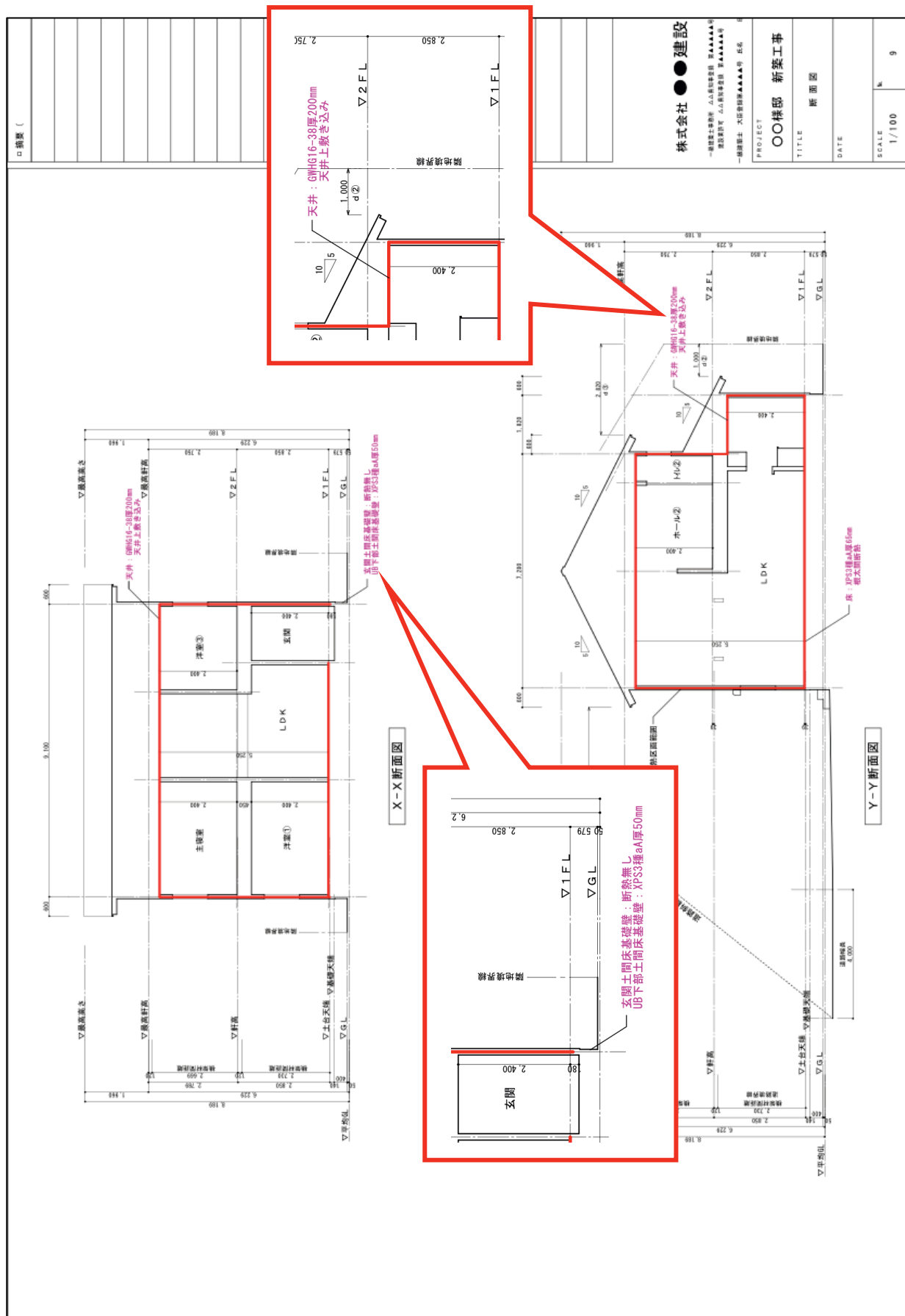
※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

一級建築士事務所 △△県知事登録第▲▲▲▲▲号

一級建築士登録 大臣登録第▲▲▲▲▲号 氏名







2. 木造戸建て住宅 標準計算編

2.1 設計図書の記載項目一覧

表 2.1 設計図書への記載項目・記載する設計図書の例（木造戸建て住宅・標準計算）

種別	記載項目	記載する設計図書の例
基本情報	計算に用いたプログラムの種類	出力シート等
	建て方（一戸建ての住宅、共同住宅等の別）	平面図
	居室構成 （主たる居室とその他の居室、非居室で構成されているか）	平面図
	床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）	求積表、平面図
	吹抜け等の仮想床面積	求積表、平面図
	地域の区分（1地域～8地域）	案内図、配置図
	年間の日射地域区分（太陽光等利用の場合のみ）	案内図、配置図
外皮	外皮面積（熱的境界となる部位、面積）	平面図、立面図、断面図
	外皮平均熱貫流率（ U_A 値とその計算過程）	平面図、断面図、 計算シート
	冷房期平均日射熱取得率（ η_{AC} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、 計算シート
	暖房期平均日射熱取得率（ η_{AH} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、 計算シート
	通風の利用の有無とその計算過程	平面図、計算書
	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	仕様書、平面図
	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	仕様書、平面図
暖房設備 （主たる居室、 その他居室）	暖房設備の有無、暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備機器または放熱器の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）	仕様書、平面図
	小能力時高効率型コンプレッサー （ルームエアコンディショナー）	仕様書、試験成績書
	定格能力におけるエネルギー消費効率（FF 暖房機）	仕様書、平面図
	敷設率（床暖房）	面積表、床暖房パネル 設置図
	仮想床除き敷設率（床暖房）	
	上面放熱率（床暖房）	平面図、計算書

	断熱配管（ルームエアコンディショナー付温水床暖房）	仕様書、設備図
	温水暖房機の種類（温水暖房）	仕様書、平面図
	住戸全体を暖房する暖房設備機器の種類 （ヒートポンプ式熱源。以下本書において同じ。）	仕様書、設備図
	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調機）	仕様書、設備図
	VAV方式の採用（ダクト式セントラル空調機）	仕様書、設備図
	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調）	仕様書、設備図
	定格暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	試験成績書
	中間暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	試験成績書
	設計風量（ダクト式セントラル空調）	設備図
	温水暖房機の種類（温水暖房を選択した場合）	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の入力（ガス従来・潜熱回収型温水暖房機、石油従来型温水暖房機）	仕様書、平面図
	熱交換器タイプ（地中熱ヒートポンプ温水暖房機）	仕様書、計算書
	断熱配管（温水暖房）	仕様書、設備図
	冷房設備の有無、冷房方式	仕様書、平面図
冷房設備 （主たる居室、 その他居室）	冷房設備の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）	仕様書
	小能力時高効率型コンプレッサー （ルームエアコンディショナー）	仕様書
	住戸全体を冷房する冷房設備機器の種類 （ダクト式セントラル空調）	仕様書、設備図
	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調）	平面図、断面図
	VAV方式の採用（ダクト式セントラル空調）	仕様書
	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調）	仕様書
	定格冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	仕様書、試験成績書
	中間冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	仕様書、試験成績書
	設計風量（ダクト式セントラル空調）	換気計算書
換気設備	換気設備の方式	仕様書、換気設備図
	径の太いダクト、DC モーター（ダクト式）	仕様書、換気設備図

	比消費電力	仕様書、換気設備図
	換気回数	仕様書、換気計算書
	有効換気量率（第一種換気設備）	仕様書、試験成績書
	温度交換効率（熱交換型換気設備）	仕様書、試験成績書
	給排気比率による温度交換効率の補正係数 （熱交換型換気設備）	仕様書、計算書
	排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数 （熱交換型換気設備）	仕様書、計算書
給湯設備	給湯設備の有無	仕様書、平面図
	熱源機の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率（ガス従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）、熱効率（石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	仕様書、平面図
	モード熱効率（ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	仕様書、平面図
	JIS 効率又は品番（電気 HP 給湯器・CO2 等冷媒（太陽熱利用なし））	仕様書、平面図
	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP 給湯器・ガス瞬間式併用型給湯機、給湯専用型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部エネルギー消費効率又はモード熱効率 （ガス従来・潜熱回収型温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部熱効率又はモード熱効率（石油従来型給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部モード熱効率（石油潜熱回収型給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	タンクユニットの設置場所（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：ガス）	仕様書、平面図
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の区分 （電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：電気 HP ガス）	仕様書、平面図
	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：ガス、給湯：電気 HP ガス）	仕様書、平面図
	ふろ機能の種類	仕様書、平面図

	配管方式、ヘッダー方式のヘッダー分岐後の配管径	仕様書、平面図
	台所、浴室シャワー、洗面の水栓種別	仕様書、平面図
	高断熱浴槽の使用の有無	仕様書、平面図
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無	仕様書、平面図
太陽光発電設備	パネルの数、設置方位角、傾斜	パネル設置計画図
	パワーコンディショナの定格負荷効率	仕様書、機器表
	太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式	仕様書、機器表
太陽熱利用設備	液体集熱式又は空気集熱式の別	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の種別、品番	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の給湯接続方式	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の集熱部設置方位角、設置傾斜角、面積	集熱部設置計画図
	液体集熱式太陽熱利用設備の蓄熱タンク容量	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱機群の数、設置方位角、設置傾斜角、面積	集熱部設置計画図
	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無、種別、風量（機外静圧をゼロとした時の空気搬送ファンの風量）	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した熱の給湯への利用	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した空気の供給空間	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した空気を床下空間に供給する場合の、床下の面積割合及び床下空間の断熱	基礎伏図
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片、傾き及び集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	集熱器の集熱効率特性線図、集熱性能試験成績書
コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番	仕様書
	コージェネレーション機器の種類	仕様書
	逆潮流の評価の有無	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、建研技術情報

(<https://www.kenken.go.jp/becc/>) に記載する JIS 等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。

このため、図面等においては性能値に基づく規格等に関する情報を明示することが必要となるため、注意していただきたい。

2.2 記載項目の具体的内容

2.2.1 基本情報

1) 記載項目

基本情報として、計算に用いたプログラムの種類、建て方、居室構成、床面積、地域の区分等をそれぞれ適切な設計図書等に記載することが必要である。(下表参照)

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.1-1	計算に用いたプログラムの種類	出力シート等
2.2.1-2	建て方（一戸建ての住宅、共同住宅等の別）	平面図
2.2.1-3	居室構成（主たる居室とその他の居室、非居室で構成されているか）	平面図
2.2.1-4	床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）	求積表、平面図
2.2.1-5	吹抜け等の仮想床面積	求積表、平面図
2.2.1-6	地域の区分（1地域～8地域）	案内図、配置図
2.2.1-7	年間の日射地域区分（太陽光等利用の場合のみ）	案内図、配置図

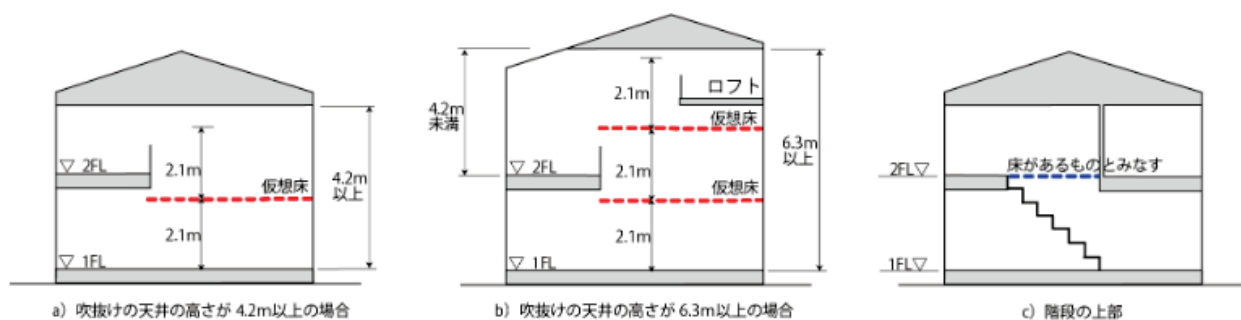
2) 設計図書の記載例

標準計算により一次エネルギー消費量計算を行う場合、外皮性能や設備機器に係る性能の他、様々な情報を図面等に記載することが必要となる。

一次エネルギー消費量計算プログラムの出力シートに明示される各種情報の他、当該計算に必要となる建て方や居室構成及び面積などを確認するため、各室等の面積算定の根拠を図面等に明示することが必要となる。ここで面積とは、住宅の主たる居室（リビング、ダイニング及びキッチン）の面積、その他居室の面積、床面積の合計の3つの値のことである。

ただし、例えば主たる居室となるリビングが、非居室となる廊下と空間的に連続している（一体的に空調が行われる）場合、当該廊下部分も含めて主たる居室の面積として計算するため、注意が必要である。同様に、主たる居室とその他居室が空間的に一体であれば主たる居室として、その他居室と非居室が空間的に一体であればその他居室として面積算定を行うことが必要である。

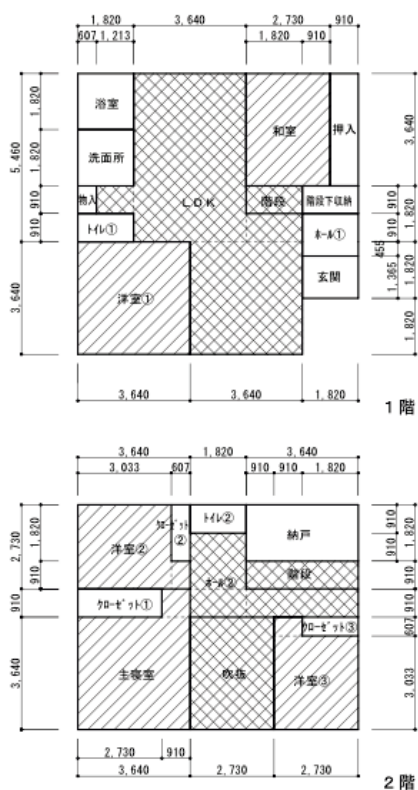
また、上記の床面積算定に際しては、吹抜け等で4.2m以上の天井高さがある場合、仮想床面積を算入することが必要となるほか、天井高さが6.3mを超える場合は複数の仮想床面積を算入する必要があるなど複雑なルールが設けられているため、国立研究開発法人建築研究所ホームページ上に設けられた「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「住宅 Web プロ」という。）」の入力プログラム上に設けられた解説を参照の上、必要な数値とその算定根拠を設計図書に明示する。



〈仮想床等の考え方〉

木造戸建住宅（標準計算）の設計図書の記載例を以下に示す。床面積であるため、基本的には求積図を用いて示すことが考えられるが、平面図などで記載することも可能である。

a) 求積図（一戸建ての住宅）



2.2.1-5 吹抜け等の仮想床面積

各室面積			
L D K	3.640x5.460+1.213x0.910+1.820x0.910+3.640x3.640	35.88403	主たる居室 総計
階段	1.820x0.910	1.6562	
吹抜	2.730x3.640	9.9372	(59.07083)
ホ-ル②	1.820x1.820+1.820x0.910+3.640x0.910	8.281	
階段	3.640x0.910	3.3124	59.07 m ²
和室	2.730x3.640	9.9372	
洋室①	3.640x3.640	13.2496	その他の居室
主寝室	3.640x3.640+0.910x0.910	14.0777	
洋室②	3.033x2.730+0.607x0.910	8.83246	(54.92942)
洋室③	2.730x3.033+0.910x0.607	8.83246	
玄関	1.820x1.365	2.4843	非居室
ホ-ル①	1.820x1.365	2.4843	
階段下収納	1.820x0.910	1.6562	2.2.1-4 床面積（主たる居室、 その他居室、床面積の合計）
トイレ①	1.820x0.910		
物入	0.607x0.910		
洗面所	1.820x1.820		
浴室	1.820x1.820		
押入	0.910x3.640	3.3124	
納戸	3.640x1.820	6.6248	
トイレ②	1.820x0.910	1.6562	
クローゼット①	2.730x0.910	2.4843	
クローゼット②	0.607x1.820	1.10474	
クローゼット③	1.820x0.607	1.10474	(31.74535)
			(145.7456)

2.2.1-4 床面積（主たる居室、
その他居室、床面積の合計）

2.2.2 外皮

外皮基準及び一次エネルギー消費性能基準について標準計算（外皮計算は計算シート、一次エネルギー消費性能は住宅 Web プロ）により評価する場合、下表に記載する事項を設計図書等及び計算シートなどから求めることが必要となる。

1) 記載項目

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.2-1	外皮面積（熱的境界となる部位、面積）	平面図、立面図、断面図
2.2.2-2	外皮平均熱貫流率（ U_A 値とその計算過程）	平面図、断面図、計算シート
2.2.2-3	冷房期平均日射熱取得率（ η_{AC} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
2.2.2-4	暖房期平均日射熱取得率（ η_{AH} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
2.2.2-5	通風の利用の有無とその計算過程	平面図、計算書
2.2.2-6	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	仕様書、平面図
2.2.2-7	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	仕様書、平面図

上記項目のうち外皮面積、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率及び暖房期平均日射熱取得率は、原則全ての住宅において計算し、設計図書等へ記載することが必要となるが、通風の利用の有無等、蓄熱の利用の有無等及び床下空間を経由して外気を導入する換気方法の利用等については、当該項目を利用する場合のみ設計図書等に記載することが必要な項目となる。

なお、上記の必須項目（外皮面積、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率及び暖房期平均日射熱取得率）については、外皮計算を行った結果算出される値である。このため、その計算の根拠となる数値や計算方法を設計図書等に示すことが必要となるが、開口部と開口部を除く外皮の部位で設計図書等への記載内容が異なるため、以下にそれぞれの概要を示す。

2.2.2.1 外皮（開口部以外）

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.2-8	熱的境界となる部位、面積	外壁面積：南面○㎡、東面○㎡、北面○㎡、西面○㎡、外気に接する床面積：○㎡、など	平面図、立面図、断面図
2.2.2-9	部位の構造及び工法	木造軸組工法、床剛床工法	平面図、断面図、矩計図
2.2.2-10	断熱材の施工法	外壁：充填断熱工法、床：根太間断熱工法	平面図、断面図、矩計図
2.2.2-11	部位の熱貫流率等	部位の熱貫流率計算書参照。	平面図、断面図、矩計図、部位熱貫流率計算書
2.2.2-12	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	玄関土間床基礎周り：基礎内側 XPS 3 種 aA 厚 30 mm 張付け	基礎伏図、基礎断面図

※ 建材等の熱物性値は、建研技術情報などを参照。

2) 設計図書の記載例

外皮計算では、開口部を除く外皮の部位の断熱性能等について、外壁や屋根等の各部位の熱貫流率やその面積、構造熱橋部の線熱貫流率やその長さなど、様々な数値や仕様情報を基に算定することとなるため、それら計算の根拠となる全ての情報を設計図書等に明示することが必要となる。

なお、外壁等の各部位の熱貫流率を計算する方法や線熱貫流率の値など計算を行うために必要となる情報は非常に複雑で多岐にわたるため、建研技術情報を参照し、設計図書等や計算シートの中に漏れることなく明示する必要がある。

また、外皮計算等に用いる具体の建材等の熱物性値に関しては、建研技術情報で記載する値を用いるほか、建研技術情報で定める試験方法で求めた値を用いることも考えられる。この場合、当該試験結果等を示す根拠資料なども必要となるため注意されたい。以下に、設計図書等の記載例を示す。

a) 仕様表

2.2.2-10 断熱材の施工法、厚さ
2.2.2-11 部位の熱貫流率等

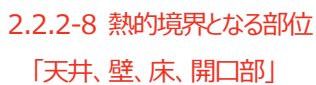
断熱材、外部建具仕様

(下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)

部位	種類	熱貫流率	厚さ	備考		
断熱材	屋根					
	天井	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)	
	バルコニー床 □屋根 □天井					
	外壁	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	柱・間柱間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)	
	外気に接する床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	100	剛床工法	
	その他の床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	65	大引間に断熱	
	基礎	外気側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
		床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
浴室下部断熱方法		■基礎断熱 □床断熱				
開口部	外部建具 (サッシ枠)	樹脂 (または木) と金属の複合材料製建具		建具及びガラス仕様に基づく開口部の熱貫流率・日射熱取得率 (技術情報等に定める方法)		
	外部建具 (ガラス)	Low-E複層ガラス (日射遮蔽型) 中空層：乾燥空気9mm未満		**社*****		
		枠：金属製断熱構造 戸：金属製断熱フラッシュ構造		戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率 (技術情報等に定める方法) *社*****		
	玄関建具					

2.2.2-12 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等

b) 断面図

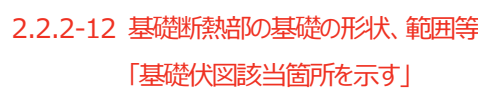


c) 基礎伏図、基礎断面図



 断熱材
押出法ポリスチレンフォーム
保温板 3 種 t=30

2.2.2-12 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等



2.2.2-8 熱的境界となる部位

1) 面積比率による部位熱貫流率

2.2.2-9 部位の構造及び工法

2.2.2-11 部位の熱貫流率

表 2.2.2.1-1 建研技術情報で記載する建材等の熱物性値表

分類	建材名称		熱伝導率 λ (W/m・K)
金属	鋼		55
	アルミニウム		210
	銅		370
	ステンレス鋼		15
岩石、土壌	岩石		3.1
	土壌		1.0
コンクリート系材料	コンクリート		1.6
	軽量コンクリート (軽量1種)		0.8
	軽量コンクリート (軽量1種)		0.5
	軽量気泡コンクリートパネル (ALC パネル)		0.19
	コンクリートブロック (重量)		1.1
	コンクリートブロック (軽量)		0.53
	セメント・モルタル		1.5
	押出成形セメント板		0.40
非木質系壁材・下地材	せっこうプaster		0.60
	せっこうボード	GB-R、GB-D、GB-L、GB-NC	0.221
		GB-S、GB-F	0.241
		GB-R-H、GB-S-H、GB-D-H	0.366
	しっくい		0.74
	土壁		0.69
	ガラス		1.0
	タイル		1.3
	れんが		0.64
	かわら		1.0
	ロックウール化粧吸音板		0.064
	火山性ガラス質複層版		0.13
	0.8 けい酸カルシウム板		0.18
	1.0 けい酸カルシウム板		0.24

分類	建材名称	熱伝導率 λ (W/m・K)
木質系壁材・下地材	天然木材	0.12
	直交集成板 (CLT パネル)	0.12
	合板	0.16
	タタミボード*	0.056
	シージングボード	0.067
	A 級インシュレーションボード	0.058
	パーティクルボード*	0.17
	木毛セメント板	0.13
	木片セメント板	0.15
	ハードファイバーボード (ハードボード)	0.17
	ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	0.12
床材	ビニル系床材	0.19
	FRP	0.26
	アスファルト類	0.11
	畳	0.083
	稲わら畳床	0.070
	ポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床	0.054
	タタミボードサンドイッチ稲わら畳床	0.063
	建材畳床 (I 形)	0.062
	建材畳床 (II 形)	0.053
	建材畳床 (III 形)	0.052
	建材畳床 (K, N 形)	0.050
	カーペット類	0.08

2.2.2.2 外皮（開口部）

1) 記載項目

開口部（窓とドア）の熱貫流率は、同一の開口部であってもその性能を求める方法によって値が異なる。このため、設計図書等に、熱貫流率の算定方法を示すとともに、当該方法で求めたことが分かる情報を明示することが必要となる。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④のいずれかとなる。算定方法により明示する内容や、必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-1 参照）。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

なお、外皮計算で用いる開口部の熱貫流率の算定方法では、開口部に設けられた付属部材等（シャッター、雨戸、和障子及び風除室の有無）の効果を計算上勘案することも可能であるが、この場合は当該付属部材等を使用することを設計図書等に明記することが必要となる。

表 2.2.2.2-1 窓の熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
2.2.2-13	製品名（建具）			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-14	建具仕様	○	○			仕様書、平面図、建具表
2.2.2-15	窓種			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-16	製品名（ガラス）		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-17	ガラス仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-18	スペーサー種別			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-19	ガラス熱貫流率		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-20	窓寸法	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-21	付属部材等の設置※3	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表

※1 記載項目において、

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。
- ・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。

- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率（ U_g ）をいう。
- ・「窓寸法」とは、窓の大きさ（高さ、幅）をいう。

※2 試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体又は製造者による自己適合宣言書等をいう。

※3 外皮性能計算に用いた場合は設置の有無を明示し、計算に用いない場合は対象外となる。

窓の日射熱取得率を示す方法は、以下の①から③のいずれかとする必要がある。各方法により設計図書等に明示する内容や必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-2 参照）。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率

表 2.2.2.2-2 開口部の日射熱取得率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の日射熱取得率 を示す方法			記載する設計図書の例※2
		①	②	③	
2.2.2-22	製品名（建具）	△	△	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-23	建具仕様	○	○	○	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-24	窓種等	△	△	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-25	製品名（ガラス）	△	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-26	ガラス仕様	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-27	Low-E 日射区分	○	△	△	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-28	ガラス日射熱取得率	△	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-29	付属部材の設置※3	○	○	○	仕様書、平面図
2.2.2-30	ひさし、軒等の設置※3	○	○	○	仕様書、平面図、立面図

※1 検査事項において、

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。
- ・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や、枠の色をいう。
- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。
- ・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をいう。
- ・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率（ η_g ）をいう。
- ・「付属部材」とは、外付けブラインド又は障子をいう。

なお、窓寸法の確認も必要となるが、窓の熱貫流率で確認を行うため、本表では省略する。

※2 試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体や製造者による自己適合宣言書等をいう。

※3 外皮性能計算に用いた場合、付属部材の設置位置や、オーバーハング型の日除けで外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの 0.3 倍以上となる遮熱上有効なひさし、軒等であることが確認できる寸法等を明示し、計算に用いない場合は対象外となる。

開口部のうちドアの熱貫流率は、その性能を求める方法に応じて、以下の①から④のいずれかとする必要がある。各方法により設計図書等に明示する内容や必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-3 参照）。

なお、一般的なドアの熱貫流率に 0.034 を乗ずることで、日射熱取得率の値とすることができるが、戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能を示すことが必要となるため、注意されたい。

- ① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 2.2.2.2-3 ドアの熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	ドアの熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
2.2.2-31	製品名（ドア）			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-32	戸の種類	○	○			仕様書、平面図、建具表
2.2.2-33	戸の開閉形式			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

2.2.2-34	錠の有無等	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-35	ポストの有無	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-36	枠の種類	○	○	△	△	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-37	ガラスの仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-38	スペーサー種別	△	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-39	ガラス熱貫流率	△	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-40	ドア等寸法	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1 検査事項において、

- ・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「戸の仕様」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。
- ・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。
- ・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。
- ・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。
- ・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。
- ・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスの Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（ U_g ）をいう。
- ・「ドア等寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

※2 試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体又は製造者による自己適合宣言書等をいう。

以下に、設計図書の記載例を以下に示す。

2) 設計図書の記載例

a) 仕様表（建具及びガラス仕様を用いた場合）

断熱材、外部建具仕様 (下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)

部位	種類	熱貫流率	厚さ	備考
屋根				
天井	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム (JIS A6930)
バルコニー床 □屋根 □天井				
外壁	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	
外気に接する床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	100	
	オーム断熱材 3種bA	0.028	65	
基礎	オーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
浴室下部断熱方法	■基礎断熱 □床断熱			
開口部	外部建具 (サッシ枠)	樹脂 (または木) と金属の複合材料製建具		建具及びガラス仕様に基づく開口部の熱貫流率・日射熱取得率 (技術情報等に定める方法)
外部建具 (ガラス)	Low-E複層ガラス (日射遮蔽型) 中空層：乾燥空気9mm未満			***社*****
玄関建具	枠：金属製断熱構造 戸：金属製断熱フラッシュ構造 2ロック、ポストなし、ガラスなし			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率 (技術情報等に定める方法) ***社*****

2.2.2-32 から-37 ドア仕様関係

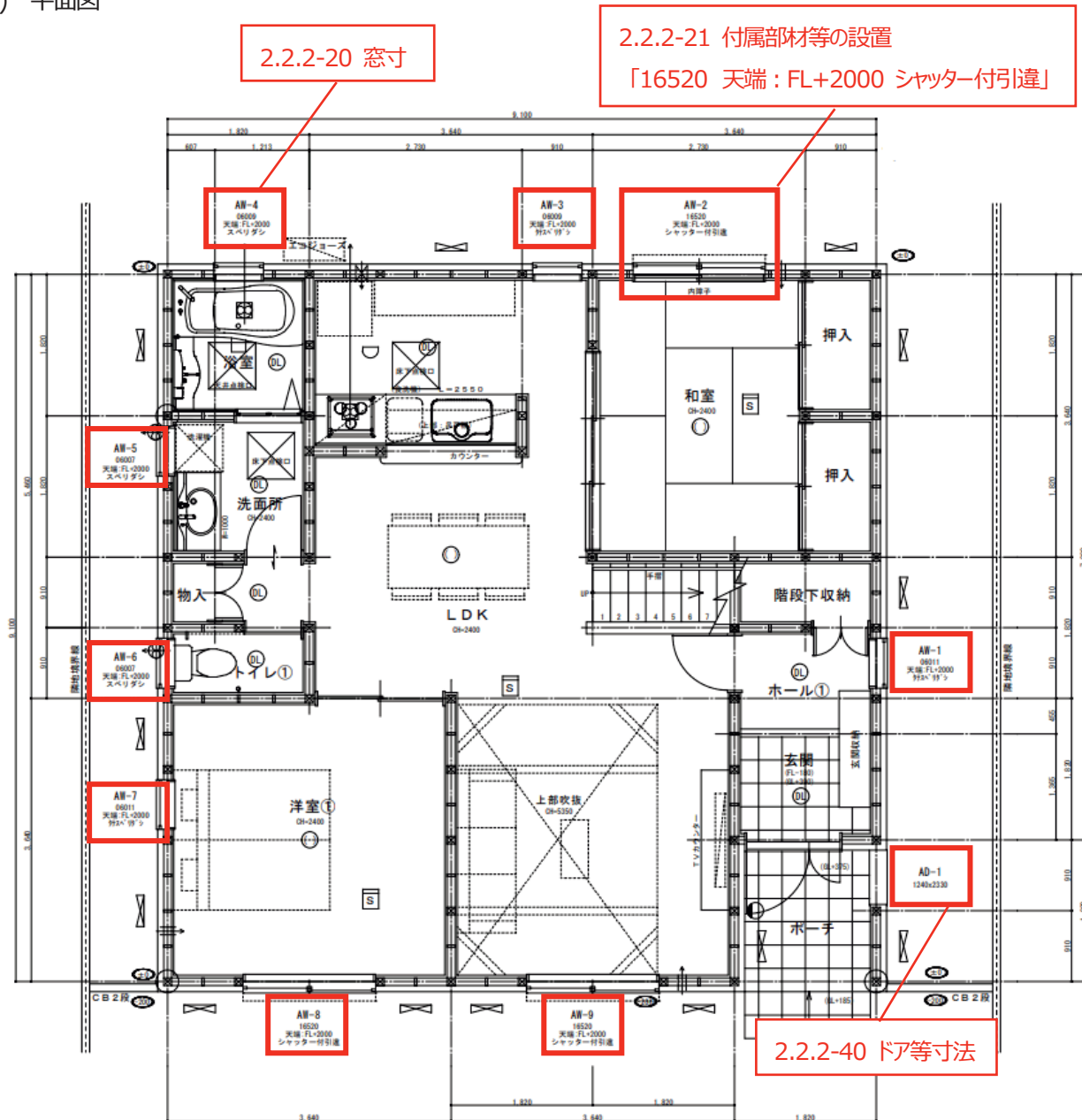
2.2.2-14、-23 建具仕様
2.2.2-17、-26 ガラス仕様
2.2.2-27 Low-E 日射区分

なお、仕様に応じた性能値の根拠などは、(一社)日本サッシ協会や板硝子協会のホームページなどでも公開されているほか、それ以外の方法による性能値なども、下図に示す (一社)住宅性能評価・表示協会のホームページ上に設けられた「温熱・省エネ設備機器等ポータル」から検索することも可能となっている。

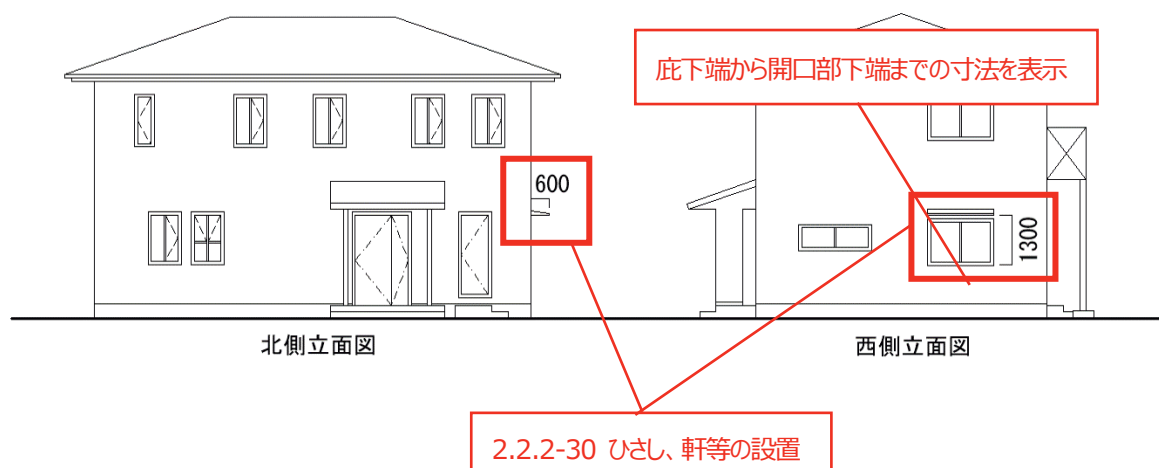


温熱・省エネ設備機器等ポータル

b) 平面図



c) 立面図



なお、より詳細な方法である表 2.2.2.2-1②（建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率）又は表 2.2.2.2-2②以降の方法（建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率及び JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率）を用いる場合、ガラスや建具全体の熱性能値の根拠となる詳細な建具仕様や、具体的な熱性能値の値などを設計図書等に示すことが必要になるとともに、その性能値の根拠として試験成績書の添付が必要となるため、注意されたい。

2.2.2.3 外皮（その他）

1) 記載項目

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.2-41	通風の利用の有無と、利用有りとは判断できる計算等の根拠等	平面図、計算書（通風を確保する措置の有無の判定シート）
2.2.2-42	蓄熱の利用の有無と、利用有りとは判断できる計算等の根拠等	断面図、計算書（住戸の床面積当たりの蓄熱部位の熱容量計算書）
2.2.2-43	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用の有無と、利用有りとは判断できる計算等の根拠等	換気経路図、基礎伏図、仕様書

2) 設計図書の記載

標準計算（住宅 Web プロ）では、一次エネルギー消費性能の計算を行う際に、「通風の利用」「蓄熱の利用」及び「床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用」を計算に反映することが可能となっている。当該項目を利用した計算を行う場合は、それぞれ利用するために必要となる条件や入力値の計算やその根拠となる情報などを設計図書等に明示することが必要となる。具体的に明示が必要となる内容については、建研技術情報を参照して頂きたい。

b) 仕様書

断熱材、外部建具、その他

(下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)

	部位	種類	熱貫流率	厚さ	備考
断熱材	屋根				
	天井	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	バルコニー床 □屋根 □天井				
	外壁	グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	柱・間柱間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	外気に接する床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	100	剛床工法
	その他の床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	65	大引間に断熱
	基礎	外気側 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
		床下側 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱 浴室床下のみ
	浴室下部断熱方法	■基礎断熱 □床断熱			
開口部	外部建具（サッシ枠）	樹脂（または木）と金属の複合材料製建具			2.2.2-41、-42、-43 各項目の利用の有無
	外部建具（ガラス）	Low-E複層ガラス（日射遮蔽型） 中空層：乾燥空気9mm未満			***社*****
	玄関建具	枠：金属製熱遮断構造 戸：金属製断熱フラッシュ構造 2ロック、ポストなし、ガラスなし			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率 (技術情報等に定める方法) ***社*****
その他	省エネ計算対象措置	□通風の利用 □蓄熱の利用 □床下換気システム			

2.2.3 暖房設備

住宅 Web プロにおける暖房設備に係る入力では、暖房設備として用いる機器種別に応じて、入力する性能値等が変わることとなる。また、暖房設備（冷房設備も同様。）を竣工後に入居者が設置する場合、入居者設置と記載することで、種別や性能値等を図面に記載することが不要となる。

1) 記載項目

	記載項目 (暖房設備の種類)	記載例	記載する設計 図書の例
2.2.3-1	暖房設備の有無、暖房方式	主たる居室のみ暖房設置	仕様書、平面図
2.2.3-2	暖房設備機器または放熱器の種類	FF 暖房器	仕様書、平面図
2.2.3-3	エネルギー消費効率の区分（ルーム エアコンディショナー）	ルームエアコンディショナー（い）	仕様書、平面図
2.2.3-4	小能力時高効率型コンプレッサー (ルームエアコンディショナー)	小能力時高効率型コンプレッサー搭載のルームエアコンディショナーの使用と、冷房及び暖房の最小能力が定格能力の 10 分の 1 未満である	仕様書、試験成績 証明書等
2.2.3-5	定格能力におけるエネルギー消費効率 (FF 暖房器)	エネルギー消費効率 85%	仕様書、平面図
2.2.3-6	敷設率 (床暖房)	敷設率: $8.5 \text{ m}^2 / 14 \text{ m}^2 \times 100 = 60\%$ (当該計算根拠となった範囲等の図書への明示含む。)	面積表、床暖房パネル設置図
2.2.3-7	仮想床除き敷設率 (床暖房)		
2.2.3-8	上面放熱率 (床暖房)	上面放熱率: 95.5% (当該計算根拠となった仕様等の図書への明示含む。)	仕様書、断面詳細図、計算書 (床暖房の上面放熱率簡易計算シート)
2.2.3-9	断熱配管 (ルームエアコンディショナー付温水床暖房)	断熱配管あり	仕様書、設備図
2.2.3-10	温水暖房の種類 (温水暖房)	パネルラジエーター	仕様書、平面図
2.2.3-11	住戸全体を暖房する暖房設備機器の種類 (ダクト式セントラル空調器)	ダクト式セントラル空調機 (ヒートポンプ式熱源) 設置	仕様書、設備図
2.2.3-12	ダクトが通過する空間 (ダクト式セントラル空調器)	ダクトは全て断熱区画内に設置	仕様書、設備図
2.2.3-13	VAV 方式の採用 (ダクト式セントラル空調器)	要件を満たす VAV 方式を採用 (要件を満たしていることの図書への明示含む。)	仕様書、設備図

2.2.3-14	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調器）	全般換気機能なし	仕様書、設備図
2.2.3-15	定格暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調器）	定格暖房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△m ³ /h、室内側送風機消費電力△W	試験成績書
2.2.3-16	中間暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	中間暖房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△m ³ /h、室内側送風機消費電力△W	
2.2.3-17	設計風量 （ダクト式セントラル空調器）	150 m ³ /h	設備図
2.2.3-18	温水暖房器の種類（温水暖房を選択した場合）	ガス潜熱回収型温水暖房器	仕様書、平面図
2.2.3-19	エネルギー消費効率の入力（ガス従来・潜熱回収型温水暖房器、石油従来型温水暖房器）	定格能力におけるエネルギー消費効率 88%	仕様書、平面図
2.2.3-20	熱交換器タイプ（地中熱ヒートポンプ温水暖房器）	熱交換器タイプ3（タイプを判断した根拠資料含む。）	仕様書、計算書 （地中熱交換器タイプ確認シート）
2.2.3-21	断熱配管（温水暖房）	断熱配管あり	仕様書、設備図

なお、暖房設備として給湯・温水暖房一体型を使用する場合は給湯の項目で、コージェネレーション設備を用いる場合はコージェネレーション設備として、それぞれ一次エネルギー消費量計算が行われるため、本書においても当該項目の部分で取り扱う。

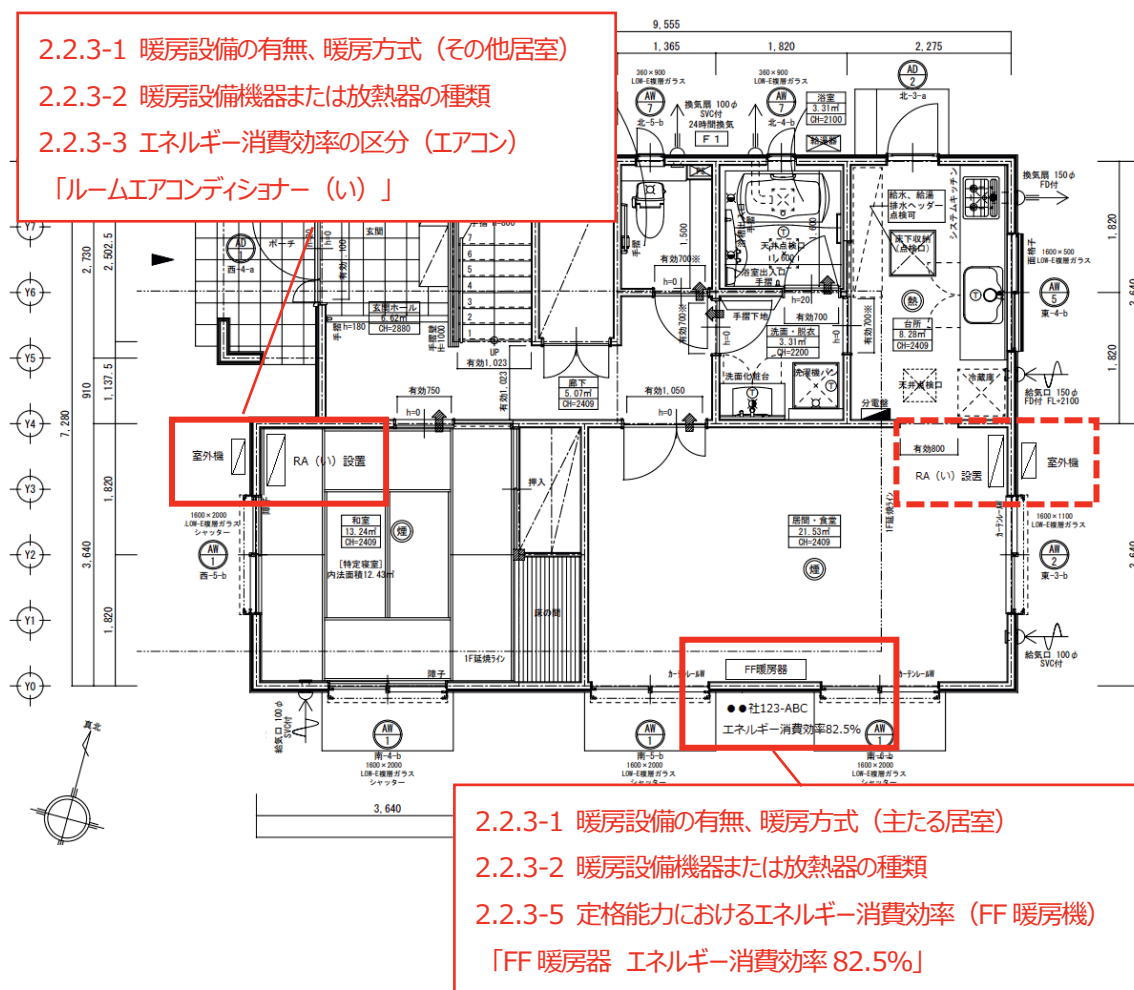
2) 設計図書の記載例

住宅 Web プロを用いる場合、各設備の詳細な性能値等を用いた計算が可能となるが、それに伴い一般的な一戸建住宅の設計図書等では記載されない、各種情報を図書等に明示することが必要となる。設備図等を作成する場合は、当該図書に記載する他、仕様書などに使用器具等を記載の上、性能値の根拠となる試験成績証明書等を添付することも考えられる。

また、上記以外にも、床暖房を設置する際の敷設率や上面放熱率など、一般的な設備図等には記載されないが、審査上必要となる項目もあるため、仕様書や平面図等に根拠も含めて記載することが必要となる。

以下に、一般的な暖房設備を使用した場合の設計図書の記載例を示す。

a) 平面図（使用設備の明示）



※ 「居室のみ暖房」の暖房方式で、一つの居室に複数の暖房設備を設置する場合、評価の優先順位が下表のとおり定められている。例えば、上図のリビングでは、ルームエアコンディショナーとFF暖房器が設置されているが、下表に従いFF暖房器が評価（計算）対象となるため注意する必要がある。また、下表に記載の無い暖房設備（例えばマルチパッケージエアコンなど。）は、設置していないものとして取り扱うこととなる。

評価の優先順位	「居室のみ暖房」で使用する暖房設備
1	電気蓄熱暖房器
2	電気ヒーター床暖房
3	ファンコンベクター
4	ルームエアコンディショナー付温水床暖房
5	温水床暖房、温水床暖房（併用運転に対応）
6	FF 暖房器
7	パネルラジエーター
8	ルームエアコンディショナー

b) 仕様書

設備仕様

(正室に設置の設備機器等の性能値は、同一戸の別添付仕様書記載の仕様等に基づいて算出)			
暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	■付着式換気設備 (□付着式換気設備)	AA社AAAAA
	熱交換	□有 (□仕様等の指定)	
給湯設備	給湯機	■ガス (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」 ふろ機能の種類: ふろ給湯器 (追焚あり)
	配管方式	■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下 □分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所	□2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □水優先吐水 (節湯C)
		浴室シャワー	□2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □小流量吐水 (節湯B)
		洗面	□2バルブ ■2バルブ以外 →□水優先吐水 (節湯C)
	浴槽の保温措置	□高断熱浴槽を使用する ■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 □設置しない	
	その他の居室	□すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 ■設置しない	
	非居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □人感センサー採用 □設置しない	
太陽光発電設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
太陽熱利用設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
コージェネレーション設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	

2.2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式 (主たる居室、その他居室)
2.2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
2.2.3-3 エネルギー消費効率の区分 (エアコン)

c) 床暖房の上面放熱率計算書 (住宅 Web プロ等)

2.2.3-4 床暖房の上面放熱率

床暖房の上面放熱率の簡易計算ツール Ver.3.4.0 (2023.04)

計算条件の入力

地域区分
☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域
☐ 5地域 ☒ 6地域 ☐ 7地域

床の種類
☒ 床の下側に空間を持つ床
☐ 床の下側に空間を持たない床 (土間床)

床の熱貫流率 (U値)
 W/m2K

床パネル下の隙間空間等の種類
☐ 外気、外気に通じる空間
☒ 外気に通じていない空間、外気に通じる床裏
☐ 住戸及び住戸と同様の熱的環境の空間、外気に通じていない床裏

計算結果

床暖房の上面放熱率 90%

計算過程

$R_{si} + R_{su} = 0.269 \text{ [m}^2\text{/W]}$
 $H = 0.7$
 $R_{si} + R_U + R_{p} + R_D + R_{se} = 2.000 \text{ [m}^2\text{/W]}$
 $r_{up,H} = 0.906$

注) 計算条件の根拠を図面に明示する

屋出等に使用する場合は、この画面を印刷します。

2.2.4 冷房設備

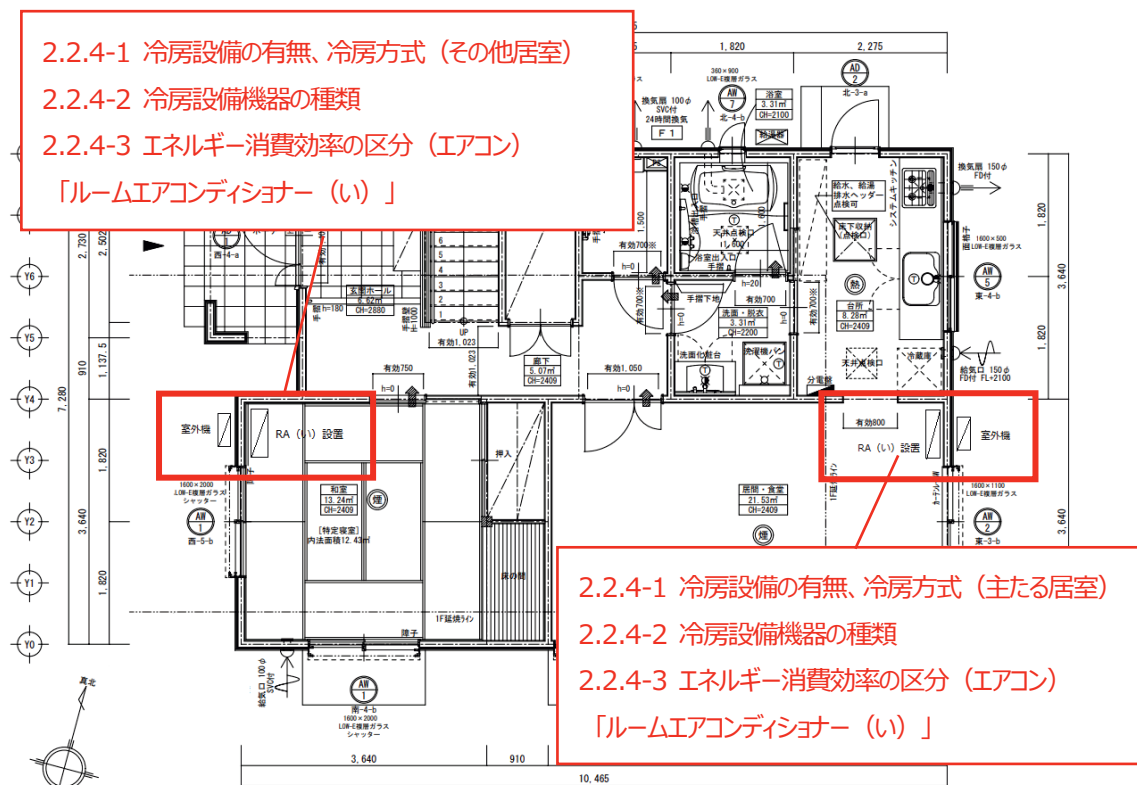
1) 記載項目

	記載項目 (冷房設備の種類)	記載例	記載する設計 図書の例
2.2.4-1	冷房設備の有無、冷房方式	主たる居室のみ冷房設置	仕様書、平面図
2.2.4-2	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナー(い)	仕様書、平面図
2.2.4-3	エネルギー消費効率の区分(ルームエアコンディショナー)		
2.2.4-4	小能力時高効率型コンプレッサー(ルームエアコンディショナー)	小能力時高効率型コンプレッサー」が搭載されたルームエアコンディショナーの使用と、冷房及び暖房の最小能力が定格能力の 10 分の 1 未満である	仕様書、試験成績証明書等
2.2.4-5	住戸全体を冷房する冷房設備機器の種類(ダクト式セントラル空調器)	ダクト式セントラル空調器(ヒートポンプ式熱源)設置	仕様書、設備図
2.2.4-6	ダクトが通過する空間(ダクト式セントラル空調器)	ダクトは全て断熱区画内に設置	平面図、断面図
2.2.4-7	VAV 方式の採用(ダクト式セントラル空調器)	要件を満たすVAV方式を採用(要件を満たしていることの図書への明示含む。)	仕様書
2.2.4-8	全般換気機能の有無(ダクト式セントラル空調)	全般換気機能なし	仕様書
2.2.4-9	定格冷房能力試験ー能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力(ダクト式セントラル空調器)	定格冷房能力試験：能力 ΔW 、消費電力 ΔW 、風量 $\Delta m^3/h$ 、室内側送風機消費電力 ΔW	仕様書、試験成績書
2.2.4-10	中間冷房能力試験ー能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力(ダクト式セントラル空調器)	中間冷房能力試験：能力 ΔW 、消費電力 ΔW 、風量 $\Delta m^3/h$ 、室内側送風機消費電力 ΔW	仕様書、試験成績書
2.2.4-11	設計風量(ダクト式セントラル空調器)	150 m^3/h	換気計算書

2) 設計図書の記載例

基本的に暖房設備と同様の設計図書等への記載が必要となるが、選択可能な機器種別は減少し、計算対象となる冷房設備は、ルームエアコンディショナー又はダクト式セントラル空調器(ヒートポンプ式熱源)のみとなっている。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図



b) 仕様書

設備仕様

(下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づくとする。)

暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
■居室のみ □住戸全体 □設置しない	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
■居室のみ □住戸全体 □設置しない	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	空付第3種換気設備 換気回数：建築法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	DC社CCCCC 比消費電力：（ ）
	熱交換	□有り（仕様等の指定） ■無し	DC社DDDDD 温度交換効率：（ ）
給湯設備	給湯機	■ガス潜熱回収型給湯機 □その他（ （□仕様等の指定）	EE社EEEEEE □エネルギー消費効率：（ ） □モード効率：（ ）
	配管方式	2.2.4-1 冷房設備の有無、冷房方式（主たる居室、その他居室） 2.2.4-2 冷房設備機器の種類 2.2.4-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）	
	水栓		
	浴槽の保温		
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて自然灯以外 □いずれかで自然灯を使用 □調光が可能な制御を採用 □設置しない	
	その他の居室	□すべてLED □すべて自然灯以外 □いずれかで自然灯を使用 □調光が可能な制御を採用 ■設置しない	
	非居室	■すべてLED □すべて自然灯以外 □いずれかで自然灯を使用 □人感センサー採用 □設置しない	
太陽光発電設備		□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備		□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備		□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）	

c) エネルギー消費効率の区分の表示 (カタログ)

2.2.4-2 冷房設備の種類及びその効率

■ 壁掛形エアコン(2022年モデル)

暖房/冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力 (kW)	機種名	冷房定格エネルギー 消費効率(冷房COP)	省エネ達成率 (%)	小売市場達成率 コンプレッサー	エネルギー 消費効率区分	AIF認証
ルームエアコンディショナー	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
	MXシリーズ	9.0	S90ZTRXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
		2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○
	VXシリーズ	5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○
		2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTVXP(V)	3.13	100	※1	(は)	○
	AXシリーズ	5.6	S56ZTVXP(V)	2.90	100	※1	(は)	○
		2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTAXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTAXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
	SXシリーズ	8.0	S80ZTAXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
		9.0	S90ZTAXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
		2.2	S22ZTSXS	3.96	101	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTSXS	3.94	101	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTSXP(V)	3.06	102	※1	(ろ)	○
		6.3	S63ZTSXP(V)	2.96	100	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTSXP(V)	2.62	100	※1	(い)	○

ルームエアコンディショナー
の型番

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.5 換気設備

住宅Webプロでの換気設備に係る入力では、局所換気設備ではなく建築基準法に基づく24時間換気設備が入力対象となるため、注意する必要がある。

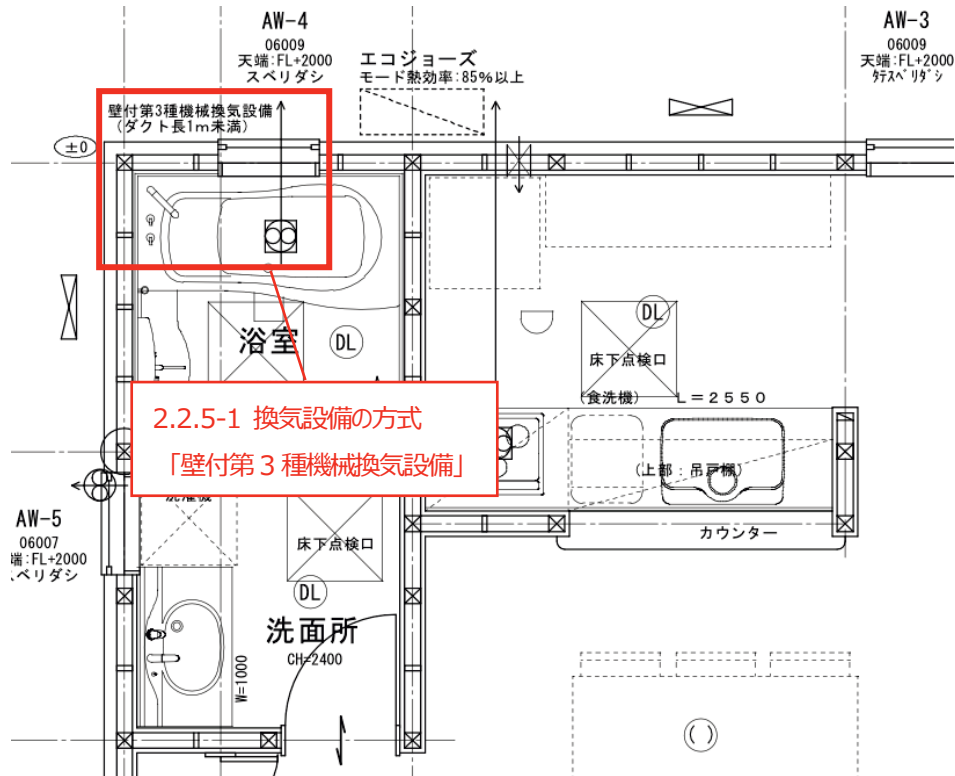
1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.5-1	換気設備の方式	ダクト式第三種換気設備	仕様書、設備図
2.2.5-2	径の太いダクト、DC モーター（ダクト式）	内径 100mm のダクト及び DC モーター使用	仕様書、設備図
2.2.5-3	比消費電力	比消費電力：55(W)/200(m ³ /h) = 0.28 (W/(m ³ /h))	仕様書、設備図
2.2.5-4	換気回数	建築基準法施行令第20条の7第1項第2号表「その他の居室」に該当	仕様書、設備図
2.2.5-5	有効換気量率（第一種換気設備）	1.0	設備図、試験成績証明書、計算書
2.2.5-6	温度交換効率（熱交換型換気設備）	熱交換型換気設備の設置(温度交換効率 60%)	設備図、試験成績証明書
2.2.5-7	給排気比率による温度交換効率の補正係数（熱交換型換気設備）	0.9	設備図、試験成績証明書、計算書(温度交換効率の補正係数の算出ツール)
2.2.5-8	排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数(熱交換型換気設備)	1.0	

2) 設計図書の記載例

換気設備については、換気設備の方式（壁付け第三種換気設備など）を入力する他、当該設備の性能値などを用いた計算を行うことも可能となっている。このため、換気方式の記載と併せ、一次エネルギー消費量計算で用いた性能値や仕様等を図書等に明示することが必要となる。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図



b) 仕様書

設備仕様			(下表に記載の設備規格等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)
暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	■居室のみ □住戸全体 □設置しないその他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	■居室のみ □住戸全体 □設置しないその他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	壁付第3種換気設備 換気回数: 建築法20条の7表「その他居室」該当 (□仕様等の指定)	比消費電力: ()
	熱交換	□有り (□仕様等の指定) ■無し	温度交換効率: ()
給湯設備	給湯機	■ガス潜熱回収型給湯機 □その他 () (■仕様等の指定)	□エネルギー消費効率: () ■モード熱効率: (85%以上) ふろ機能の種類: ふろ給湯器 (追焚あり)
	配管方式	■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下 □分岐後いずれか1箇所13A超	
	水栓	台所 □2バルブ ■2バルブ 浴室シャワー □2バルブ ■2バルブ 洗面 □2バルブ ■2バルブ	
	浴槽の保温措置	□高断熱浴槽を使用す	
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて	
	その他の居室	□すべてLED □すべて	
	非居室	■すべてLED □すべて	
太陽光発電設備	□設置する ■設置 (□仕様等の指定)		
太陽熱利用設備	□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)		
コージェネレーション設備	□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)		

2.2.5-1 換気設備の方式
2.2.5-2 径の太いダクト、DC モーター (ダクト式)
2.2.5-3 比消費電力
2.2.5-4 換気回数

2.2.6 給湯設備

住宅Webプロでの給湯設備に係る入力では、給湯熱源器の種別や性能値などの入力を行い算定する方法の他、具体のメーカー機器番号を選択して計算を行うことも可能となっている。このため、どのように一次エネルギー消費量計算を行っているかに注意する必要がある。

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.6-1	給湯設備の有無	給湯設備あり（浴室あり）	仕様書、平面図
2.2.6-2	熱源機の種類	ガス潜熱回収型給湯器	仕様書、平面図
2.2.6-3	エネルギー消費効率（ガス従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）、熱効率（石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	モード熱効率 95%	仕様書、平面図
2.2.6-4	モード熱効率（ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）		
2.2.6-5	JIS 効率又は品番（電気 HP 給湯器・CO2 等冷媒（太陽熱利用なし））	JIS 効率 2.7	仕様書、平面図
2.2.6-6	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP 給湯器・ガス瞬間式併用型給湯器、給湯専用型）	ブランド事業者名 株式会社×× ヒートポンプユニット番号 HP-×××× 貯湯ユニット品番 S-Y×××× 補助熱源器品番 -	仕様書、平面図
2.2.6-7	暖房部熱効率、給湯部エネルギー消費効率又はモード熱効率（ガス従来・潜熱回収型温暧房器、給湯・温暧房一体型）	暖房部熱効率 87.0% 給湯部エネルギー消費効率 90.0%	仕様書、平面図
2.2.6-8	暖房部熱効率、給湯部熱効率又はモード熱効率（石油従来型給湯温暧房器、給湯・温暧房一体型）	暖房部熱効率 82.0% 給湯部エネルギー消費効率 85.0%	仕様書、平面図
2.2.6-9	暖房部熱効率、給湯部モード熱効率（石油潜熱回収型給湯温暧房器、給湯・温暧房一体型）	暖房部熱効率 82.0% 給湯部エネルギー消費効率 90.0%	仕様書、平面図
2.2.6-10	タンクユニットの設置場所（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温暧房	屋外設置	仕様書、平面図

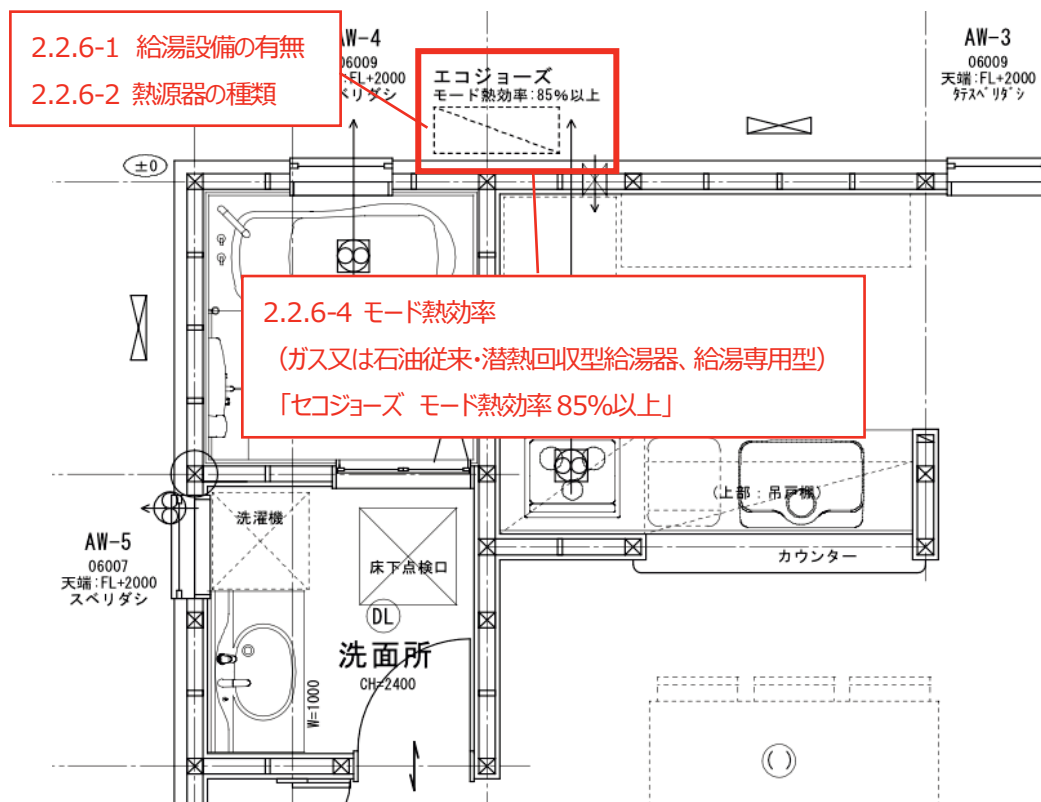
	器、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：ガス)		
2.2.6-11	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房器の区分（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：電気 HP ガス）	区分 1 (RTU-R1001 (リンナイ (株)))	仕様書、平面図
2.2.6-12	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型、暖房：ガス、給湯：電気 HP ガス）	ブランド事業者名 株式会社×× ヒートポンプユニット番号 HP-××× 貯湯ユニット品番 S-Y××× 補助熱源器品番 -	仕様書、平面図
2.2.6-13	ふろ機能の種類	ふろ給湯器（追焚あり）	仕様書、平面図
2.2.6-14	配管方式、ヘッダー方式のヘッダー分岐後の配管径	ヘッダー方式、分岐後の配管径 13A 以下	仕様書、平面図
2.2.6-15	台所、浴室シャワー、洗面の水栓種別	全て 2 バルブ水栓以外、台所及び洗面水栓水優先吐水機能付き、浴室シャワー水栓手元止水機能付き	仕様書、平面図
2.2.6-16	高断熱浴槽の使用の有無	高断熱浴槽 (JIS A 5532) 設置	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

給湯設備は、一次エネルギー消費量計算の方法に応じ、給湯設備の種別や性能等を設計図書に記載するか、各メーカーの個別の機器型番を図面に記載するかなど設計図書等へ記載する内容が変わることとなる。ただし、いずれの方法を用いたとしても、設計図書等に必要な情報を明示することが必要となる。

また、給湯設備以外にも、給湯水栓の仕様や高断熱浴槽の使用を計算上用いている場合は、当該情報も併せて設計図書上に記載を行う必要がある。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図



b) 仕様書

設備仕様

(下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)

暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
■居室のみ □住戸全体 □設置しない	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □ (□仕様等の指定)	
■居室のみ □住戸全体 □設置しない	その他の居室	□ルームエアコンディショナー □ (□仕様等の指定)	
換気設備	24時間換気設備	壁付第3種換気設備 換気回数: 建基法20条の7表「その他居室」該当 (□仕様等の指定)	比消費電力: ()
	熱交換	□有り (仕様等の指定) ■無し	温度交換効率: ()
給湯設備	給湯機	■ガス潜熱回収型給湯機 □その他 () (■仕様等の指定)	□エネルギー消費効率: () ■モード熱効率: (85%以上) ふる機能の種類: ふる給湯器 (追焚あり)
	配管方式	■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下 □分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所 □2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □水優先吐水 (節湯C)	
		浴室シャワー □2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □小流量吐水 (節湯B)	
		洗面 □2バルブ ■2バルブ以外 →□水優先吐水 (節湯C)	
	浴槽の保温措置	□高断熱浴槽を使用する ■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 □設置しない	
	その他の居室	□すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 ■設置しない	
	非居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □人感センサー採用 □設置しない	
太陽光発電設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
太陽熱利用設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
コージェネレーション設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	

2.2.6-1 から-16 給湯設備等の仕様

c) カタログ等（ガス給湯器）

2.2.6-2 熱源器の種類

ガス給湯器GQ-Cシリーズ【潜熱回収型高効率温水機器(エコジョーズ)】

(付表 N0001-20200327)

No.	ノーツ品名	熱源機の種類	熱源機の種類	ふる機能の種類	暖房部熱効率	給湯部 効率		性能確認区分	認証マーク
						モード熱効率	エネルギー消費効率		
1	GQ-CI 634WS	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
2	GQ-CI 634WSBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
3	GQ-CI 634WS-C	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
4	GQ-CI 634WS-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
5	GQ-CI 634WSOBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
6	GQ-CI 634WSO-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
7	GQ-CI 634WSO-TBBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
8	GQ-CI 634WSO-TBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	
9	GQ-CI 634WS-T	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	—	90.8%	—	B-2	

給湯器の型番

2.2.6-4 モード熱効率

(ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型)

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.7 照明設備

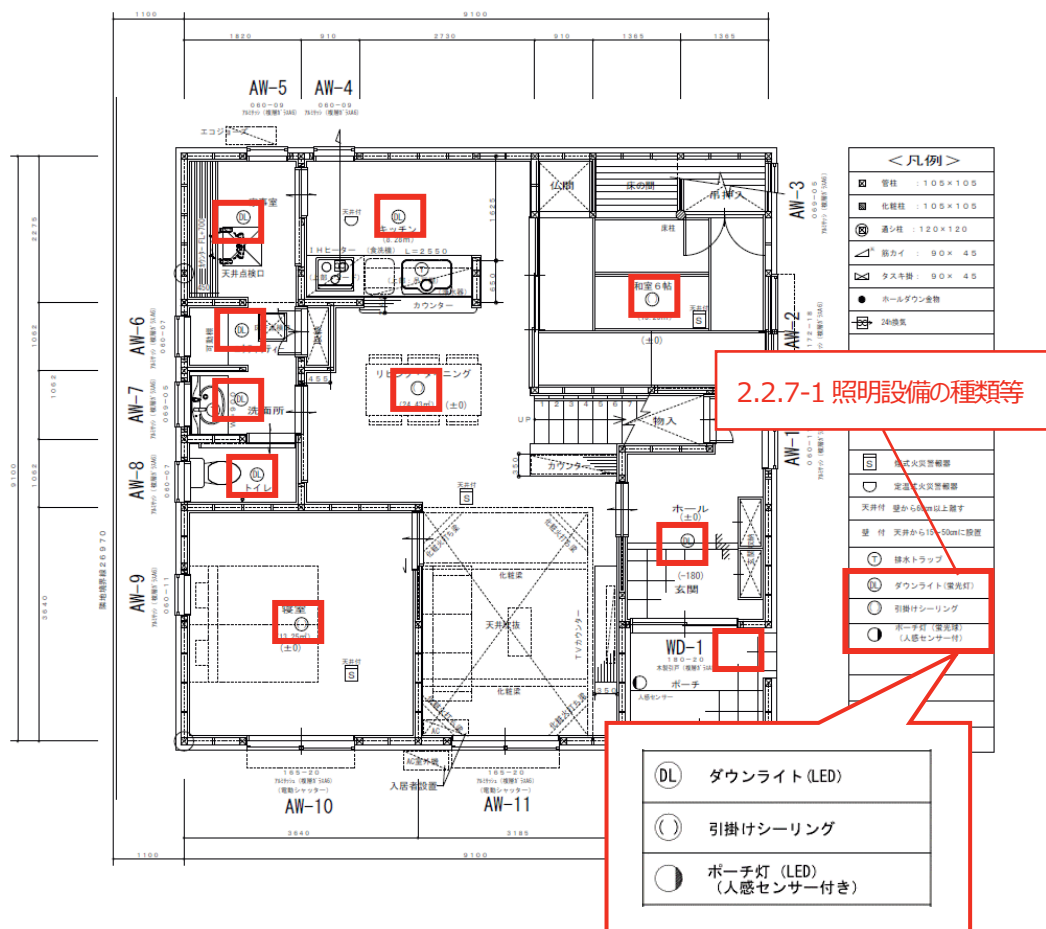
1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.7-1	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無	主たる居室：設置しない その他居室：設置しない 非居室：全てLEDを使用（便所照明に人感センサー設置）	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

照明設備に関しては、設置・非設置等含め仕様書や平面図等に記載が行われるが、仕様基準と異なり、住宅Webプロでは主たる居室、その他居室及び非居室の全てが計算対象となるため、漏れることなく記載することが必要となる。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図



b) 仕様書

設備仕様

(下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。)

暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	■居室のみ □住戸全体 □設置しない	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分: 「い」
	■居室のみ □住戸全体 □設置しない	□ルームエアコンディショナー □その他 () (□仕様等の指定)	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	壁付第3種換気設備 換気回数: 建基法20条の7表「その他居室」該当 (□仕様等の指定)	CC社CCCCC 比消費電力: ()
	熱交換	□有り (仕様等の指定) ■無し	CC社DDDDDD 温度交換効率: ()
給湯設備		■ガス潜熱回収型給湯機 □その他 ()	EE社EEEEEE
	配管方式	■充分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下 □分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所 □2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □水優先吐水 (節湯C)	
		浴室シャワー □2バルブ ■2バルブ以外 →□手元止水 (節湯A) □小流量吐水 (節湯B)	
		洗面 □2バルブ ■2バルブ以外 →□水優先吐水 (節湯C)	
	浴槽の保温措置	□高断熱浴槽を使用する ■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 □設置しない	
	その他の居室	□すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光が可能な制御を採用 ■設置しない	
	非居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □人感センサー採用 □設置しない	
太陽光発電設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
太陽熱利用設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	
コージェネレーション設備		□設置する ■設置しない (□仕様等の指定)	

2.2.7-1 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無

なお、竣工後に入居者が照明設備を設置する場合、その旨を設計図書等に記載（引っ掛けシーリング設置の記載など）し、具体の照明設備の種類などを記載することは不要となる。

2.2.8 太陽光発電設備

1) 記載項目

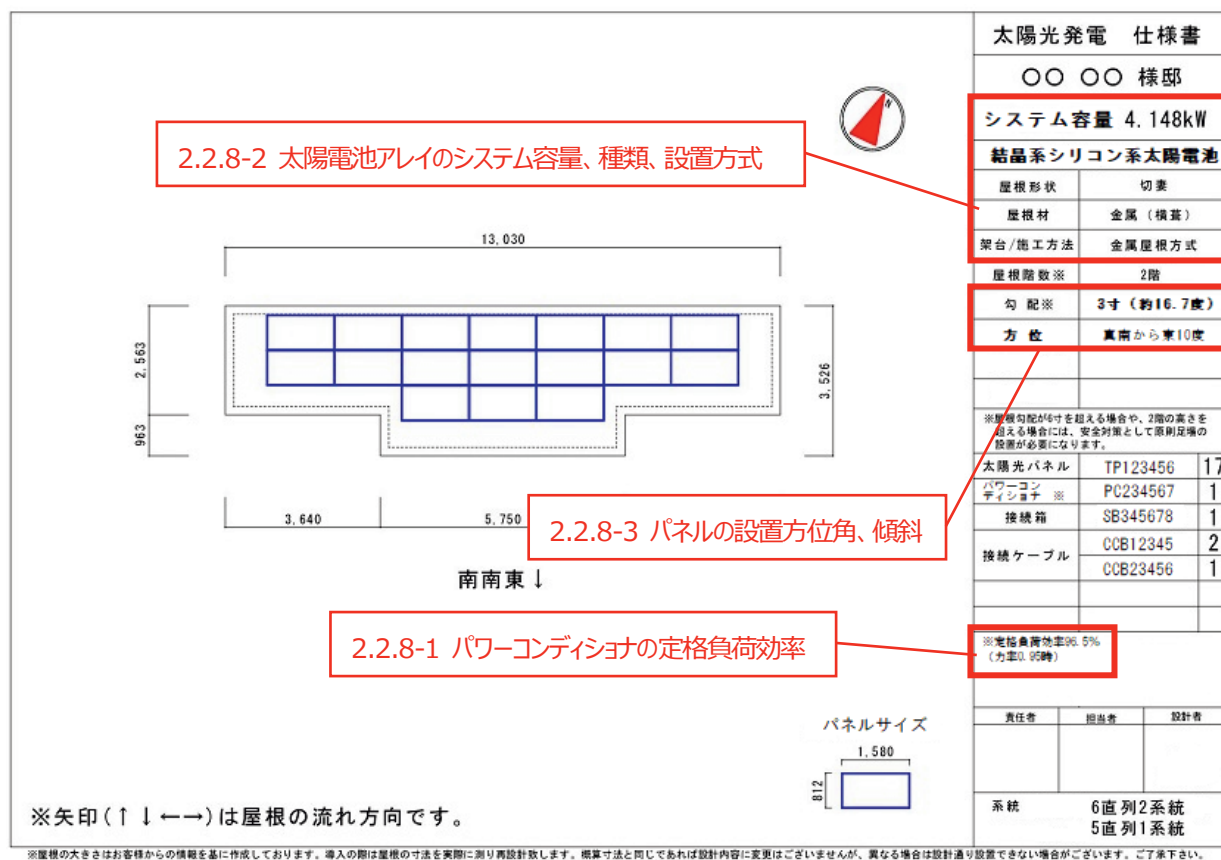
	記載項目	記載例	記載する設計図書 の例
2.2.8-1	パワーコンディショナの定格負荷効率	定格負荷効率：96.5%（力率0.95時）	仕様書、機器表
2.2.8-2	太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式	結晶シリコン系太陽電池アレイ、システム容量3.5kW、屋根置き形	仕様書、機器表
2.2.8-3	パネルの設置方位角、傾斜	パネルの設置方位角：真南から東10度、傾斜角：26.57度（5寸勾配）	パネル設置計画図

2) 設計図書の記載例

太陽光発電設備に関しては、パワーコンディショナ及び太陽電池アレイの仕様等と併せ、どのようにパネルを設置するかについて設計図書等上に明記することが必要となる。

以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 太陽光発電仕様書



※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.9 太陽熱利用設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.9-1	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番	ソーラーシステム ブランド事業者名 株式会社●● システム型式 SW0-000 集熱器型式 CP-000 蓄熱槽型式 SWT-000 成績証明書番号または自己適合宣言書番号 00ER000(2023-03-31)	仕様書、機器表
2.2.9-2	液体集熱式太陽熱利用設備の給湯接続方式、蓄熱タンク容量	接続ユニット方式、蓄熱タンク容量 200L	仕様書、機器表
2.2.9-3	液体集熱式太陽熱利用設備の集熱部の設置方位角、傾斜、面積	集熱部の設置方位角：真南から東 10 度、傾斜角：26.57 度（5 寸勾配）、 集熱部の面積：4.5 m ²	仕様書、集熱部設置計画図
2.2.9-4	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱器群（集熱部）の設置方位角、傾斜、面積	集熱部の設置方位角：真南から東 10 度、傾斜角：26.57 度（5 寸勾配）、 集熱部の面積：4.5 m ²	仕様書、集熱部設置計画図
2.2.9-5	集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片、傾き及び集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	切片 1.0、傾き 2.0、空気の質量流量 0.0107 kg/(s・m ²) (試験成績書等から読み取り)	集熱器の集熱効率特性線図、集熱性能試験成績書
2.2.9-6	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無、種別、風量（機外静圧をゼロとした時の空気搬送ファンの風量）	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有、DC ファン、風量 50 m ³ /h	仕様書、機器表
2.2.9-7	集熱した熱の給湯への利用	有	仕様書、機器表
2.2.9-8	集熱した空気の供給空間	床下	仕様書、機器表
2.2.9-9	集熱した空気を床下空間に供給する場合、床下の面積割合及び床下空間の断熱	床下の面積割合：75%（48 m ² /64 m ² ）、断熱区画内	基礎伏図

2) 設計図書の記載例

太陽熱利用設備に関しては、大きく液体集熱式太陽熱利用設備と空気集熱式太陽熱利用設備で設計図書等への記載が変わることとなる。

液体集熱式太陽熱利用設備では構成機器等の型番や集熱部の設置方法等を図書に明示することとなるが、空気集熱式太陽熱利用設備では集熱効率特性図や試験成績書等の添付が必要となる、このように一般的には入手が困難な資料や情報も必要となることが想定されるため、当該設備を利用した一次エネルギー消費量計算を行う場合は、当該機器メーカー等に図面への記載方法含めて事前に確認しておくことが望ましい。

2.2.10 コージェネレーション設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.10-1	コージェネレーション設備の品番、 逆潮流の有無	ブランド事業者名 株式会社●● 発電ユニット番 FCCS00C0NJ[zero] 貯湯ユニット品番 ー 補助熱源機品番 FT0000KRSAWCMZ	仕様書、平面図
2.2.10-2	コージェネレーション設備の種類	PEFC（個体高分子形燃料電池）	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

コージェネレーション設備に関しては、一般的な申請では設置する機器型番まで特定した申請が大半になると考えられる。この場合、当該機器のメーカー名や各ユニット等の品番を図書に明示することが必要となる。

具体的には、上表の記載例に示すような情報を、仕様書等に記載することが考えられる。

a) 設備機器表

機器番号	機器名称	品番	備考	設置場所
1	燃料電池発電ユニット	192-AS05	貯湯量28L 売電あり	屋外
2	潜熱回収型熱源機	136-N360	給湯24号 暖房14kW	屋外

2.2.10-1 コージェネレーション設備の品番

2.2.10-1 逆潮流の有無

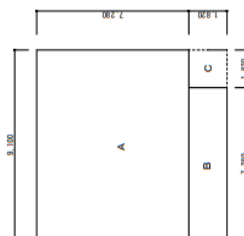
2.3 省工不適用申請圖書作成例

[illegible]

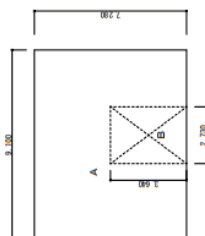
各階床面積面積



熱地面積		
イ	20.882×0.674	200.077668
ロ	20.882×0.680	200.20176
	＝ A + B	400.279428
	× 1 / 2	200.139714
熱地面積		200.13 m ²
		60.53 坪

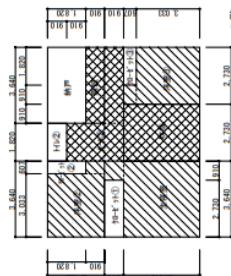
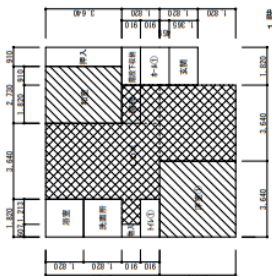


1階 床面積	
A 1007.200	66.248
B 2500.1820	13.2466
C 1820x1.820	3.3124
床面積	= A + B 79.4976
	79.49 m ²
	24.04 坪
建築階別	= A + B + C 82.8100
	82.81 m ²
	25.05 坪



2階 床面積			
A	9.100x7.280	66.248	
B	2.730x3.640	-9.8372	
床面積		= A + B	56.3108
			56.31 m ²
			17.03 m ²

各室面積



各室面積		計	
LDK	3.640x5.660=1.73x0.910+1.820x0.910+3.640x3.640	35.88403	主たる居室
階段	1.820x0.910	1.6562	
衣室	2.730x3.640	9.9372	
水+K2	1.820x1.820+1.820x0.910+3.640x0.910	8.281	(59.07043)
階段	3.640x0.910	3.3124	59.07 m ²
浴室	2.730x3.640	9.9372	その他の居室
主室①	3.640x3.640	13.2466	
主室②	3.640x3.640+0.910x0.910	14.0777	
主室③	3.032x2.730+0.670x0.910	8.8246	(54.22942)
主室④	2.730x3.032+0.910x0.607	8.8246	54.93 m ²
玄関	1.820x1.365	2.4843	併居室
土+L1	1.820x1.365	2.4843	
階段+廊下	1.820x0.910	1.6562	
土+L1	1.820x0.910	1.6562	
廊下	0.670x0.910	0.55237	
洗面所	1.820x1.820	3.3124	
洗面所	1.820x1.820	3.3124	
廊下	0.910x3.640	3.3124	
廊下	3.640x1.820	6.6248	
土+L2	1.820x0.910	1.6562	
土+L+土+L3	2.730x0.910	2.4843	
土+L+土+L2	0.670x1.820	1.10474	(31.74535)
土+L+土+L3	1.820x0.607	1.0474	31.75 m ²
			(145.7466)

面
積
表
示

敷地面積	200.13	m ²
建築面積	82.81	m ²
建築率	82.81÷200.13×100=41.3781	
床面積	41.38	%
1階	79.49	m ²
2階	56.31	m ²
合計	135.80	m ²
容積対象面積	135.80	m ²
建築率	135.80÷200.13×100=67.85589	
	67.86	%

株式会社 ●●建設

—建設部土事課所 △△建設事務課 第▲▲▲▲号
建設部所可 △△建設事務課 第▲▲▲▲▲号

一級建築士 大田孝雄 氏

PROJECT

OO様邸 新築工事

--	--

✈ 增长

DATE

SCALE	1/200	IN	2
-------	-------	----	---

外部仕上表

名称	仕様	備考
外観	カラーベスト・コロニア風	塗装番号 押・〇〇〇〇
内装	関東系サイディング	
軒裏	ケイ酸カルシウム系	
基礎	押出成形セメント板	
壁	煉瓦風・瓦 丸隅	
玄関土間	紺摺タイル 150角	
足場	モルタル面仕上げ	
	水切 カラー樹脂	
バルコニー		
換気金網	外壁換気口 アルミ製	100mm径2付
	屋根換気口 アルミ製	
	軒裏換気口 アルミ製	国産交換水垢防止品

[illegible]

新熱材、外部建具、その他

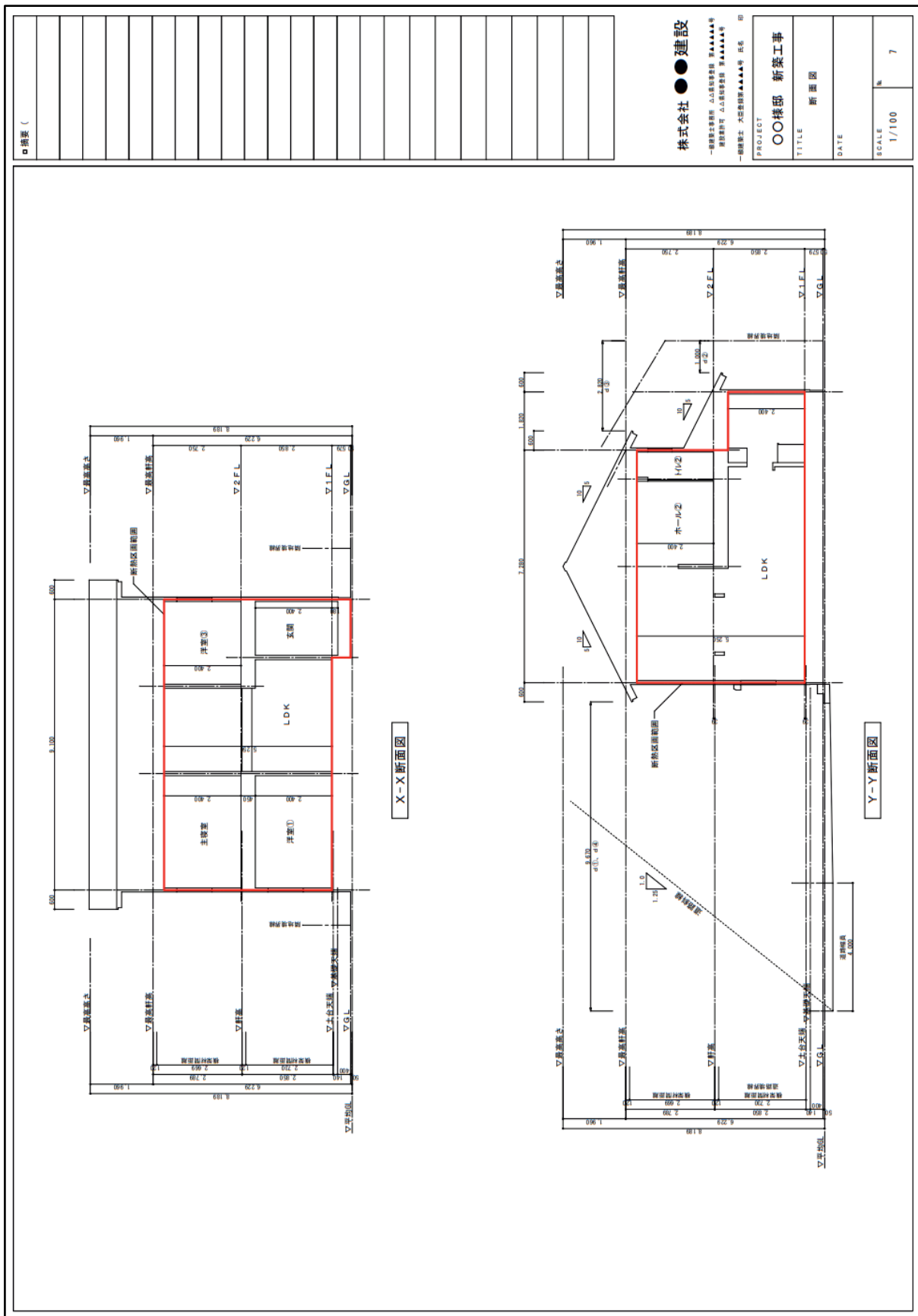
[illegible]

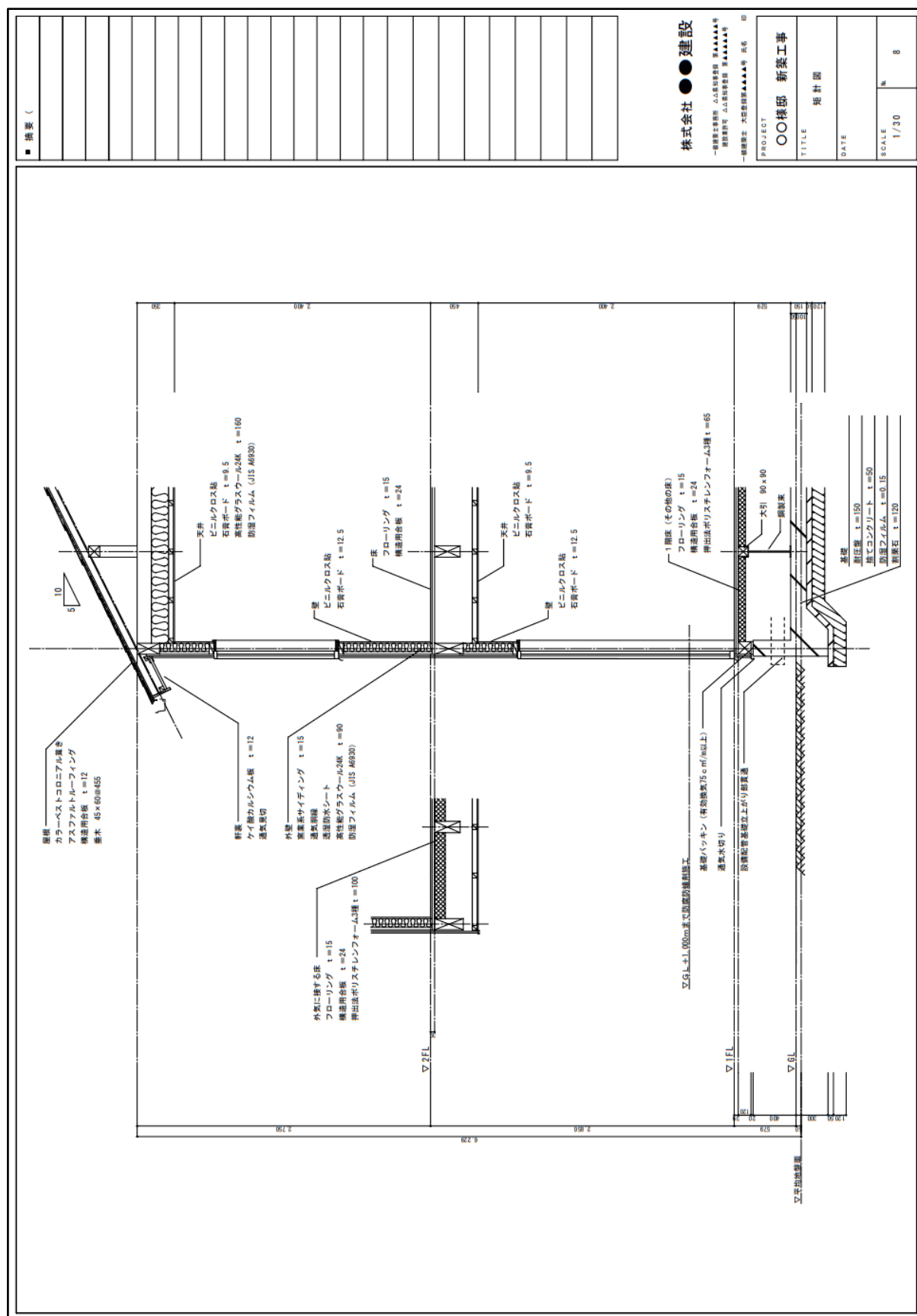
設備仕様

[illegible][illegible]









■ 概要 (

株式会社 ● 建設

一般建築士事務所 〇〇建設事務所 〇〇建設事務所
建設事務所 〇〇建設事務所 〇〇建設事務所

一般建築士 大田建設事務所 〇〇建設事務所

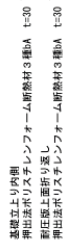
PROJECT
〇〇様邸 新築工事

TITLE
基礎図

DATE

SCALE
1/30

8



株式会社 ●●建設





- ・ 計算シート（部位の熱貫流率計算書なども含む。）

図表 12-5

3-4

鋼材断面積の算出数値表 (1/20×40×1/20(単位:mm)と単位:kg)									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材
断面形状と寸法									
断面形状と寸法		単位	材	断面形状	材	断面形状	材	断面形状	材

- 一次エネルギー消費量計算書（住宅Webプロ計算結果）

- その他必要に応じて使用する建材、設備機器等の性能等を示す根拠資料などの提出が必要となる。

